

設計業務等標準積算基準 (県基準)

青字：今回改訂部分

(白紙)

設計業務等標準積算基準（県基準）

第1章 共通

第1項 土木工事積算業務委託	県-1-1- 1
1. 土木工事積算業務委託	県-1-1- 1
Ⅰ. 適用範囲	県-1-1- 1
Ⅱ. 積算業務委託料の構成	県-1-1- 1
Ⅲ. 積算基準	県-1-1- 2
Ⅳ. 工期の算定	県-1-1- 6
Ⅴ. 適用除外	県-1-1- 6
第2項 土木工事積算基礎資料作成業務委託	県-1-2- 1
1. 土木工事積算基礎資料作成業務委託	県-1-2- 1
Ⅰ. 適用範囲	県-1-2- 1
Ⅱ. 業務内容	県-1-2- 1
Ⅲ. 積算基礎資料作成業務委託料の構成	県-1-2- 1
Ⅳ. 積算基準	県-1-2- 2
Ⅴ. 工期の算定	県-1-2- 7
Ⅵ. 適用除外	県-1-2- 7
積算基礎資料作成業務のフロー図	県-1-2- 8
第3項 現場技術業務関係	県-1-3- 1
Ⅰ. 現場技術業務委託実施要領（案）	県-1-3- 1
Ⅱ. 現場技術業務委託契約書（案）	県-1-3- 2
Ⅲ. 現場技術業務委託共通仕様書（案）	県-1-3- 7
Ⅳ. 現場技術業務委託特記仕様書（案）	県-1-3-12
Ⅴ. 現場技術業務委託執行上の運用	県-1-3-15
Ⅵ. 現場技術業務委託積算基準（案）	県-1-3-17
Ⅶ. 土木工事施工管理業務委託実施要領（案）	県-1-3-21
Ⅷ. 土木工事施工管理業務委託契約書（案）	県-1-3-22
Ⅸ. 土木工事施工管理業務委託共通仕様書（案）	県-1-3-27
X. 土木工事施工管理業務委託特記仕様書（案）	県-1-3-32
XI. 土木工事施工管理業務委託執行上の運用	県-1-3-34
XII. 土木工事施工管理業務委託積算基準（案）	県-1-3-35
第4項 国有林野の使用申請及び保安林解除手続関係	県-1-4- 1
1. 国有林野の使用申請及び保安林解除手続関係書類作成業務に関する 歩掛について	県-1-4- 1
2. 国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成業務委託共通仕様書（案）	県-1-4- 2

第2章 道路 ※所管：道路課

第1項 橋梁補修・補強設計業務積算基準（案）	県-2-1- 1
第1節 積算基準	県-2-1- 1
第2節 標準歩掛	県-2-1- 3
第2項 流雪溝設計業務積算基準（案）	県-2-2- 1
1. 設計協議等における旅費交通費の積算	県-2-2- 1
2. 電子成果品作成費の積算	県-2-2- 1
3. 業務委託料の積算	県-2-2- 1
4. 流雪溝設計業務標準歩掛	県-2-2- 2
第3項 防雪柵詳細設計業務 標準歩掛（案）	県-2-3- 1
防雪柵詳細設計業務 特記仕様書（案）	県-2-3- 3
第4項 道路環境調査業務等積算基準	県-2-4- 1
1. 道路環境調査業務等積算基準	県-2-4- 1
2. 打合せ	県-2-4- 1
3. 大気質	県-2-4- 2
4. 騒音及び振動	県-2-4- 5
5. 報告書作成	県-2-4-10
6. 道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲	県-2-4-11

第5項 橋梁詳細設計（鋼橋上部工の非合成桁としての照査）	県-2-5- 1
第1節 適用範囲	県-2-5- 1
第2節 標準歩掛	県-2-5- 2
第3節 特記仕様書	県-2-5- 4

第3章 河川砂防 ※所管：河川砂防課

第1項 土砂災害防止法に基づく基盤図作成業務	県-3-1- 1
1-1 適用範囲	県-3-1- 1
1-2 基盤図作成業務委託料	県-3-1- 1
1-3 業務委託料の積算	県-3-1- 2
土砂災害防止法に基づく基盤図作成業務標準歩掛（案）	県-3-1- 3
土砂災害防止法基礎調査事業 砂防基盤図作成業務 特記仕様書（案）	県-3-1- 4
第2項 土砂災害防止法に基づく基礎調査業務	県-3-2- 1
1-1 適用範囲	県-3-2- 1
1-2 基礎調査業務委託料	県-3-2- 1
1-3 業務委託料の積算	県-3-2- 2
土砂災害防止法に基づく基礎調査業務標準歩掛（案）	県-3-2- 3
土砂災害防止法に基づく基礎調査業務 特記仕様書（案）	県-3-2- 4
第3項 砂防指定地進達書類作成	県-3-3- 1
I. 適用範囲	県-3-3- 1
II. 標準歩掛	県-3-3- 1
III. 諸経費	県-3-3- 2
IV. その他	県-3-3- 2
第4項 砂防えん堤改築詳細設計 標準歩掛（案）	県-3-4- 1
砂防えん堤改築詳細設計業務 特記仕様書（案）	県-3-4- 2
第5項 砂防流域調査検討業務 標準歩掛（案）	県-3-5- 1
砂防流域調査検討業務 特記仕様書（案）	県-3-5- 2

第4章 用地 ※所管：建設政策課用地班

第1項 用地調査等業務費積算基準	県-4-1- 1
第1 適用範囲	県-4-1- 1
第2 業務費の構成	県-4-1- 2
第3 業務費の内容及び積算	県-4-1- 3
第4 共通	県-4-1- 9
第5 権利調査	県-4-1-10
第6 建物等の調査	県-4-1-14
第7 営業その他の調査	県-4-1-40
第8 予備調査	県-4-1-45
第9 移転工法案の検討	県-4-1-51
第10 事業認定申請図書等の作成	県-4-1-61
第11 再算定業務	県-4-1-73
第12 土地評価	県-4-1-75
第13 補償説明	県-4-1-78
第14 消費税等調査	県-4-1-80
第15 地盤変動影響調査等	県-4-1-81
第2項 用地補償総合技術業務費積算基準	県-4-2- 1
第1 適用範囲	県-4-2- 1
第2 積算基準	県-4-2- 1

第1章 共通

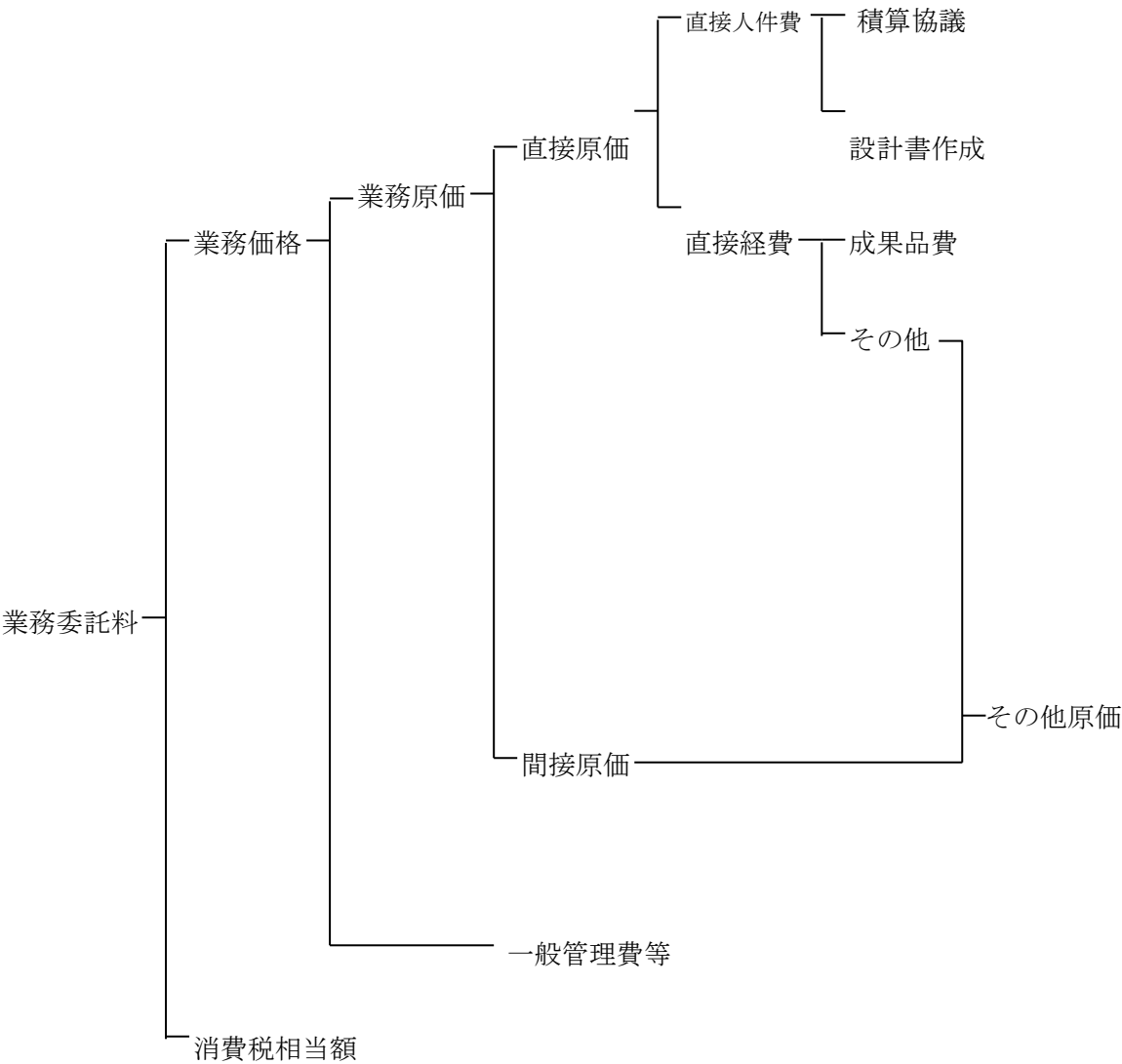
第1項 土木工事積算業務委託

1. 土木工事積算業務委託

I. 適用範囲

本積算基準は、土木工事の積算を建設コンサルタント等に委託する場合に適用する。

II. 積算業務委託料の構成



Ⅲ. 積算基準

1) 積算協議

積算協議は必要に応じて計上するものとする。

(人／件)

	技師 (A)	技師 (B)
当 初 打 合 せ	0.5	0.5
成 果 品 納 入 時	0.5	0.5
計	1.0	1.0

- ※ 注 1. 中間打合せが必要な場合は別途考慮すること。
2. 上記歩掛には往復交通費を含んでいる。
 3. 積算協議は、直接人件費として、その他原価、一般管理費等の対象とする。
 4. 設計業務と積算業務を同時委託した場合、必要な協議等は設計業務で行うこととし、積算協議は計上しない。

2) 設計書作成（実施設計書）

イ) 標準歩掛

(人／件)

	直 接 人 件 費		
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)
積 算 計 画	0.5	1.0	
実施図面作成		1.5	1.5
数 量 算 出		1.5	1.5
積 算		2.0	1.5
照 査	0.5		
計	1.0	6.0	4.5

※注 1. 上表は設計業務のうち、積算業務のみを委託した場合の工事費 10,000 千円を超えて、50,000 千円以下の道路改良工事（発注予定単位）とした標準歩掛である。

2. 各構成費目の内訳は次のとおりとする。

① 積算計画

- ・委託作業を進めるため現地調査を行う。
- ・設計図書及び設計報告書等の内容を確認し、積算基本方針を検討する。
- ・施工現場での工程等を整理したうえ、施工の条件を確認する。

- ② 実施図面作成
- ・工事発注に向けた図面を整理する。
- ③ 数量算出
- ・積算に必要な数量を集計し、数量計算書及び集計表を作成する。
- ④ 積算
- ・土木工事標準積算基準書等の基準類をもとに、適用する歩掛・単価の条件を整理する。
 - ・特殊歩掛、特殊単価を抽出する。ただし、見積り及び資料の徴収は含まない。
 - ・設計図面、数量計算書等により設計額を算定し、設計図書を作成する。ただし、特記仕様書の作成業務は含まない。
- ⑤ 照 査
- ・設計図書と積算条件確認書及び指示事項等の照合、積算方針との整合、数量・歩掛・単価の適正、違算の有無確認（検算）及び総合的な誤りがないか確認する。

ロ) 標準歩掛の補正

① 業務内容による割増率（X 1）

現行のとおり。

業 務 内 容	割増率（X 1）
設計業務と積算業務	－ 4 0 %
積 算 業 務 の み	± 0 %

※注 1. 積算済み設計図書の修正作業の場合は、難易度により 30%の範囲で増減できるものとする。

② 工事費による割増率（X 2）

工 事 費	割増率（X 2）
～ 5,000 千円以下	－60%
5,000 千円を超え ～ 10,000 千円以下	－40%
10,000 千円を超え ～ 50,000 千円以下	0%
50,000 千円を超え ～ 100,000 千円以下	50%
100,000 千円を超え ～ 300,000 千円以下	70%
300,000 千円を超え ～ 500,000 千円以下	90%

※ 注 1. 500,000 千円を超える工事費については、200,000 千円毎に 20%割増しすること。

③ 工種による割増率（X 3）

工 種	割増率（X 3）
道路改良・道路構造物・橋梁補修、補強（上下部）	0%
道路維持	-10%
舗装	-30%
交通安全	-30%
流雪溝・側溝改良	-30%
河川・河川構造物・砂防（流路工）	0%
砂防（堰堤工）	0%
海岸	0%
河川維持	-10%
橋梁上部	0%
電線共同溝・情報ボックス	0%
トンネル	20%
下水道	0%
急傾斜	-20%
地すべり	0%
公園	-10%

④ 工事件数（工区）による割増率（X 4）

1 件の業務委託内に工事件数（工区）が複数になる場合、歩掛低減（－30%）を行う。

工事（工区）件数	工 種	割増率（X 4）
全体		0%
1 件(工区)	A	0%（-30%）
2 件(工区)	A	-30%
3 件(工区)	A	-30%
4 件(工区)	B	0%（-30%）
5 件(工区)	B	-30%
6 件(工区)	B	-30%
・		
・		

- ※ 注1. 工種「A」「B」は工種が異なることを示す。
- ※ 注2. この低減は、工事箇所及び工種が同一の場合のみ適用する。
- ※ 注3. 「全体」とは全体工事費算出のための積算のことであり、「工区」とはその中の一部区間の積算のことをいう。
- ※ 注4. カッコ書き内の低減は、全体工事費算出の積算を行ったうえで、その中の工区割りの積算も行う場合に適用する。
- ※ 注5. 「全体」の積算において図面作成が必要ない場合は、「全体」に該当する歩掛から「実施図面作成」を控除するものとする。

ハ) 積算歩掛の計算

業務内容、工事費及び工種に伴う業務の補正は次式による。

積算歩掛＝標準歩掛 × X

$$X = (1 + X_1) \times (1 + X_2) \times (1 + X_3) \times (1 + X_4)$$

但し、Xは小数第2位を四捨五入し、小数第1位にまとめる。

ニ) 設計変更の歩掛

設計変更の歩掛は、次による。

設計変更の歩掛＝積算歩掛×設計変更補正＝標準歩掛×X×設計変更補正

- ※ 注1. 上記の歩掛は「実施設計積算」及び「現場技術業務」を一連の委託業務により実施した場合のみ適用できる。
- ※ 注2. 設計変更補正は70%を標準とし、難易度に応じて10%の範囲内で増減出来る。
- ※ 注3. やむを得ず現場技術業務を行わずに設計変更業務を委託する場合は、設計変更補正は行わないこと。

3) 直接経費

成果品費

各業務に係る成果品の費用は次による。

成果品（印刷、図面作成費、製本費（金抜き設計書を含む）に係る費用は、直接人件費に対する率により算出するものとする。

成果品費（千円）＝5.1 × $x^{0.38}$

ただし、x：直接人件費（千円）

- ※注1. 直接人件費は千円単位（少数点以下切り捨て）とする。
- ※注2. 算出された成果品費は千円未満を切り捨てるものとする。
- ※注3. 成果品費の上下限については、上限：250 千円、下限：20 千円とする。

4) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

5) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

なお、財団法人等に委託する場合は、27%とする。

6) 業務委託料

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

IV. 工期の算定

積算業務に関する工期の算定は、下記の日数を参考とする。

工事費	50,000 千円未満	50,000 千円以上
日 数	15日	20日

※注1. 上表には、対外協議の回答待ち等による作業の中断（一時中止）に要する期間は含まれていない。

2. 上表によることが困難な場合は、別途考慮することができる。

V. 適用除外

1. この基準によることが困難な場合は、別途見積等により算定することができる。
2. 本積算基準には、設計及び調査業務に関するコンサルタント会社等への問い合わせ、設計変更に係わる工事施工業者との協議、及び本業務を遂行するうえで生じる関係機関との調整に関する費用は含まれていない。

第1章 共通

第2項 土木工事積算基礎資料作成業務委託

1. 土木工事積算基礎資料作成業務委託

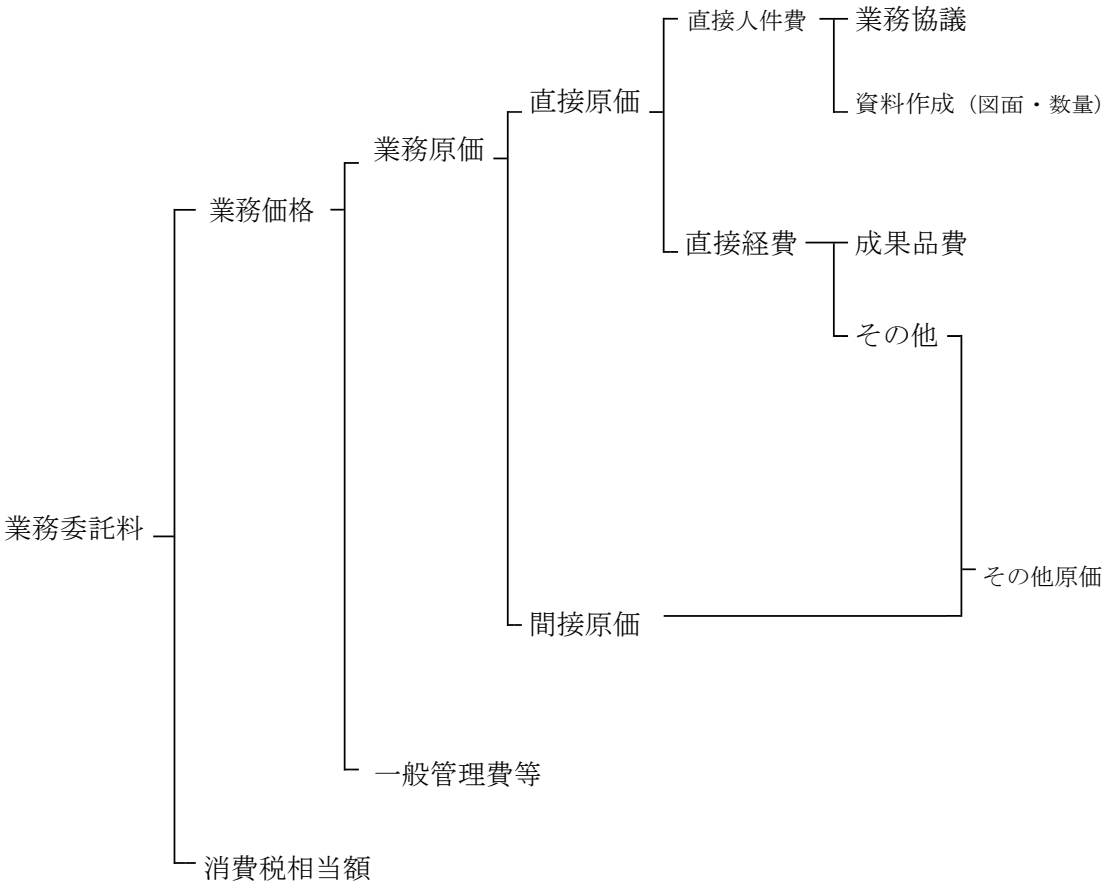
I. 適用範囲

本積算基準は、工事発注に必要な図面作成および数量のとりまとめ（以下「資料作成業務」）を建設コンサルタント・測量会社等に委託する場合に適用する。

II. 業務内容

この業務は、工事費積算のための図面・数量を作成するものであり、作業手順については「積算基礎資料作成業務のフロー図」による。

III. 積算基礎資料作成業務委託料の構成



※注. 資料作成業務を設計業務と同一委託で発注する場合（以下、「設計業務と同一委託で発注」または「同一委託」）、資料作成業務分の歩掛等については、設計業務での該当箇所に計上するものとする。

IV. 積算基準

1) 資料作成協議

資料作成協議は必要に応じて計上するものとする。

イ) 標準歩掛

(人／件)

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)
打合せ(当初・中間)	0.5	1.0	0.5
成果品納入時	0.5		0.5
計	1.0	1.0	1.0

※注1. 上記歩掛には往復交通費を含んでいる。

2. 積算協議は、直接人件費として、その他原価、一般管理費等の対象とする。

ロ) 標準歩掛の補正

設計業務を行ったコンサルタント等との随意契約（以下「随意契約」）および「設計業務と同一委託で発注」の場合、以下により、基礎資料作成業務の単独発注（以下「単独発注」）の歩掛に対し補正を行う。なお、「設計業務と同一委託で発注」の場合、「設計業務」の打合せとは別に、計上するものとする。

	補正係数		
	単独発注	設計業務と同一委託で発注	随意契約
打合せ(当初・中間)	100%	0%	50%
成果品納入時	100%	0%	100%

2) 資料作成

イ) 標準歩掛（実施設計書）

(人／件)

	直接人件費		
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)
資料作成計画	0.4	0.8	
実施図面作成		1.5	1.5
数量算出		1.5	1.5
照査	0.5		
計	0.9	3.8	3.0

※注1. 上表は設計業務のうち、「既存積算書無し」、「工事費10,000千円を超えて、50,000千円以下」、「道路改良工事」、「単独発注」の場合の標準歩掛である。

2. 各構成費目の内訳は次のとおりとする。

① 資料作成計画

- ・ 委託作業を進めるための現地調査を行う。
- ・ 設計図書及び設計報告書等の内容を確認し、積算基本方針を検討する。
- ・ 施工現場での工程等を整理したうえ、施工の条件を確認する。

② 実施図面作成

- ・ 工事発注に向けた図面を整理する。

③ 数量算出

- ・ 「新土木工事積算体系」にもとづき、積算に必要な数量を集計し、数量計算書及び集計表を作成する。

⑤ 照査

- ・ 設計図書と仕様書及び指示事項等の照合、積算方針との整合、数量と図面の一致及び総合的な誤りがないか確認する。

ロ) 標準歩掛の補正

① 既存積算書の有無による割増率 (X 1)

既存積算書の有無	割増率 (x 1)
既存積算書有り (修正)	± 3 0 %
既存積算書無し (新規)	± 0 %

※注 1. 割増率 x 1 については、難易度により ±30% の範囲内で設定するものとする。

2. 「既存積算書有り」とは、「新土木工事積算体系」に沿った形で、積算システムにより積算されたものが有る場合とする。

② 工事費による割増率 (x 2)

工 事 費	割増率 (x 2)
～ 5, 000 千円以下	-60%
5, 000 千円を超え ～ 10, 000 千円以下	-40%
10, 000 千円を超え ～ 50, 000 千円以下	0%
50, 000 千円を超え ～ 100, 000 千円以下	50%
100, 000 千円を超え ～ 300, 000 千円以下	70%
300, 000 千円を超え ～ 500, 000 千円以下	90%

※ 注 1. 500, 000 千円を超える工事費については、200, 000 千円毎に 20% 割増しすること。

③ 工種による割増率（x 3）

工 種	割増率（x 3）
道路改良・道路構造物・橋梁補修、補強（上下部）	0%
道路維持	-10%
舗装	-30%
交通安全	-30%
流雪溝・側溝改良	-30%
河川・河川構造物・砂防（流路工）	0%
砂防（堰堤工）	0%
海岸	0%
河川維持	-10%
橋梁上部	0%
電線共同溝・情報ボックス	0%
トンネル・下水道	20%
下水道	0%
急傾斜	-20%
地すべり	0%
公園	-10%

ハ) 業務内容、工事費、工種にともなう補正

以上、「ロ）①～③」による業務内容、工事費、工種にともなう業務の補正係数は次式による。

$$x = (1 + x_1) \times (1 + x_2) \times (1 + x_3)$$

但し、x は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位にまとめる。

二) 実施・精算による補正

資料作成業務が対象とする工事の発注時点が、当初発注時点か変更契約時点かによる補正係数については以下による。

実施・精算	補正係数
実施	100%
精算	40%

※1. 「精算」の場合、その難易度により10%の範囲内で増減できるものとする。

ホ) 工事件数による補正

1 件の委託内で、資料を作成する工事の件数が複数になる場合、以下により、歩掛の低減を行う。

工事件数	計上率
1 件目	100%
2 件目以降	70%

※ 1. 歩掛の低減にかかる「1 件目」については、工事の金額が最も大きいものとする。

ヘ) 発注形態の違いによる補正

「設計業務と同一委託で発注」の場合および「随意契約」の場合、「単独発注」の場合を 100% とし、以下により歩掛の補正を行う。

	補正係数		
	単独発注	設計業務と同一委託で発注	随意契約
資料作成計画	100%	0%	50%
実施図面作成	100%	50%	50%
数量算出	100%	50%	50%
照 査	100%	100%	100%

ト) 資料作成業務歩掛の計算

上述、「ハ)」～「ヘ)」により資料作成業務の歩掛は次式による。

資料作成業務歩掛

= 標準歩掛 × x × 「実施・精算による補正」 × 「工事件数による補正」 × 「発注形態の違いによる補正」

計算例) 資料作成業務で 3 件の工事の資料作成を行う場合

条件 「既存積算書無し」、「50,000 千円を超え 100,000 千円以下: 2 件、5,000 千円を超え 10,000 千円以下: 1 件」、「道路改良」、「精算」、「随意契約」
上記条件により、

① 「50,000 千円を超え 100,000 千円以下」の工事について、

既存積算書の有無「既存積算書無し」: $x_1 = 0\%$ 、工事費「50,000 千円を超え 100,000 千円以下」: $x_2 = 50\%$ 、工種「道路改良」: $x_3 = 0\%$

$x = (1+0/100) \times (1+50/100) \times (1+0/100) = \underline{1.5}$

工事件数が「3、4 件」の内の、「1 件目」と「2 件目」となり、それぞれ工事件数による補正として 100% と 70% の計上となり、計 **170%** を計上する。

- ②「5,000千円を超え10,000千円以下」の工事について、
 既存積算書の有無「既存積算書無し」：x1 = 0%、工事費「5,000千円を超え10,000千円以下」：x2 = -40%、工種「道路改良」：x3 = 0%、

$$x = (1+0/100) \times \{1+(-40/100)\} \times (1+0/100) = \underline{0.6}$$

 工事件数が「3件目」となり、工事件数による補正として、70%を計上とする。
- ③以上「①」、「②」から $1.5 \times 170 + 0.6 \times 70 = \underline{297\%}$ を標準歩掛に対して計上することとなる。
- ④「実施・精算による補正」について、「精算」であるので、40%となる。
- ⑤「発注形態の違いによる補正」について、「随意契約」であるので、「資料作成計画」については50%、「実施図面作成」については50%、「数量算出」については50%、「照査」については100%となる。
- ⑥「③」、「④」、「⑤」によりこの計算例においては、標準歩掛に補正係数、3.0、0.4を乗じて、作業項目別にそれぞれ0.5(資料作成計画)、0.5(実施図面作成)、0.5(数量算出)、1.0(照査)を乗ずることとなる。

3)「実施」と「精算」の同一業務での発注

実施と精算を同一の業務で発注する場合、「資料作成協議」および「資料作成」について、「精算」の歩掛は、以下の表による発注形態ごとの補正率を用い、「IV. 2)」までの補正率により算出した歩掛を計上する。

イ) 資料作成協議

発注形態	実施分補正	精算分補正
「単独発注」	「単独発注」	「同一委託」
「設計業務と同一委託で発注」	「同一委託」	「同一委託」
「随意契約」	「随意契約」	「同一委託」

※1. 資料作成協議は必要に応じて計上するものであり、上表の補正を原則とする。

ロ) 資料作成

発注形態	実施分補正	精算分補正
「単独発注」	「単独発注」	「同一委託」
「設計業務と同一委託で発注」	「同一委託」	「同一委託」
「随意契約」	「随意契約」	「同一委託」

4) 直接経費

成果品費

各業務に係る成果品の費用は次による。

成果品（印刷、図面作成費、製本費（金抜き設計書を含む））に係る費用は、直接人件費に対する率により算出するものとする。

$$\text{成果品費（千円）} = 5.1 \times x^{0.38}$$

ただし、 x ：直接人件費（千円）

※注1．直接人件費は千円単位（少数点以下切り捨て）とする。

※注2．算出された成果品費は千円未満を切り捨てるものとする。

※注3．成果品費の上下限については、上限：250千円、下限：20千円とする。

5) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

6) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

7) 業務委託料

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

V. 工期の算定

資料作成業務に関する工期の算定は、下記の日数を参考とする。

工事費	50,000千円未満	50,000千円以上
日数	15日	20日

※注1．上表には、対外協議の回答待ち等による作業の中断（一時中止）に要する期間は含まれていない。

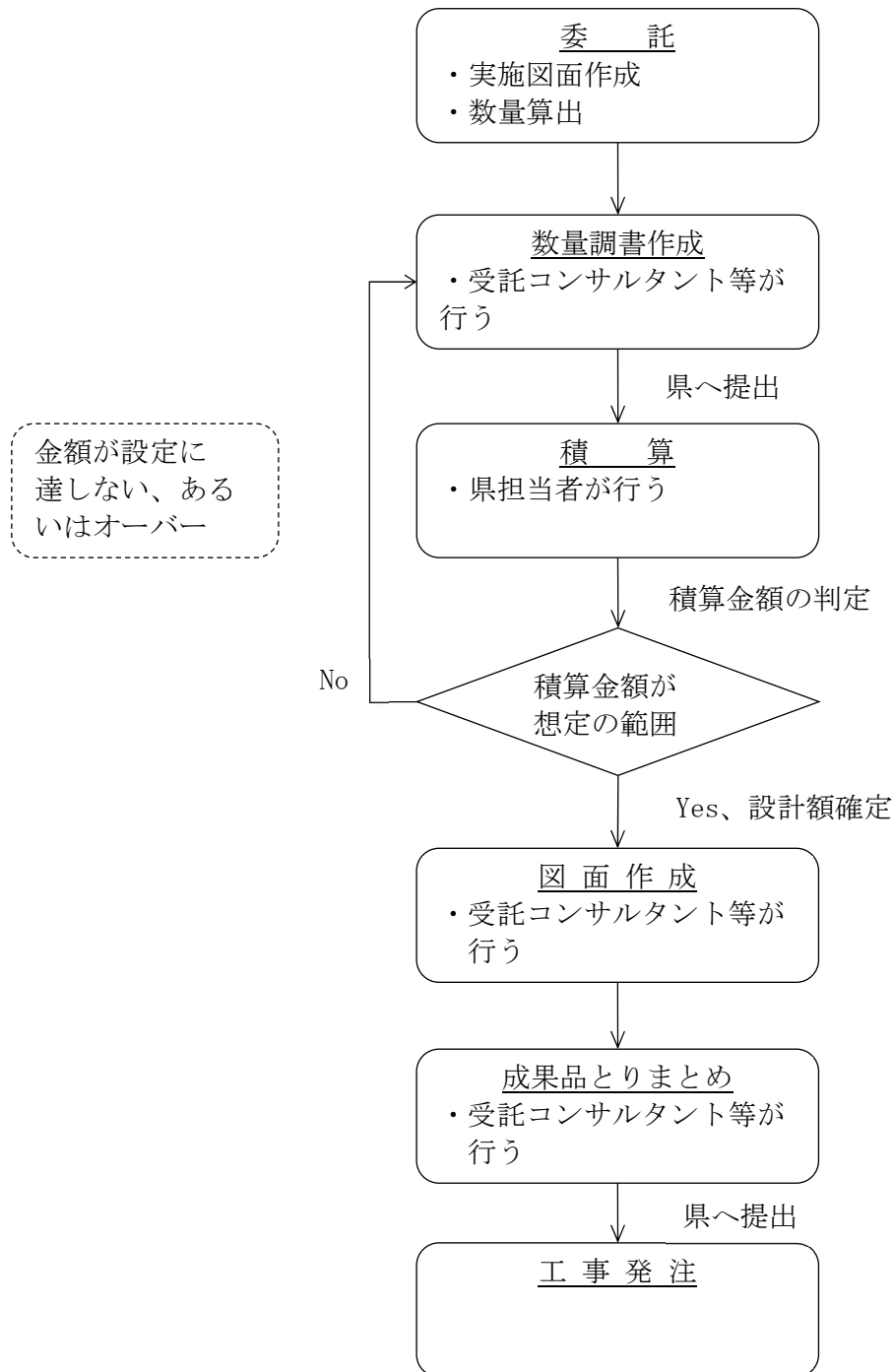
2．上表によることが困難な場合は、別途考慮することができる。

VI. 適用除外

1．この基準によることが困難な場合は、別途見積等により算定することができる。

積算基礎資料作成業務のフロー図

発注条件の決定 ①業務内容 ②工事金額 ③工種 ④当初・変更の別 ⑤工事件数



第1章 共通

第3項 現場技術業務関係

I. 現場技術業務委託実施要領（案）

1. 目的

この要領は、秋田県建設部が所管する土木工事の施工に必要な現場技術業務の一部を委託する場合に必要な事項を定めることにより、業務委託の適正な履行を確保することを目的とする。

2. 調査職員

委託契約を締結した契約者は、3の各号に掲げる業務を受託者に行わせるため調査職員（総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。）を任命し、任命後速やかに受注者に通知するものとする。

3. 委託できる現場技術業務

委託できる現場技術業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1）請負工事の契約の履行に必要な資料の作成に関する業務
- （2）請負工事の施工状況の照合等に関する業務
- （3）地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料等の作成に関する業務

4. 委託員数及び委託期間

現場技術業務委託の委託員数及び委託期間は、別に定める要領（案）を参照のうえ、全体の工事件数、工事内容、現場条件及び職員の数等を勘案したうえで定めるものとする。

5. 積算基準

委託費の積算は、別に定める「現場技術業務委託積算基準（案）」によるものとする。

6. 現場技術業務

現場技術業務は、「秋田県請負工事監督事務処理要領」に基づき行うものとする。

7. 現場技術業務を委託する場合の土木工事施工業者への通知

対象土木工事の特記仕様書に、現場技術業務委託を行うこと及び現場技術員の権限や立場を明記するものとする。

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

II. 現場技術業務委託契約書（案）

1. 委託業務の名称

- ## 2. 委託業務の場所

3. 委 託 期 間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

4. 業務委託料 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥

上記の委託業務について、発注者（以下「発注者」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所

氏 名

印

受注者住所

氏 名

印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 仕様書に明記されていない仕様がある場合には発注者受注者協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(秘密の保持等)

- 第4条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(調査職員)

- 第5条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

(管理技術者等)

- 第6条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対して、受注者が業務を処理するために使用している者（管理技術者を除く。以下「現場技術員」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

(措置請求)

- 第7条 発注者は、管理技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められたときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、現場技術員で業務の処理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 6 発注者は、前項の規定により請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(物品類の貸与)

- 第8条 受注者は、発注者の貸与する図面その他の書類及び物品類を使用することができる。
- 2 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
 - 3 受注者は、自己の故意又は、過失により、貸与品が滅失若しくは、き損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務処理の結果の報告書)

- 第9条 受注者は、仕様書に定めるところにより発注者に業務処理の結果を報告しなければならない。
- 2 発注者又は調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して、書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者受注者協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

- 第11条 業務の履行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 2 第1項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検 査)

- 第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員により検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

- 第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 前項の請求額は委託料から受注者がその時点までに受領した部分払金の額を差引いた額とする。
- 3 発注者は、第1項の請求を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

- 第14条 受注者は、業務の完了前に業務の既済部分に相応する委託料相当額の10分9の以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中 回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求があった日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払を請求する場合においては、第1項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額からすでに部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(発注者の解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 この責に帰すべき理由により履行期限までに又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 第3条の規定に違反したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相応する委託料相当額を受注者に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定により契約を解除された場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- 第16条 発注者は業務が完了しない間は、前条第1項の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

- 第17条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第10条第1項の規定により業務内容を変更したため委託料の額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第10条第1項の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第15条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金等の徴収)

- 第18条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年2.5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

- 第19条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

Ⅲ. 現場技術業務委託共通仕様書（案）

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、秋田県建設部が委託する現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む。）、特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 一、「発注者」とは、契約担当者をいう。
- 二、「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 三、「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第5条に規定する者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
- 四、「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第6条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 五、「現場技術員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
- 六、「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 七、「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 八、「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 九、「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
- 十、「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

十一.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

十二.「打合せ」とは、現場技術業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第 3 条 一般的留意事項

1. 管理技術者は、第 8 条及び第 9 条で示された業務の適正な履行を確保するため現場技術員が行う業務に係わる次の諸事項が適切に行われるように、現場技術員を指揮監督しなければならない。

一. 監督に関する業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理解し、厳正に実施すること。

二. 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

三. 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。

四. 監督に関する業務の実施にあたって、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、更に工事現場の状況についても精通しておくこと。

五. 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。

2. 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について打ち合わせ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 現場技術員は、管理技術者のもとに第8条に掲げる業務を適正に実施するものとし、工事請負者に対する指示(調査職員から現場技術員を通じて行う場合は除く。)、承諾を行ってはならない。

第 4 条 業務実施計画書

受注者は、業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 5 条 業務実施報告書

受注者は別に定める様式により、次に掲げる次項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

一. 実施した業務の内容

二. その他必要事項

第 6 条 業務完了時の提出書類

業務が完了した場合、前条に規定する業務実施報告書を一括整理して提出するものとする。

第 7 条 守秘義務

受注者は、契約書第 4 条の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 2 章 現場技術業務

第 8 条 業務内容

受注者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

1 . 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成

(1) 受注者は、調査職員の指示により工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、調査職員に提出するものとする。

(2) 受注者は、調査職員の指示により工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

(3) 受注者は、次の各号に掲げる項目について調査職員の指示により現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、調査職員に報告又は提出するものとする。

一、図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

二、設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三、設計図書の表示が明確でないこと。

四、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

六、工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合

(4) 受注者は、調査職員の指示により工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、測量又は図書等の資料作成を行い、調査職員に提出するものとする。

2. 請負工事の施工状況の照合等

- (1) 受注者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (2) 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (3) 受注者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (4) 受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、調査職員の指示により地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

第9条 工事検査の立会い

受注者は、調査職員の指示により請負工事に係る工事検査に立会うものとする。

第10条 書面での報告

第2章（現場技術業務）の各条にいう書面で調査職員に報告することは、業務実施報告書によるものとする。

業 務 実 施 報 告 書

対象業務（工事）名	区 分	管理技術者	現場技術員
	令和 年 月		
	実 施 業 務 の 概 要		

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

IV. 現場技術業務委託特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本業務は、契約書及び現場技術業務委託共通仕様書（案）によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

第2条 管理技術者及び現場技術員の資格

（1）管理技術者及び現場技術員の資格は次表のとおりとする。

職 階	資 格 等
管 理 技 術 者	① 1 級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統轄管理を5年以上継続している者 ② 技術士（建設部門）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統轄管理を5年以上継続している者 ③ 秋田県の認定した者
技 師 （C）	① 1 級土木施工管理技士の資格を有する者 ② 2 級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 ③ 大学卒業後 5 年、短大・高専卒業後8 年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者

第3条 業務の対象

本業務の対象事業等は、下表のとおりとする。

	担 当	事 業 名 等
現 場 技 術 業 務	〇〇振興局管内 主幹 △△	□□改築事業 ☆☆工事等

第 4 条 業務場所

主とする業務場所は 市 区 町
(地域振興局内)

第 5 条 業務期間

業務期間は次のとおりとする。

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ケ月間

第 6 条 業務の範囲

(1) 業務の範囲

1) 業務の範囲は、原則として次に示すとおりとする。

1. 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成

- ① 受注者は、調査職員の指示により工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、調査職員に提出するものとする。
- ② 受注者は、調査職員の指示により工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 受注者は、次の各号に掲げる項目について調査職員の指示により現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、調査職員に報告又は提出するものとする。
 - 一. 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 - 二. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三. 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 六. 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合
- ④ 受注者は、調査職員の指示により工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、測量又は図書等の資料作成を行い、調査職員に提出するものとする。

2. 請負工事の施工状況の照合等

- ① 受注者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ② 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 受注者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ④ 受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、調査職員の指示により地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

第 7 条 業務打合せ

共通仕様書第 3 条第 2 項に定める打合せは月 2 回〇〇（場所）で行うものとする。

第 8 条 その他

- （1）土木工事共通仕様書、その他業務に必要な図書は、受注者で準備すること。
- （2）現場に関する業務に必要な自動車は、受注者が用意すること。

[現場技術業務特記仕様書記載上の留意事項]

1. 第 2 条（管理技術者及び現場技術員の資格）

- 1) 管理技術者は必ず記入する。
- 2) 管理技術者以外の職階は、積算内容に応じて記入する。

2. 第 6 条（業務の範囲）

- 1) 第 6 条(1)業務の範囲の内容は必要に応じて記入する。

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

V. 現場技術業務委託執行上の運用

〔I〕現場技術員の計上基準

現場技術員の張付けは、委託する業務内容及び業務量を勘案のうえ、職階及び必要人数を計上するものとする。

なお、業務内容による職階の選定は、下記により行うものとする。

（イ）標準的な業務内容（範囲）は次のとおりとする。

1. 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成

- ① 受注者は、調査職員の指示により工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、調査職員に提出するものとする。
- ② 受注者は、調査職員の指示により工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 受注者は、次の各号に掲げる項目について調査職員の指示により現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、調査職員に報告又は提出するものとする。
 - 一. 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 - 二. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三. 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五. 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 六. 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合
- ④ 受注者は、調査職員の指示により工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、測量又は図書等の資料作成を行い、調査職員に提出するものとする。

2. 請負工事の施工状況の照合等

- ① 受注者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ② 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

③ 受注者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。

④ 受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料作成

受注者は、調査職員の指示により地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

(ロ) 上記の業務内容（範囲）で、標準的な職階の組合わせは標準歩掛によるものとし、実務内容に応じて別途考慮することができる。

〔Ⅱ〕事務用品費の計上について

業務に必要な事務用品（用紙類、事務機器、図書類）は、支給もしくは貸与することから通常の場合は計上しない。

〔Ⅲ〕管理技術者の打合せについて

(イ) 1 業務 1 箇月に 2 回打合せを行うことを標準とする。

(ロ) 打合せ場所は、地域振興局、事務所等とする。

(ハ) 業務打合せの内容等

- ① 業務の履行状況の確認
- ② 業務の実施計画
- ③ その他業務の実施上必要となる事項

なお、管理技術者は、工事現場の状況等を把握した上で業務打合せにあたることとする。

(ニ) 業務打合せ回数算出例

A 業務委託…… A 地域振興局（現場技術員 1 人）…… 1 箇月に 2 回

B 業務委託…… B 地域振興局（現場技術員 3 人）…… 1 箇月に 2 回

※同一地域振興局内で 2 業務の現場技術員を配慮した場合それぞれの業務委託に打合せ費用を計上する。

(ホ) 1 回当たり日額は、往復時間、業務打合せの時間を含むものとし、旅費交通費は「秋田県旅費支給規則」に準ずるものとする。

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

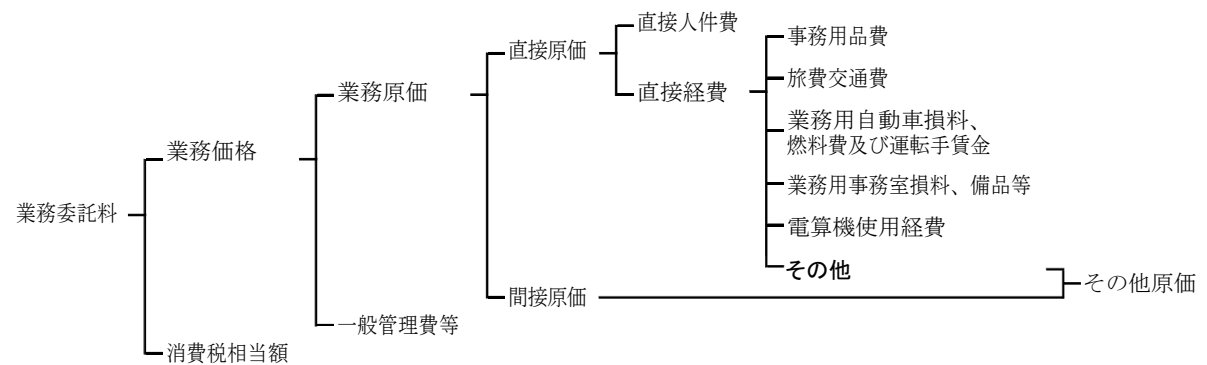
VI. 現場技術業務委託積算基準（案）

1. 適用範囲

この積算基準は、土木事業に係る現場技術業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

（3）直接原価

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

（ロ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
 - b. 旅費交通費
 - c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金
 - d. 業務用事務室損料及び備品費等
 - e. 電算機使用経費
- 等

（ハ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

= [(業務原価) + (一般管理費等)] + (消費税相当額)

= [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費) + (消費税相当額)

(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、4. 標準歩掛による。

(ロ) 直接経費

事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門書は、その他原価に含まれる。

b 旅費交通費

旅費交通費は、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）に準ずる。

また、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在地が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として指名業者のうち現地に最も近い地域振興局とする。

※業務場所から工事履行場所等までの往復は、業務用自動車により行うものとし、特に交通費、日額旅費は積算しない。

c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次により積算する。

a. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.50）とする。

- b. 1日の運転時間は2時間とし、燃料及び運転時間当り損料は当該時間、供用日当り損料は1日分を計上する。
- c. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。
- d. 運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。
- e. 運転対象日数は、19.5日／月を標準とする。
- d 業務用事務室損料等、備品等
発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。
- e 電算機使用経費
電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。
- f その他
電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

ロ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。
なお、財団法人等に委託する場合は、27%とする。

(3) 変更の取扱い

変更委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{当初の請負代金額}}{\text{当初の積算金額}}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務内容工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査課所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費の変更は、業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

(4) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）を参考とする。

4. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1 月当り

作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	1. 2	技師 (A)	移動時間を含む。 2 回／月を標準とする。

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。
2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

(2) 現場技術業務

1) 業務計画

1 業務当り

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1. 4	技師 (A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

2) 工事管理

1 工事当り

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人日	0. 4	技師 (A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

3) 工事監督支援

1 ヶ月当り

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人日	1. 1	技師 (A)	想定される担当技術者が 2 人以下の場合は、0. 5 を乗じる。
担当技術者	式	1. 0	技師 (C)	業務内容が標準的でない場合は、別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1. 0		

注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

担当技術者については、以下のとおりとする。

- ・ 担当技術者（式／月）＝基準日額×必要人数×19.5 人／日・月＋超過業務標準相当額
- ・ 必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・ 超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり 3. 0 時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただし、A、B は以下のとおりとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

VII. 土木工事施工管理業務委託実施要領（案）

1 目的

この要領は、秋田県建設部が所管する土木工事の施行に必要な施工管理の一部を委託する場合に必要な事項を定めることにより、業務委託の適正な履行を確保することを目的とする。

2 調査職員

委託契約を締結した契約担当官等は、3の各号に掲げる業務を受注者に行わせるため調査職員（総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。）を任命し、任命後速やかに受注者に通知するものとする。

複数の主任調査員を任命した場合は、そのうち一人を代表主任調査員として委託業務の調整を行わせるものとする。

3 委託できる現場技術業務

委託できる施工管理業務の内容は、次に掲げる業務とする。

（1）請負工事の施工状況の照合等に関する業務

4 積算基準

委託費の積算は、別に定める土木工事施工管理業務委託積算基準によるものとする。

5 現場技術業務

施工管理業務は、「秋田県請負工事監督事務処理要領」に基づき行うものとする。

6 施工管理業務を委託する場合の土木工事施工業者への通知

対象土木工事の特記仕様書に、施工管理業務委託を行うこと及び現場技術員の権限や立場を明記するものとする。

第3項 現場技術業務委託

VIII. 土木工事施工管理業務委託契約書（案）

2. 委託業務の場所

4. 業務委託料 ￥

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

受注者住所氏名印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 仕様書に明記されていないことがある場合には発注者と受注者とが協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(秘密の保持等)

- 第4条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(調査職員)

- 第5条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

(管理技術者等)

- 第6条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対して、受注者が業務を処理するために使用している者（管理技術者を除く。以下「現場技術員」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

(措置請求)

- 第7条 発注者は、管理技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められたときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受理した日から 10 日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、現場技術員で業務の処理につき著しく不相当と認められるもの

があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受理した日から 10 日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 6 発注者は、前項の規定により請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受理した日から 10 日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(物品類の貸与)

第 8 条 受注者は、発注者の貸与する図面その他の書類及び物品類を使用することができる。

- 2 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 3 受注者は、自己の故意又は、過失により、貸与品が滅失若しくは、き損し、又は その返還が不可能となったときは、発注者の指定期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務処理の結果の報告書)

第 9 条 受注者は、仕様書に定めるところにより発注者に業務処理の結果を報告しなければならない。

- 2 発注者又は調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により 業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 11 条 業務の履行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 第 1 項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第 12 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員により検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第 13 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 前項の請求額は委託料から受注者がある時点までに受領した部分払金の額を差引いた額とする。
- 3 発注者は、第 1 項の請求を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

第 14 条 受注者は、業務の完了前に業務の既済部分に相応する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求があった日から起算して 15 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払を請求する場合においては、第 1 項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額からすでに部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(発注者の解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者の責に帰すべき理由により履行期限までに又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 第 3 条の規定に違反したとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に

業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に 相応する委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定により契約を解除された場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

第16条 発注者は業務が完了しない間は、前条第1項の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における 賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第10条第1項の規定により業務内容を変更したため委託料の額が3分の2以上 減少したとき。
 - 二 第10条第1項の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第15条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金等の徴収)

第18条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年2.5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第19条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

IX. 土木工事施工管理業務委託共通仕様書（案）

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、秋田県建設部が委託する土木工事施工管理業務（以下「業」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む。）特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 用語の定義

1. 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
 - 一. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
 - 二. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
 - 三. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第5条に規定する者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
 - 四. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第6条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - 五. 「現場技術員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
 - 六. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 七. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

- 八. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 九. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
- 十. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 十一. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 十二. 「打合せ」とは、土木工事施工管理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第3条 一般的留意事項

- 1. 管理技術者は、第8条及び第9条で示した業務の適正な履行を確保するため現場技術員が行う業務に係わる次の諸事項が適切に行われるように、現場技術員を指揮監督しなければならない。
 - 一. 監督に関する業務の実施にあたっては、別添の「秋田県請負工事監督事務処理要領」等を十分理解し厳正に実施すること。
 - 二. 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - 三. 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - 四. 監督に関する業務の実施にあたって、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、更に工事現場の状況についても精通しておくこと。
 - 五. 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
- 2. 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について打ち合わせ記録簿に記録し相互に確認しなければ

ならない。

3. 現場技術員は、管理技術者のもとに第8条に掲げる業務を適正に実施するものとし、工事請負者に対する指示（調査職員から現場技術員を通じて行う場合は除く。）、承諾を行ってはならない。

第4条 業務実施計画書

受注者は、業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第5条 業務実施報告書

1. 受注者は別に定める様式により、次に掲げる次項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。
 - 一. 実施した業務の内容
 - 二. その他必要事項

第6条 業務完了時の提出書類

業務が完了した場合、前条に規定する業務実施報告書を一括整理して提出するものとする。

第7条 守秘義務

受注者は、契約書第4条の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第2章 土木工事施工業務

第8条 業務内容

受注者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

1. 請負工事の施行状況の照合等
 - 一. 受注者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
 - 二. 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
 - 三. 受注者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。

四．受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を
工事請負者に伝えたとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

第 9 条 工事検査の立会い

受注者は、調査職員の指示により請負工事に係わる工事検査に立会うもの
とする。

第 10 条 書面での報告

第 2 章（土木工事施工管理業務）の各条にいう書面で調査職員に報告する
ことは、業務実施報告書によるものとする。

業 務 実 施 報 告 書

対象業務（工事）名	区 分	管理技術者	現場技術員
	令和 年 月		
実施業務の概要			

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

X. 土木工事施工管理業務委託特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本業務は、契約書及び現場技術業務委託共通仕様書によるほか、この特記仕様に基づき実施しなければならない。

第2条 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員の資格は次表のとおりとする。

職 階	資 格 等
(管理技術者) 技 師 (C)	① 技術士（建設部門、農業部門「農業土木に限る」、林業部門「森林土木に限る」、水産部門「水産土木に限る」）の資格を有する者 ② 1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士の資格を有する者 ③ 2級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 ④ 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の土木工事施工管理の実務経験を有する者
技 術 員	① 2級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士の資格を有する者 ② 上記（管理技術者）の資格等欄の①～④に掲げる者

第3条 業務の対象

本業務の対象事業等は、下表のとおりとする。

	担 当	事 業 名 等
土木工事施工管理業務	〇〇地域振興局建設部 〇〇〇〇〇〇班	A A - 0 0 〇〇〇〇〇〇工事

第4条 業務場所

主とする業務場所は 市 区 町
(出張所内)

第5条 業務期間

業務期間は次のとおりとする。

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ケ月間

第6条 現場技術員の員数及び業務の範囲

(1) 現場技術員の職階及び員数は、下記のとおりとする。

	段階区分	員数	備考
現場技術業務	技師(C)	○名	
	技術員	○名	

(2) 業務の範囲

業務の範囲は、原則として次に示す請負工事の施工状況の照合等とする。

- ① 受注者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ② 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 受注者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ④ 受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

第7条 業務打合せ

共通仕様書第3条第2項に定める打合せは〇〇地域振興局建設部で行うものとする。

第8条 その他

- (1) 土木工事共通仕様書、その他業務に必要な図書は、受注者で準備すること。
- (2) 現場に関する業務に必要な自動車は、受注者が用意すること。

[土木工事施工管理業務特記仕様書記載上の留意事項]

1. 第2条（管理技術者及び現場技術員の資格）

- 1) 管理技術者は必ず記入する。
- 2) 管理技術者以外の職階は、積算内容に応じて記入する。

2. 第6条（現場技術員の員数及び業務の範囲）

- 1) 第6条（2）業務の範囲の内容は必要に応じて記入する。
- 2) 現場技術員の職階と業務の組合せとして、業務範囲のうち、内業及び打ち合わせは、技師（C）、外業は、技術員を標準としている。

第1章 共通

第3項 現場技術業務委託

XI. 土木工事施工管理業務委託執行上の運用

- 1 現場技術員の計上基準 現場技術員の張付けは、委託する業務内容及び業務量を勘案のうえ、職階及び必要人数を計上するものとする。なお、業務内容による職階の選定は、下記により行うものとする。

- (1) 標準的な業務内容（範囲）は次のとおりとする。

請負工事の施行状況の照合等

- ① 受注者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行いその結果を調査職員に報告するものとする。
- ② 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 受注者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。
- ④ 受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

- (2) 上記の業務内容（範囲）で、標準的な職階の組合せは次によるものとし、実務に応じて選択することができる。

現場技術員の職階	業務内容（範囲）	備 考
技 師（C）	内業及び打ち合わせ	
技 術 員	外業	

- 2 事務用品費の計上について 業務に必要な事務用品（用紙類、事務機器、図書類）は、支給もしくは貸することから通常の場合は計上しない。
- 3 管理技術者の打合せについて
 - (1) 業務着手時と業務完了時のほか必要に応じて中間打合せを行い、1回当たり技師（C）を0.5人計上することを標準とする。
 - (2) 打ち合わせ場所は、各地域振興局建設部等とする。

第1章 共通

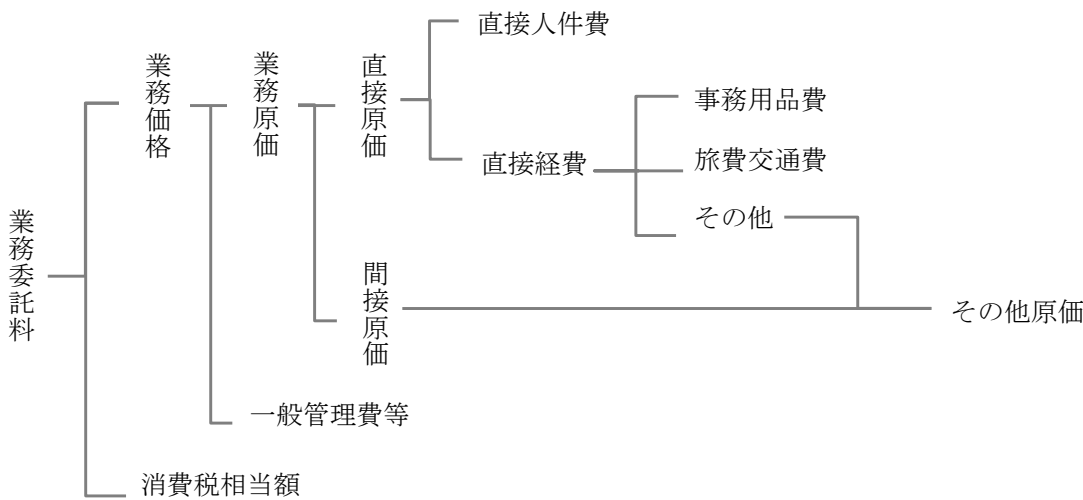
第3項 現場技術業務委託

XII. 土木工事施工管理業務委託積算基準（案）

1. 適用範囲

本積算基準は、現場技術業務委託のうち、土木工事の施工管理（現場技術業務委託の業務範囲のうち請負工事の施工状況の照合等のことを言い、請負工事の契約の履行に必要な資料の作成、地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成は含まない）のみを建設コンサルタント等に委託する場合に適用する。

2. 積算業務委託料の構成



3. 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

①直接人件費

直接人件費は、業務処理（打ち合わせを含む）に従事する技術者の人件費とする。

②直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a 及び b の費用とする。

a. 事務用品費

b. 旅費交通費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

①間接原価

当該業務処理担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

4) 消費税相当額

消費税相当分とする。

4. 積算基準

1) 業務打ち合わせ

業務打合せは、必要に応じて計上するものとする。

(人/件)

	技師 (C)
業務着手時	0.5
業務完了時	0.5
計	1.0

- ※ 注 1. 中間打合せが必要な場合は別途考慮すること。
2. 上記歩掛には、基準日額が含まれており、直接経費としては往復旅費交通費のみを計上する。
 3. 業務打合せは、直接人件費として、その他原価、一般管理費等の対象とする。
 4. 積算業務と施工管理業務を同時委託した場合、必要な協議等は積算業務で行うこととし、業務打ち合わせは計上しない。

2) 施工管理業務

イ) 標準歩掛

別添の工種別標準歩掛表(案)によるほか、必要に応じて積み上げることができるものとする。

ロ) 標準歩掛の補正

①業務内容による割増率 (X 1)

業 務 内 容	割増率 (X 1)
積算業務と施工管理業務	－ 2 0 %
施工管理業務のみ	± 0 %

②工事費による割増率（X 2）

(千円)

工事費	割増率（X 2）
$\alpha \leq 5,000$	— 60%
$5,000 < \alpha \leq 10,000$	— 40%
$10,000 < \alpha \leq 50,000$	0%
$50,000 < \alpha \leq 100,000$	50%
$100,000 < \alpha \leq 300,000$	70%
$300,000 < \alpha \leq 500,000$	90%

※ 注 500,000 千円を超える工事費については、別途考慮すること。

ハ) 積算歩掛の計算 業務内容及び工事費に伴う業務の補正は次式による。
複数現場を施工管理する 場合は、それぞれ積算歩掛を算出し合算するものとする。

$$\text{積算歩掛} = \text{標準歩掛} \times X$$

$$X = (1 + X1) \times (1 + X2)$$

但し、Xは小数点第2位を4捨5入し、少数第1位にまとめる。

※ 注 1日で施工管理を行うことができる現場数は、同一管内における2現場を標準とする。

3) 直接経費

イ) 事務用品費

事務用品費は原則として計上しない。

(注) 土木工事共通仕様書および土木工事の施工管理に必要な専門書は、その他原価に含まれる。

ロ) 旅費交通費

a. 出発基地（指名業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等）から工事履行場所等迄の往復は、原則として業務用自動車により通勤するものとする。

b. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1,500cc）とする。

c. 1日の運転時間は、2時間とし、燃料及び運転時間当り損料は当該時間、供用日当り損料は1日分を計上する。

d. 業務用自動車損料は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

e. 運転労務費は、技術員が直接運転するものとして計上しない。

4) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占める
その他原価 の割合であり、35%とする。

5) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%
とする。 なお、財団法人等に委託する場合は、27%とする。

6) 業務委託料

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

土木工事施工管理業務委託 工種別標準歩掛表（案）

道路土工施工管理

（人／現場）

種別	技師（C）	技術員
掘削工		0.5
路体盛土工		0.5
路床盛土工		0.5
法面整形工		0.5
内業	1.0	
施工管理日数は、4日を標準とする。		
合計	1.0	2.0

アスファルト舗装施工管理

（人／現場）

種別	技師（C）	技術員
下層路盤		0.5
上層路盤		0.5
基層および表層		0.5
内業	1.0	
施工管理日数は、3日を標準とする。		
合計	1.0	1.5

第1章 共通

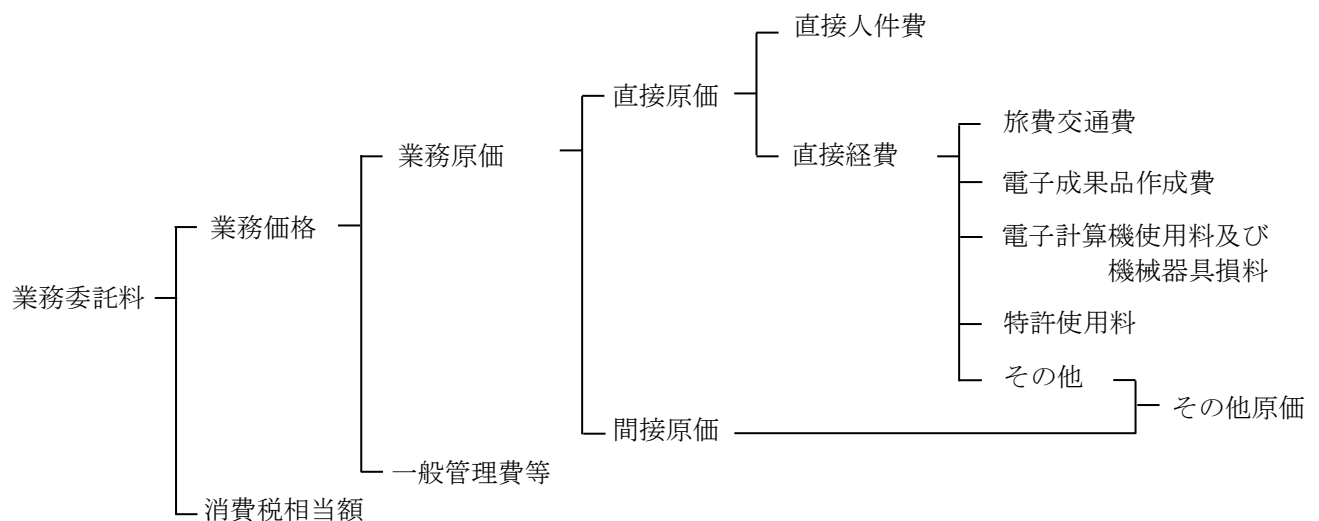
第4項 国有林野の使用申請及び保安林解除手続関係

1. 国有林野の使用申請及び保安林解除手続関係書類作成業務に関する歩掛について

第1 積算基準

国有林野の使用申請及び保安林解除手続関係書類作成の業務(以下「業務」という。)を委託に付する場合は、見積により歩掛、諸経費及び技術管理費を決定するものとする。

1-1 業務委託料の構成は次によるものとする。



第2 見積先

見積先は、秋田県「建設業者・建設コンサルタント入札参加資格名簿」に掲載され、かつ、以下の条件を満たすものとする。

2-1 秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿

登載業種	土木関係建設コンサルタント業務
登載部門	森林土木部門又は当該事業に関連する部門

2-2 政令等の規程による登録

登録規程等	建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号)
登録部門	森林土木部門又は当該事業に関連する部門
営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所を有する

2-3 同種類似業務の実績

実績の有効期間	不要
業務の内容	不要

第3 その他

国有林野の使用申請書及び保安林解除関係書類作成業務委託共通仕様書(案)は次による。

第1章 共通

第4項 国有林野の使用申請及び保安林解除手続関係

2. 国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成業務委託共通仕様書(案)

(適用範囲)

第1条 この共通仕様書は、秋田県建設部の建設工事（営繕工事を除く）に必要な国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類（以下「申請書類等」という。）作成のため土地等の測量、調査及び申請書類等作成業務の一般仕様を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のない場合等については、別に指示する特記仕様書によるものとする。

2 特記仕様書又は設計図書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(作業の実施)

第2条 請負者は本業務委託の実施にあたっては本仕様書に定めるほか土地等の測量のうち一般的事項は、秋田県建設部の測量作業共通仕様書及び用地調査共通仕様書によるものとし、測量調査事項については林野庁制定の国有林野測定規程、所轄森林管理局制定の図根測量作業仕様書、境界検測作業仕様書、境界作業仕様書及び収穫調査規程等によるものとする。また、申請書類等の作成業務に関しての一般的事項は、秋田県建設部の設計業務委託共通仕様書によるものとし、申請書類等の内容事項については、森林法施行規則、林野庁制定「保安林の転用に係る解除の取扱いについて」通達及び保安林の転用に係る解除の取扱い要領並びに所轄森林管理局制定の国有林野管理事務取扱細則等によるものとする。

(作業工程)

第3条 請負者は契約書、仕様書及び図面等に基づき次の手順により実施するものとする。

(1) 各種打合せ

請負者測量・調査及び申請書類等の作成等にあたっては、所轄森林管理局・森林管理署及び県

（関係機関）と緊密な打合せをするものとする。

なお、打合せ回数については、おおむね次を標準として行うものとする。

○作業着手前

○成果のとりまとめ（3回）

○成果品提出時

(2) 事前調査

請負者は所轄関係機関において、国有林野台帳を閲覧し、また国有林野基本図を入手し国有林名、林班、小班及び数量等を調査のうえ土地調査表に記入するものとする。

(3) 図根点（基準点）測量

請負者は、図根点（基準点）測量を行う場合は、所轄関係機関の担当職員の立会のうえ林野庁制定の国有林野測定規程等に基づき実施するものとする。

(4) 用地幅杭設置

請負者は、用地幅杭の設置を行う場合は測量作業共通仕様書等によるものとする。ただし、国有林野の測定規程等に抵触し、その範囲を変更する必要がある場合は、事前に監督職員等と打合せをし、その指示を受けるものとする。

(5) 用地測量

請負者は、用地測量を行う場合は、国有林野基本図に基づいて実施するものとする。なお実施にあたっては所轄関係機関担当職員の立会いのうえ行うものとし、測量方法は多角測量により実施するものとする。

(6) 面積計算

請負者は、測量した土地の用途区分ごとに、面積を算出し、土地調査表に記入するものとする。なお面積の算出方法はトランシット測量においては経緯距法、コンパス測量においては三斜法により求めるものとする。

(7) 立木調査

請負者は、対象調査区域内の立木調査を行う場合は、所轄森林管理署担当職員の立会いのうえ小班、用途ごとに樹種別、本数を調査するものとする。

ただし、小規模なもの等は、監督職員等の指示を受けるものとする。

(8) 申請書類等の作成

請負者は、申請書類等の作成にあたっては、発注者の貸与する設計図書及び用地測量調査等の資料に基づき所轄森林管理局制定の様式により作成するものとする。

なお、技術上当然必要と認められる事項については監督職員等の指示により請負者の責任において充足しなければならない。

イ 使用申請の場合は、別表 1 の使用申請関係書類を作成するものとする。

ロ 保安林解除の場合は別表 1 の保安林解除関係書類を作成するものとする。

上記書類の作成にあたっては、あらかじめ所轄関係機関の指導等を受け適宜省略することができるものとする。

(補正等)

第 4 条 請負者は打合せ等の際、所轄関係機関から指示された事項については監督職員と協議のうえすみやかに訂正、補正その他の措置をとるものとする。

(測量成果品の検定)

第 5 条 請負者は、測量調査等の成果品については責任をもって検定を行うものとする。

(検 査)

第 6 条 請負者は所轄関係機関との打合せを終了した後に検査を受けるものとする。

(成果品)

第 7 条 請負者は業務が完了した後別表 2 の成果品一覧表及び、特記仕様書に示す成果品を提出しなければならない。

別表

1

使用申請及び保安林、解除関係書類一覧表

使用申請関係

(所轄営林局制定の国有林野管理事務取扱細則による)

	提出図書	縮尺	提出部数	
			1 ha 以上 (保安林等の場合は営林局)	1ha未満
1	利用計画書		3	2
2	事業計画書		3	2
3	用地選定理由書		3	2
4	位置図	$\frac{1}{50,000}$	3	2
5	基本図	$\frac{1}{5,000}$	3	2
6	見取図	$\frac{1}{5,000}$	3	2
7	実測図	$\frac{1}{500}$ 又は $\frac{1}{5,000}$	3	2
8	実測野帳		3	2
9	利用計画図	$\frac{1}{5,000}$	3	2
10	工事工程表		3	2
11	予算書		3	2
12	行政処分を証する(写し)		3	2
13	資金計画書(支出負担行為限度額示達表)		3	2
14	面積計画書		3	2
15	実施計画図(平面図、縦横断図、構造図、定礎図)		3	2
16	維持管理計画書		3	2
17	その他			
18	申請書		3	2
19	申請理由書		3	2

保 安 林 解 除 関 係

(林野庁通達「保安林の転用に係る解除の取扱要領」)

	提 出 図 書	縮 尺	提出部数
事業計画書に添付する図面			
1	申 請 書		9
2	事業計画書		9
3	現 況 図	$\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$	9
4	事業施設配置図（事業計画図）	$\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$	9
5	縦 断 面 図	$\frac{1}{200} \sim \frac{1}{400}$	9
6	横 断 面 図	$\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$	9
7	構 造 図		9
8	土工定規図		9
9	土量配分計画図		9
10	そ の 他		9
代替施設計画書に添付する図書			
1	代替施設配置図	$\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$	9
2	排水計画平面図（集水区域図）	$\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$	9
3	土砂流出防止計画平面図	$\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$	9
4	縦 断 面 図	$\frac{1}{200} \sim \frac{1}{400}$	9
5	横断面図	$\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$	9
6	構 造 図		9
7	土工定規図		9
8	代替施設計画書		9
9	流出土砂貯留施設計画計算書		9
10	排水施設計画		9
その他必要な書類			
1	関係者の意見書		9
2	写真（現況）		9
3	他の法令による許、認可、免許等を証する書類		9
4	事業に関する意志決定を証する書類		9
5	用地等の取得を証する書類		9
6	資金調達を証する書類		9

別表2

成 果 品 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数量		摘 要	意見
			正	副		
図 根 点 網 図	S = 1/50,000	部	1	1	図根点測量成品、本仕様書第 3 条 4 項	
成 果 簿	基準点抄写簿	〃	1	1	〃 〃	
図 根 点 測 量 簿	選点簿、水平・鉛直角観測手簿、ジオジメーター	〃	1	1	〃 〃	
	観測手簿、座標計算簿、高低計算簿、S T 計算簿					
図 根 点 現 場 写 真		〃	1	1	〃 〃	
測 系 図		〃	1	2	本仕様書第 3 条 3 項	
境 界 測 量 取 付 手 簿	境界測量取付、ジオジメーター、観測手簿、水平・鉛直角観測手簿	〃	1	2	〃 3 〃 6 〃	
境 界 見 取 図	測量見取図	〃	1	2	〃 3 〃 6 〃	
境 界 基 本 図	S = 1/5,000	〃	1	2	〃 3 〃 6 〃	
一 般 平 面 図	S = 1/5,000	〃	1	2	〃 3 〃 6 〃	
用 地 実 測 図	S = 1/500～1/1,000 ポリエステル（三斜面経緯距）	〃	1		〃 3 〃 6 〃	
縦横線及び高低計算簿		〃	1		〃 3 〃 6 〃	
土 地 面 積 計 算 表	経緯距法又は三斜法、順序図、集計表、計算表	〃	1	2	〃 3 〃 6 〃	
土 地 調 査 表		〃	1	1	〃 3 〃 7 〃	
収穫調査野帳（測量）		〃	1		〃 3 〃 3 〃	
〃 （土木）		〃	1	1	〃 3 〃 6 〃	
立 木 材 積 集 計 表	順序図、本数材積集計表（樹種別）	〃	1	1	〃 3 〃 8 〃	
	針葉樹（樹種別）材積集計表 区分別	〃	1	1	〃 3 〃 8 〃	
	集 計 表	〃	1			
写 真		〃	1	1	保安林現況写真	
使 用 申 請 書		〃	1	1～2		
保 安 林 解 除 申 請 書		〃	1	7～8		

第2章 道路

第1項 橋梁補修・補強設計業務積算基準（案）

第1節 積算基準

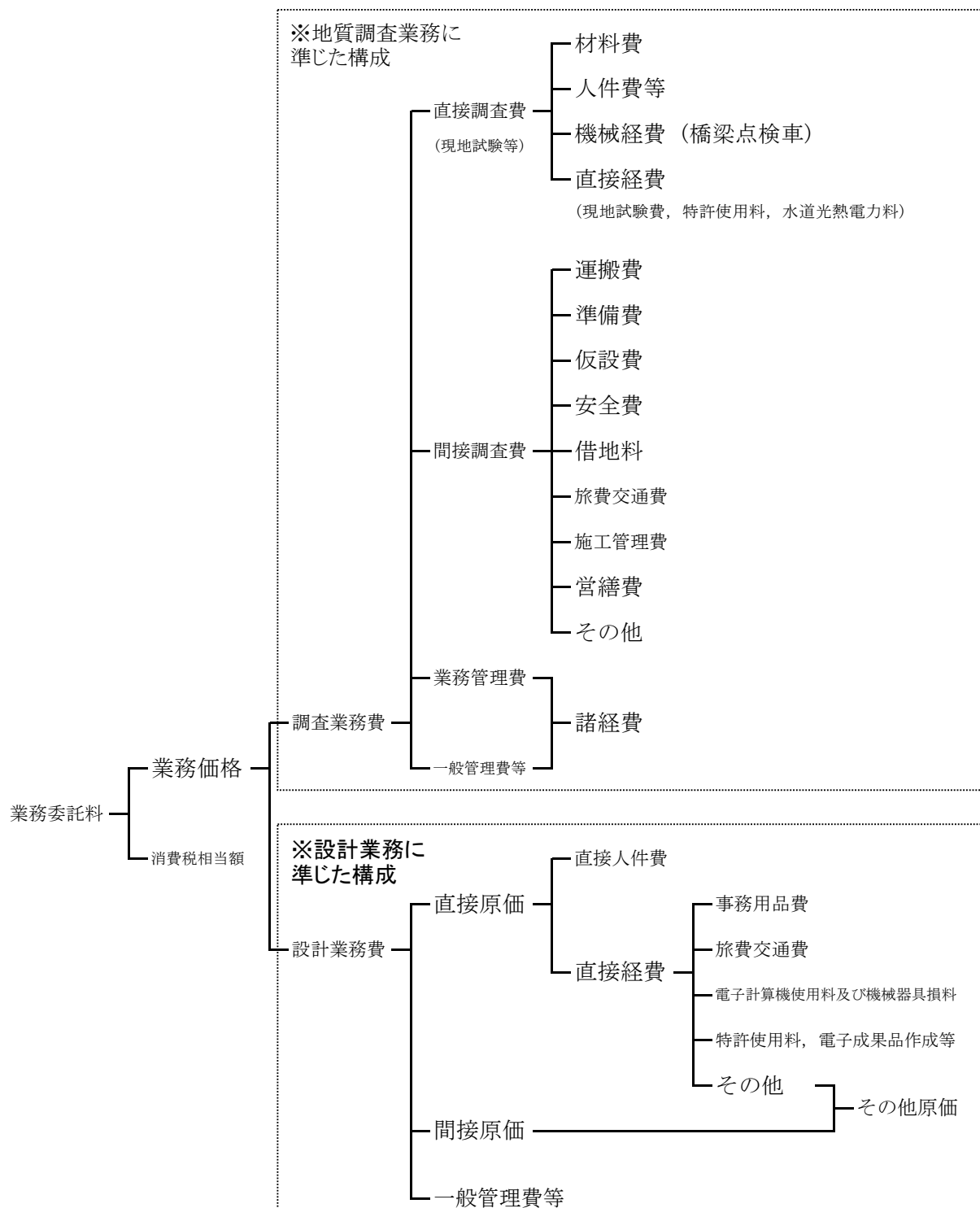
1. 適用範囲

本歩掛は、橋梁点検等の結果により実施する現地調査及び補修・補強詳細設計に適用する。

なお、現地調査の結果により当初想定と異なる工法を採用する場合は別途考慮するものとする。

2. 業務委託料

1. 業務委託料の構成



- 2－1．調査業務費構成費目の内容
地質調査積算基準に準ずるものとする。
- 2－2．調査業務費の積算方法
地質調査積算基準に準ずるものとする。
- 3－1．設計業務費の構成費目の内容
設計業務等積算基準に準ずるものとする。
- 3－2．電子成果品作成費の積算
電子成果品作成費は、設計業務等積算基準に準ずるものとし、計算式は
(1) 概略設計、予備設計又は詳細設計によるものとする。
- 3－3．設計業務費の積算
設計業務等積算基準（業務委託料の積算）に準ずるものとする。
経費率は $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$ とする。
- 3－4．設計変更の積算
設計業務等積算基準に準ずるものとする。

第2節 標準歩掛

1. 作業区分

橋梁補修・補強設計における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分	区分	作業の範囲
設計計画	設計計画	業務の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制(緊急時含む)等の事項について業務計画書(照査設計書を含む)を作成する。また、予備設計なしの場合は、工法を比較し詳細設計を行う。
	設計条件の確認	特記仕様書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件を確認し、当該設計用に整理を行う。
	設計細部事項の検討	使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当り必要な設計の細部条件について技術的検討を加え、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行う。
設計計算	設計計算	補修・補強レベルを考慮し、上部については、橋体、床版、支承、高欄、防護柵、伸縮装置、橋面防水、鋼部材再塗装、排水施設等、下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等について詳細設計を行う。
設計図	設計図	橋梁位置図、一般図、構造一般図、構造詳細図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図の作成を行う。
数量計算	数量計算	決定した構造物の詳細形状に対して、各工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。
照査	照査	照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。 ① 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 ② 詳細調査結果を踏まえた設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ③ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。
報告書作成	報告書作成	設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成する。設計条件・補修(補強)工法決定の経緯及び選定理由・構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項・道路、鉄道、河川の交差条件、主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果・主要材料、工事数量の総括・施工段階での注意事項、検討事項について解説し取りまとめた設計概要書の作成を行う。
その他	施工計画	構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等について計画し、工事費積算および工事発注に必要な計画書を作成する。
	関係機関との協議資料作成	関係機関との協議用資料、説明用資料作成を行う。
	現地踏査	現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。
	資料収集整理	既存の資料(設計計算書・図面、橋梁点検結果報告書、橋梁点検診断書)等や現地踏査を基に、必要な調査・設計項目を整理する。
	復元図作成	既存の資料(設計計算書・図面)等や、必要な場合は現地計測を行い、現橋の復元図を作成する。
	耐荷力照査	道路橋示方書に基づき設計活荷重に対する現橋の耐荷力及び耐震性の照査を行う。ただし、動的解析が必要な場合は別途考慮する。
	調査計画作成	必要な調査項目を実施するため、調査方法、位置、交通計画をまとめた計画書を作成する。
	変状調査	既存資料と現状の差異を把握するための調査を実施する。調査では変状の位置や寸法をスケッチし、写真撮影を行う。
	損傷図、写真台帳作成	補修設計の基礎資料とするため、復元図を基に損傷図と損傷写真台帳を作成し、変状調査の結果を整理する。

(注) 電子計算機使用料を適用する場合は、基本構造物及び類似構造物を対象とし、直接経費として当該工種の補正前の標準歩掛の2%を計上する。

2. 共通項目－1(下記の項目は 1橋／1基／1タイプ 当りに適用するものとする。)

(1) 施工計画

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
施 工 計 画					1.5	1.5	2.5	

(2) -1 復元図作成(設計計算書有り)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
復元図作成(5m未満)					0.5	1.0	2.0	
復元図作成(5m以上15m未満)					0.5	1.0	2.3	
復元図作成(15m以上25m未満)					0.5	1.3	2.3	
復元図作成(25m以上50m未満)					0.8	1.8	2.5	
復元図作成(50m以上150m未満)					1.0	2.0	3.5	
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。								

(2) -2 復元図作成(設計計算書無し)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
復元図作成(5m未満)				0.6		1.3	1.3	3.8
復元図作成(5m以上15m未満)				0.6		1.3	1.3	4.0
復元図作成(15m以上25m未満)				0.8	1.0	1.3	1.5	4.0
復元図作成(25m以上50m未満)				0.8	1.5	1.5	1.8	4.5
復元図作成(50m以上150m未満)				1.0	2.0	1.8	2.0	4.5
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。								

(2) -3 復元図作成(既存資料による復元不可能)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
復元図作成(5m未満)				0.5	1.0	2.0	3.0	5.0
復元図作成(5m以上15m未満)				0.5	1.0	2.0	3.0	5.3
復元図作成(15m以上25m未満)				0.8	1.5	2.0	3.3	5.3
復元図作成(25m以上50m未満)				0.8	1.5	2.3	3.3	5.5
復元図作成(50m以上150m未満)				1.0	2.0	2.3	3.5	5.5
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。								

(3) 資料收集整理

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
資料收集整理(設計計算書・図面有り)					0.5	0.5	1.0	1.0
資料收集整理(設計計算書・図面無し)				1.0	1.0	1.0		
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。								

(4) -1 耐荷力照査(上部工)

道路橋示方書に基づき設計活荷重に対する現橋の耐荷力及び耐震性の照査を行う。
動的解析が必要な場合は別途考慮する。

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
耐荷力照査(5m未満)					1.0	1.0	1.0	
耐荷力照査(5m以上15m未満)					1.0	1.0	1.3	
耐荷力照査(15m以上25m未満)					1.0	1.3	1.3	
耐荷力照査(25m以上50m未満)					1.0	2.0	1.5	
耐荷力照査(50m以上150m未満)				0.5	1.5	2.5	2.0	
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。								

(4) -2 耐荷力照査(下部工、基礎工)

道路橋示方書に基づき設計活荷重に対する現橋の耐荷力及び耐震性の照査を行う。
動的解析が必要な場合は別途考慮する。

職 種		直 接 人 件 費						(下部工1基当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
耐荷力照査(下部工)				0.5	1.0	1.0	2.0	
耐荷力照査(基礎工)				0.5	1.0	1.5	2.0	
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。								

(5) 調査計画作成

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
調査計画作成					0.5	1.0	1.5	

(6) -1 変状調査(桁橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
変状調査(5m未満)					0.5	1.0	1.5	
変状調査(5m以上15m未満)					1.0	1.0	1.5	
変状調査(15m以上25m未満)					1.0	1.0	2.0	
変状調査(25m以上50m未満)					1.0	1.5	2.5	
変状調査(50m以上150m未満)					1.0	2.0	3.0	

(6) -2 変状調査(箱桁橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
変状調査(50m未満)					1.5	1.5	3.0	
変状調査(50m以上150m未満)					2.0	2.0	4.0	

(6) -3 変状調査(トラス橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
変状調査(50m以上150m未満)				0.5	1.5	2.0	4.0	

(6) -4 変状調査(ラーメン橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
変状調査(50m以上150m未満)				0.5	2.0	2.0	4.0	

(7) -1 損傷図、写真台帳作成(桁橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
損傷図、写真台帳作成(5m未満)						0.5	1.0	1.0
損傷図、写真台帳作成(5m以上15m未満)						0.8	1.0	1.0
損傷図、写真台帳作成(15m以上25m未満)						0.8	1.0	1.5
損傷図、写真台帳作成(25m以上50m未満)						1.0	1.5	1.5
損傷図、写真台帳作成(50m以上150m未満)						1.0	2.0	2.0

(7) -2 損傷図、写真台帳作成(箱桁橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
損傷図、写真台帳作成(50m未満)						1.5	2.0	2.0
損傷図、写真台帳作成(50m以上150m未満)						1.5	2.5	3.0

(7) -3 損傷図、写真台帳作成(トラス橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
損傷図、写真台帳作成(50m以上150m未満)						2.0	3.0	3.5

(7) -4 損傷図、写真台帳作成(ラーメン橋)

職 種		直 接 人 件 費						(1橋当り)
		主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	労務費
区 分								製図工
損傷図、写真台帳作成(50m以上150m未満)						2.0	2.5	3.0

(8) -1-1 排水施設補修設計(取替を要しない場合)(橋長5m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						0.5	0.5	
数量計算							0.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -1-2 排水施設補修設計(取替を要しない場合)(橋長5m以上15m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						0.5	0.8	
数量計算							0.8	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -1-3 排水施設補修設計(取替を要しない場合)(橋長15m以上25m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						0.8	1.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -1-4 排水施設補修設計(取替を要しない場合)(橋長25m以上50m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						0.8	1.3	
数量計算							1.3	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -1-5 排水施設補修設計(取替を要しない場合)(橋長50m以上150m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.8			
報告書作成						1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -2-1 排水施設補修設計(取替を要する場合)(橋長5m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						0.6	1.3	
数量計算							1.3	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -2-2 排水施設補修設計(取替を要する場合)(橋長5m以上15m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						0.6	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -2-3 排水施設補修設計(取替を要する場合)(橋長15m以上25m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						0.8	1.8	
数量計算							1.8	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -2-4 排水施設補修設計(取替を要する場合)(橋長25m以上50m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.8				
設計計算								
設計図						1.2	2.0	
数量計算							2.0	
照査					0.8			
報告書作成						0.6		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(8) -2-5 排水施設補修設計(取替を要する場合)(橋長50m以上150m未満)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.8				
設計計算								
設計図						1.8	2.4	
数量計算							2.4	
照査					1.0			
報告書作成						0.6		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛かりの2%を計上する。

(9) -1地覆・高欄及び防護柵設計(取替を要しない場合)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算						0.5	1.0	
設計図							1.0	
数量計算					0.5			
照査						0.5		
報告書作成								

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(9) -2地覆・高欄及び防護柵設計(取替を要する場合)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					0.5	0.5		
設計図						1.5	2.5	
数量計算							2.0	
照査					1.0			
報告書作成					0.5	0.5		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(10) 伸縮継手補修設計

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5	1.0		
設計計算						0.5		
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成					0.5	0.5		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(11) 橋面防水設計

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(12) -1鋼部材再塗装設計(端部の部分塗装)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5	0.5		
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(12) -2鋼部材再塗装設計(全面塗装)

鋼橋上部工補修設計【断面欠損無し(再塗装の場合)】による。

(13) -1支承設計(取替を要しない場合)

(下部工1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(13) -2支承認設計(取替を要する場合)

(下部工1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					1.5			
設計図					1.0	2.0	2.0	
数量計算						0.5	1.5	
照査				0.5				
報告書作成					0.5	1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(14) 沓座モルタル補修設計

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算						0.5	0.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

(15) 落橋防止システム設計

(1タイプ当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.2	0.5			
設計計算					0.5	1.0		
設計図					0.5	1.0	1.5	
数量計算						0.5	1.0	
照査			0.2	0.5				
報告書作成					0.5	1.0		

(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛りの2%を計上する。

3. 共通項目-2(下記の項目は1橋当りに適用するものとする。)

(1) 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
関係機関との協議資料作成					2.0	2.0	2.5	

(2) 現地踏査

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
現 地 踏 査				1.0	1.5	1.0		

(3) 設計協議

設計協議については、設計業務等標準積算基準書 第2章土木設計業務等標準歩掛 第1節共通 1-1打合せ等によるものとする。

4. 類似構造物・標準歩掛（橋梁上部工）の補正

(1) 共通項目

橋梁下部工又はタイプに類似構造物がある場合は、次表によるものとする。

共通項目	類似への引用
2. (4)－2耐荷力照査の補正(下部工)	別表①による
2. (13)－1 支承設計(取替を要しない場合)の補正	
2. (13)－2 支承設計(取替を要する場合)の補正	
2. (15) 落橋防止システム設計の補正	別表②による
2. (4)－2耐荷力照査の補正(基礎工)	別表③による

(2) 次表の項目に類似構造物がある場合は、第3編 土木設計業務 第2章 土木設計業務等標準歩掛 第8節 橋梁設計によるものとする。

補修設計	類似への引用
5. コンクリート上部工補修設計の補正	8－2－3標準歩掛の補正(橋梁上部工) (4)類似構造物に準じる。
6. 鋼橋上部工補修設計の補正	
7. 床版補修設計の補正	
8. 橋台工補修設計の補正	8－2－6標準歩掛の補正(橋梁下部工) (1)類似構造物に準じる。
9. 橋脚工補修設計の補正	

補強設計	類似への引用
10. コンクリート主桁補強設計	8－2－3標準歩掛の補正(橋梁上部工) (4)類似構造物に準じる
11. 鋼主桁補強設計	
12. 床版補強設計の補正	
13. 下部工補強(設計活荷重)設計	8－2－6標準歩掛の補正(橋梁下部工) (1)類似構造物に準じる。
14. 橋脚耐震補強設計	

別表①

- (1) 類似構造物(橋梁下部工)
- (a) 類似構造物(橋梁下部工)の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- (b) 類似構造物(橋梁下部工)の補正は次式による。
- $$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times ((100 - 70) / 100 + (70 / 100) \times n)$$
- n: 基数(基本構造物＋類似構造物)
- (注) 1. 下部工の駆体幅・高さが変化しても構造型式が同一である場合は類似構造物とする。
2. 上部反力及び、下部工の駆体幅・高さが同一で、構造型式も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

別表②

- (1) 類似構造物(落橋防止システム)
- (a) 類似構造物(落橋防止システム)の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- (b) 類似構造物(落橋防止システム)の補正は次式による。
- $$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times ((100 - 70) / 100 + (70 / 100) \times n)$$
- n: タイプ数(基本構造物＋類似構造物)
- (注) 1. タイプとは、設計施工マニュアル(案)[道路橋編](東北地方整備局)第2編第3章 表2－11に示す3つの名称をいう

別表③

- (1) 類似型式(基礎工)
- (a) 類似構造物(基礎工)の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- (b) 類似構造物(基礎工)の補正は次式による。
- $$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times ((100 - 70) / 100 + (70 / 100) \times n)$$
- n: 基数(基本構造物＋類似構造物)
- (注) 1. 下部工の構造型式(重力式、逆T式、柱式等)が異なる場合、または、杭種、杭径が異なる場合は、それぞれ1基分として計上する。
2. 下部工の駆体幅、高さは変わるが、構造型式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造物とする。
3. 下部工の駆体幅、高さ、構造型式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

(3) 橋梁上部工の形状が変化する場合の補正は、次表によるものとする。

共通項目	補正係数
2. (2) 復元図作成	8－2－3標準歩掛の補正(橋梁上部工) (3)形状の変化する場合に準じる
2. (4) 耐荷力照査(上部工)	
2. (6) 変状調査	
2. (7) 損傷図、写真台帳作成	

5. コンクリート上部工補修設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-3標準歩掛の補正(橋梁上部工)に準ずる。

(1) -1(RC)単純床版橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(～10m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.0		
数量計算							1.5	
照査					1.0			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	1.5	0.0
橋長補正式 $y=2.541 \times L + 87.30(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(1) -2(RC)単純床版橋【ハツリ+打換の場合】(～10m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5	0.5		
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算						0.5	0.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	1.5	0.0
橋長補正式 $y=2.541 \times L + 87.30(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(1) -3(RC)単純床版橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(～10m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.5		
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.5	1.5	0.0
橋長補正式 $y=2.541 \times L + 87.30(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2)-1(RC)単純T桁橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.3	1.3	
数量計算						0.6	1.3	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5	2.6	0.0
橋長補正式 $y=1.743 \times L + 78.21(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2)-2(RC)単純T桁橋【ハツリ+打換の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	2.0	0.0
橋長補正式 $y=1.743 \times L + 78.21(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2)-3(RC)単純T桁橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	0.5	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.743 \times L + 78.21(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -1(RC)単純中空床版橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.3	1.3	
数量計算							1.3	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	2.6	0.0
橋長補正式 $y=1.532 \times L + 80.85(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -2(RC)単純中空床版橋【ハツリ+打換の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	2.0	0.0
橋長補正式 $y=1.532 \times L + 80.85(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -3(RC)単純中空床版橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.4	0.2				
設計計算								
設計図						0.9	1.3	
数量計算						0.5	0.5	
照査				0.2	0.2	0.2		
報告書作成				0.2	0.1	0.2		
合計	0.0	0.0	0.4	0.6	0.3	1.8	1.8	0.0
橋長補正式 $y=1.532 \times L + 80.85(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -1(RC)3径間連続中空床版橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.5	3.0	
数量計算							2.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	1.5	5.5	0.0
橋長補正式 $y=0.673 \times L + 68.03(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -2(RC)3径間連続中空床版橋【ハツリ+打換の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					0.5			
設計図					1.0	1.5	2.0	
数量計算						1.0	3.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				1.0	1.0			
合計	0.0	0.0	0.5	2.0	3.0	2.5	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.673 \times L + 68.03(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -3(RC)3径間連続中空床版橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					1.5	2.0	2.5	
数量計算					0.5	1.5	1.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	4.0	4.0	0.0
橋長補正式 $y=0.673 \times L + 68.03(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -1(RC)3径間連続T桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(30～100m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.5	3.0	
数量計算							2.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	1.5	5.5	0.0
橋長補正式 $y=0.686 \times L + 55.41(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -2(RC)3径間連続T桁橋 【ハツリ+打換の場合】(30～100m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						1.9	3.8	
数量計算							3.8	
照査				0.6				
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	1.2	0.6	1.9	7.6	0.0
橋長補正式 $y=0.686 \times L + 55.41(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -3(RC)3径間連続T桁橋 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(30～100m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図					2.0		3.0	
数量計算						2.0		
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	3.0	2.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.686 \times L + 55.41(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1(RC)3径間連続ラーメン橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5	1.5		
設計計算								
設計図						1.5	2.5	
数量計算						0.5	1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.5	4.0	0.0
橋長補正式 $y=0.708 \times L + 84.07(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -2(RC)3径間連続ラーメン橋 【ハツリ+打換の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0	2.0		
設計計算								
設計図						2.0	3.0	
数量計算						1.0	2.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	6.0	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.708 \times L + 84.07(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -3(RC)3径間連続ラーメン橋 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.4	0.5				
設計計算								
設計図					0.6	1.8	2.7	
数量計算					0.3	0.7	0.9	
照査			0.2	0.1	0.1	0.4		
報告書作成				0.1	0.1	0.1		
合計	0.0	0.0	0.6	0.7	1.1	3.0	3.6	0.0
橋長補正式 $y=0.708 \times L + 84.07(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -1(PC)単純プレテンションI桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	0.0
橋長補正式 $y=2.132 \times L + 73.35(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -2(PC)単純プレテンションI桁橋 【ハツリ+打換の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	0.5	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=2.132 \times L + 73.35(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -3(PC)単純プレテンションI桁橋 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	0.0
橋長補正式 $y=2.132 \times L + 73.35(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -1(PC)単純プレテンションT桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					1.0	1.0	1.0	
数量計算						0.5	0.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.705 \times L + 65.90(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -2(PC)単純プレテンションT桁橋 【ハツリ+打換の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.705 \times L + 65.90(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -3(PC)単純プレテンションT桁橋 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.705 \times L + 65.90(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -1(PC)プレテンションホロー桁橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(5～30m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	0.5	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.434 \times L + 74.91(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -2(PC)プレテンションホロー桁橋【ハツリ+打換の場合】(5～30m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.434 \times L + 74.91(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -3(PC)プレテンションホロー桁橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(5～30m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	0.5	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=1.434 \times L + 74.91(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -1(PC)単純中空床版橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=0.980 \times L + 77.95(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -2(PC)単純中空床版橋【ハツリ+打換の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=0.980 \times L + 77.95(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -3(PC)単純中空床版橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	1.5	2.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.980 \times L + 77.95(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -1(PC)単純ポストテンションT桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=0.835 \times L + 72.86(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -2(PC)単純ポストテンションT桁橋 【ハツリ+打換の場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					0.5			
設計図						0.5	1.0	
数量計算						0.5	0.5	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.5	1.5	1.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=0.835 \times L + 72.86(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -3(PC)単純ポストテンションT桁橋

【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0		
数量計算							1.5	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	2.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=0.835 \times L + 72.86(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -1(PC)単純箱桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	2.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	1.0	1.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.608 \times L + 71.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -2(PC)単純箱桁橋 【ハツリ+打換の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0		
数量計算							1.5	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	2.0	1.5	0.0
橋長補正式 $y=0.608 \times L + 71.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -3(PC)単純箱桁橋 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	2.0	
数量計算							1.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	1.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.608 \times L + 71.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -1(PC)3径間連結プレテンションT桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(25～85m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.5	3.0	
数量計算							2.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	1.5	5.5	0.0
橋長補正式 $y=0.565 \times L + 68.93(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -2(PC)3径間連結プレテンションT桁橋 【ハツリ+打換の場合】(25～85m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0	4.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	3.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y=0.565 \times L + 68.93(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -3(PC)3径間連結プレテンションT桁橋
【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(25～85m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	2.5	4.0	
数量計算					0.5	1.0	1.5	
照査					0.5	0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	4.5	5.5	0.0
橋長補正式 $y=0.565 \times L + 68.93(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -1(PC)3径間連結ポストテンションT桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(40～120m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0	3.0	
数量計算							2.5	
照査				1.0				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.5	2.0	5.5	0.0
橋長補正式 $y=0.461 \times L + 63.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -2(PC)3径間連結ポストテンションT桁橋 【ハツリ+打換の場合】(40～120m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						3.0	6.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	3.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.461 \times L + 63.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -3(PC)3径間連結ポストテンションT桁橋

【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(40～120m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					0.5			
設計図					1.0	1.5	2.0	
数量計算						1.0	1.5	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	0.5	1.5	3.0	2.5	3.5	0.0
橋長補正式 $y=0.461 \times L + 63.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -1(PC)斜材付きπ型ラーメン橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(20～65m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0	3.0	
数量計算							2.5	
照査				1.0				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.5	2.0	5.5	0.0
橋長補正式 $y=0.437 \times L + 81.43(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -2(PC)斜材付きπ型ラーメン橋【ハツリ+打換の場合】(20～65m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0	2.0		
設計計算								
設計図						2.0	5.0	
数量計算						1.0	3.0	
照査					1.0			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	6.0	8.0	0.0
橋長補正式 $y=0.437 \times L + 81.43(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -3(PC)斜材付きπ型ラーメン橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(20～65m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					1.0	3.5	5.5	
数量計算					0.5	1.0	2.0	
照査					0.5	0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	5.5	7.5	0.0
橋長補正式 $y=0.437 \times L + 81.43(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(16) -1(PC)3径間連続中空床版橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(35～105m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0	4.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	0.5	3.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y=0.424 \times L + 70.32(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(16) -2(PC)3径間連続中空床版橋【ハツリ+打換の場合】(35～105m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						3.0	6.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	3.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.424 \times L + 70.32(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(16) -3(PC)3径間連続中空床版橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(35～105m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					0.5			
設計図					1.0	1.5	2.0	
数量計算						1.0	1.5	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	0.5	1.5	3.0	2.5	3.5	0.0
橋長補正式 $y=0.424 \times L + 70.32(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(17) -1(PC)3径間連続ポストテンションT桁橋 【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(60～195m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0	4.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	0.5	3.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y=0.366 \times L + 53.34(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(17) -2(PC)3径間連続ポストテンションT桁橋 【ハツリ+打換の場合】(60～195m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						3.0	6.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	3.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.366 \times L + 53.34(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(17) -3(PC)3径間連続ポストテンションT桁橋
【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(60～195m)
(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					1.0	3.0	5.0	
数量計算					0.5	1.0	2.0	
照査					0.5	0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	5.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y=0.366 \times L + 53.34(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(18) -1(PC)3径間連続箱桁橋【樹脂注入によるひび割れ補修の場合】(65～225m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						2.0	4.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	0.5	3.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y=0.304 \times L + 55.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(18) -2(PC)3径間連続箱桁橋【ハツリ+打換の場合】(65～225m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						3.0	6.0	
数量計算							3.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	0.5	4.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.304 \times L + 55.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(18) -3(PC)3径間連続箱桁橋【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】(65～225m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						3.0	6.0	
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	3.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.304 \times L + 55.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

6. 鋼橋上部工補修設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-3標準歩掛の補正(橋梁上部工)に準ずる。

(1) -1(鋼)単純H型橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0	1.0	2.5	0.0
橋長補正式 $y=1.599 \times L + 68.02(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(1) -2(鋼)単純H型橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.6			
設計計算						0.8		
設計図						0.8	2.0	
数量計算						0.8	1.3	
照査					0.6			
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.4	3.3	0.0
橋長補正式 $y=1.599 \times L + 68.02(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -1(鋼)単純合成H型橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	0.5	2.0	0.0
橋長補正式 $y=1.523 \times L + 69.54(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -2(鋼)単純合成H型橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.6			
設計計算						0.8		
設計図						0.8	2.0	
数量計算						0.8	1.4	
照査					0.6			
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.4	3.4	0.0
橋長補正式 $y=1.523 \times L + 69.54(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -1(鋼)単純鉸桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(10～40m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.6	0.6	1.3	
数量計算						0.6	1.3	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.8	2.6	0.0
橋長補正式 $y=0.936 \times L + 76.60(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -2(鋼)単純鉸桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(10～40m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					0.5	1.0		
設計図						0.5	1.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	1.5	1.5	2.0	2.0	0.0
橋長補正式 $y=0.936 \times L + 76.60(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -1(鋼)単純合成鉄桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.6	0.6	1.3	
数量計算						0.6	1.3	
照査					0.6			
報告書作成						0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.8	2.6	0.0
橋長補正式 $y=0.827 \times L + 73.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -2(鋼)単純合成鉄桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					0.5	1.5		
設計図						1.0	1.5	
数量計算						1.0	2.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	3.5	3.5	0.0
橋長補正式 $y=0.827 \times L + 73.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -1(鋼)単純鋼床版鉄桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(25～85m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							3.0	
照査					0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	1.0	4.0	0.0
橋長補正式 $y=0.547 \times L + 69.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -2(鋼)単純鋼床版鈑桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(25～85m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.0	3.0		
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.0	2.5	4.0	2.5	0.0
橋長補正式 $y=0.547 \times L + 69.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1(鋼)単純箱桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(20～75m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							2.0	
照査					0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	1.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.493 \times L + 76.58(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -2(鋼)単純箱桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(20～75m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.0	3.0		
設計図						1.0	1.0	
数量計算							2.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.0	2.5	4.0	3.5	0.0
橋長補正式 $y=0.493 \times L + 76.58(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -1(鋼)単純合成箱桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							2.0	
照査					0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	1.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.496 \times L + 76.44(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -2(鋼)単純合成箱桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.0	3.5		
設計図						1.0	1.0	
数量計算							2.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.0	2.5	4.5	3.5	0.0
橋長補正式 $y=0.496 \times L + 76.44(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -1(鋼)単純鋼床版箱桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(25～85m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							2.0	
照査					0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	1.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.452 \times L + 75.14(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -2(鋼)単純鋼床版桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(25～85m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.5	4.5		
設計図						1.0	1.0	
数量計算							3.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.0	3.0	5.5	4.0	0.0
橋長補正式 $y=0.452 \times L + 75.14(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -1(鋼)単純トラス橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(35～110m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							3.0	
照査					0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	1.0	4.0	0.0
橋長補正式 $y=0.392 \times L + 71.58(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -2(鋼)単純トラス橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(35～110m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			1.0	1.0				
設計計算					1.5	4.0		
設計図						2.0		
数量計算							3.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	6.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.392 \times L + 71.58(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -1(鋼)3径間連続鈑桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(60～195m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図					0.5	1.0	1.5	
数量計算					0.5	1.0	1.0	
照査					0.5	0.5		
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	2.0	3.0	2.5	0.0
橋長補正式 $y=0.383 \times L + 51.17(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -2(鋼)3径間連続鈑桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(60～195m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			1.0	1.0				
設計計算					2.0	4.0		
設計図						3.0		
数量計算							4.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	3.5	7.0	4.0	0.0
橋長補正式 $y=0.383 \times L + 51.17(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -1(鋼)π型ラーメン鈑桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(20～90m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						1.5	3.0	
数量計算							2.0	
照査					0.5			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	1.5	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.308 \times L + 83.06(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -2(鋼)π型ラーメン鉄桁橋【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(20～90m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算					1.0	2.0		
設計図						2.0	5.0	
数量計算						1.0	4.0	
照査			0.5	1.0				
報告書作成				0.5	0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	2.5	1.5	6.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.308 \times L + 83.06(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -1(鋼)3径間連続鋼床版鉄桁橋【断面欠損無し(再塗装)の場合】(70～210m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	2.0	3.0	
数量計算					0.5	1.5	2.0	
照査					1.5	1.0		
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	5.5	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.271 \times L + 62.06(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -2(鋼)3径間連続鋼床版鉄桁橋【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(70～210m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算					1.0	3.0		
設計図					1.0	2.0	3.0	
数量計算					1.0	2.0	3.0	
照査			0.5	1.0				
報告書作成				0.5	0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	2.5	3.5	8.0	6.0	0.0
橋長補正式 $y=0.271 \times L + 62.06(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -1(鋼)3径間連続トラス橋【断面欠損無し(再塗装)の場合】(125～380m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						1.3	3.8	
数量計算							6.3	
照査					0.6			
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	0.6	1.2	1.3	10.1	0.0
橋長補正式 $y=0.261 \times L + 34.10(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -2(鋼)3径間連続トラス橋【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(125～380m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.5	4.0		
設計図						2.0	4.0	
数量計算						2.0	5.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				1.0	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	2.5	8.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.261 \times L + 34.10(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -1(鋼)3径間連続箱桁橋【断面欠損無し(再塗装)の場合】(110～320m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算								
設計図						4.0		
数量計算							5.0	
照査					1.0			
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	4.0	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.243 \times L + 47.76(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -2(鋼)3径間連続箱桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(110～320m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算					2.0	4.0		
設計図					1.0	2.0	4.0	
数量計算					1.0	2.0	3.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	4.5	8.5	7.0	0.0
橋長補正式 $y=0.243 \times L + 47.76(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -1(鋼)3径間連続鋼床版箱桁橋 【断面欠損無し(再塗装)の場合】(120～420m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						1.3	3.8	
数量計算							6.3	
照査					0.6			
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	0.6	1.2	1.3	10.1	0.0
橋長補正式 $y=0.209 \times L + 43.57(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -2(鋼)3径間連続鋼床版箱桁橋 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】(120～420m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.5	4.0		
設計図						1.0	5.0	
数量計算						2.0	5.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	1.5	2.5	7.0	10.0	0.0
橋長補正式 $y=0.209 \times L + 43.57(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

7. 床版補修設計

※単純床版橋、中空床版橋には適用しない。(コンクリート上部工補修設計に含まれる)

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-3標準歩掛の補正(橋梁上部工)に準ずる。

(1) -1コンクリート床版【樹脂注入によるひび割れ補修】

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.3	1.3	
数量計算						0.6	0.6	
照査						0.6		
報告書作成						0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	1.9	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(1) -2コンクリート床版【ハツリ+打換】

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					0.5	1.0		
設計図						1.0	1.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0	3.0	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(1) -3コンクリート床版【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.5	1.5	
数量計算						0.5	1.0	
照査						0.5		
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	2.5	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -1鋼床版 【断面欠損無し(再塗装)の場合】

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -2鋼床版 【断面欠損有り(部材交換・当板補強)の場合】

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算				0.5	0.5	1.0		
設計図					0.5	1.0	2.0	
数量計算						1.0	1.5	
照査				0.5		0.5		
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	2.0	4.5	3.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

8. 橋台工補修設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-6標準歩掛の補正(橋梁下部工)に準ずる。

(1) -1重力式橋台【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.5	
照査						0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.5	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(1) -2重力式橋台【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(1) -3重力式橋台【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -1逆T式橋台【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.1	0.4				
設計計算								
設計図					0.4	0.4	0.4	
数量計算						0.4	0.4	
照査				0.2	0.2			
報告書作成					0.2	0.2		
合計	0.0	0.0	0.1	0.6	0.8	1.0	0.8	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -2逆T式橋台【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.1	0.5				
設計計算								
設計図					0.5	0.5	0.5	
数量計算						0.5	0.5	
照査				0.3	0.3			
報告書作成					0.3	0.3		
合計	0.0	0.0	0.1	0.8	1.1	1.3	1.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -3逆T式橋台【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -1控え壁式橋台(扶壁式)【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.5	
照査						0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -2控え壁式橋台(扶壁式)【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.2	0.2				
設計計算								
設計図					0.6	0.7	0.6	
数量計算					0.4	0.3	0.4	
照査			0.2	0.2	0.2			
報告書作成					0.3	0.2		
合計	0.0	0.0	0.4	0.4	1.5	1.2	1.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -3控え壁式橋台(扶壁式) 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算						0.5	0.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -1ラーメン式橋台 【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					1.5	1.0		
数量計算						0.5	0.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.5	0.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -2ラーメン式橋台 【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -3ラーメン式橋台 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算						0.5	1.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -1箱式橋台【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	0.5	
数量計算							1.5	
照査						0.5		
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.5	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -2箱式橋台【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -3箱式橋台【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.0	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1ラーメン式橋台(2方向)【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	0.5	2.0	
数量計算						0.5	1.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	3.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -2ラーメン式橋台(2方向)【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					1.0			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.0	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -3ラーメン式橋台(2方向)【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	2.0	
数量計算						0.5	2.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	4.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

9. 橋脚工補修設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-6標準歩掛の補正(橋梁下部工)に準ずる。

(1) -1重力式橋脚【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算							1.0	
照査						0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.5	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(1) -2重力式橋脚【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							0.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(1) -3重力式橋脚【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.1	0.5				
設計計算					0.3	0.5		
設計図					0.3	0.5	0.5	
数量計算						0.5		
照査				0.1				
報告書作成					0.1	0.1		
合計	0.0	0.0	0.1	0.6	0.7	1.6	0.5	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -1壁式橋脚(逆T式)【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	1.5		
数量計算						0.5	0.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	0.5	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -2壁式橋脚(逆T式) 【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	2.0	
数量計算							1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -3壁式橋脚(逆T式) 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.1	0.4				
設計計算								
設計図					0.6	0.4	0.7	
数量計算						0.7	0.6	
照査				0.3	0.4			
報告書作成					0.3	0.1		
合計	0.0	0.0	0.1	0.7	1.3	1.2	1.3	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -1柱式橋脚(2柱式) 【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算							1.5	
照査						0.5		
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -2柱式橋脚(2柱式) 【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -3柱式橋脚(2柱式) 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.2	0.3				
設計計算					0.7	0.5		
設計図					0.2	0.6	0.7	
数量計算						0.3	0.3	
照査				0.1	0.2			
報告書作成				0.1	0.2			
合計	0.0	0.0	0.2	0.5	1.3	1.4	1.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -1張出式橋脚 【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	1.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -2張出式橋脚 【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.1	0.3				
設計計算								
設計図					0.6	0.7	0.7	
数量計算					0.3	0.6	0.5	
照査				0.3	0.3			
報告書作成				0.2	0.3			
合計	0.0	0.0	0.1	0.8	1.5	1.3	1.2	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -3張出式橋脚 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						0.5	1.5	
数量計算							2.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	3.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -1ラーメン式橋脚【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画								
設計計算								
設計図					0.5	1.0	1.5	
数量計算						0.5	1.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	2.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -2ラーメン式橋脚【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算								
設計図						1.0	2.5	
数量計算							2.0	
照査					0.5			
報告書作成						1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	4.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -3ラーメン式橋脚【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算								
設計図						0.6	2.5	
数量計算							0.6	
照査				0.6				
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	1.2	0.6	0.6	3.1	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1SRC橋脚(中空式橋脚)【塗装・樹脂等で被覆の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -2SRC橋脚(中空式橋脚) 【ハツリ+打換の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					0.5			
設計図						1.0	1.5	
数量計算						0.5	1.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.5	1.5	1.5	2.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -3SRC橋脚(中空式橋脚) 【コンクリートやポリマーセメントモルタルによる表面補修の場合】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算								
設計図						1.0	2.0	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	0.5	1.0	3.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

10. コンクリート主桁補強設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-3標準歩掛の補正(橋梁上部工)に準ずる。

(1) -1(RC)単純床版橋【炭素繊維貼付の場合】(～10m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					2.0	1.0		
設計図						0.5	1.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.5	3.0	2.5	2.0	0.0
橋長補正式 $y=2.541 \times L + 87.30(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(1) -2(RC)単純床版橋【PCケーブルの場合】(～10m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算				1.0	2.0			
設計図						1.5	1.5	
数量計算						1.0	1.0	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	2.5	3.0	2.5	0.0
橋長補正式 $y=2.541 \times L + 87.30(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -1(RC)単純T桁橋【炭素繊維貼付の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.0	2.0		
設計図						1.0	2.0	
数量計算						1.0	1.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	4.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=1.743 \times L + 78.21(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -2(RC)単純T桁橋【PCケーブルの場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6				
設計計算					1.9	1.3		
設計図						2.5	2.5	
数量計算							1.3	
照査				0.6				
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.0	1.2	2.5	3.8	3.8	0.0
橋長補正式 $y=1.743 \times L + 78.21(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -1(RC)単純中空床版橋【炭素繊維貼付の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.5			
設計図						3.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	3.0	3.0	0.0
橋長補正式 $y=1.532 \times L + 80.85(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -2(RC)単純中空床版橋【PCケーブルの場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.0	3.0		
設計図						1.0	2.0	
数量計算						1.0	2.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	6.0	4.0	0.0
橋長補正式 $y=1.532 \times L + 80.85(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -1(RC)3径間連続中空床版橋【炭素繊維貼付の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.5				
設計計算					2.0	3.0		
設計図						3.0	3.0	
数量計算							2.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.5	3.0	6.0	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.673 \times L + 68.03(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -2(RC)3径間連続中空床版橋【PCケーブルの場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				1.0	3.0	5.0		
設計図					1.0	3.0	4.0	
数量計算					1.0	2.0	4.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	2.5	6.0	11.0	8.0	0.0
橋長補正式 $y=0.673 \times L + 68.03(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -1(RC)3径間連続T桁橋【炭素繊維貼付の場合】(30～100m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					1.0	2.0		
設計図						2.0	4.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査				0.5	1.0			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	3.5	7.0	8.0	0.0
橋長補正式 $y=0.686 \times L + 55.41(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -2(RC)3径間連続T桁橋【PCケーブルの場合】(30～100m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0	1.0			
設計計算					2.5	4.0		
設計図						4.0	6.5	
数量計算						2.5	4.0	
照査				1.0	1.0			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	5.5	11.5	10.5	0.0
橋長補正式 $y=0.686 \times L + 55.41(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1(RC)3径間連続ラーメン橋【炭素繊維貼付の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6	0.6			
設計計算					1.3	2.5		
設計図						2.5	5.0	
数量計算						2.5	4.8	
照査				0.6	1.3			
報告書作成					0.6	0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	1.2	3.8	8.1	9.8	0.0
橋長補正式 $y=0.708 \times L + 84.07(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -2(RC)3径間連続ラーメン橋【PCケーブルの場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					3.0	5.0		
設計図						4.0	6.0	
数量計算						4.0	6.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	4.5	14.0	12.0	0.0
橋長補正式 $y=0.708 \times L + 84.07(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -1(PC)単純プレテンションI桁橋 【炭素繊維貼付の場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.0	1.0		
設計図						2.0	2.0	
数量計算						0.5	2.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	3.5	4.0	0.0
橋長補正式 $y=2.132 \times L + 73.35(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -2(PC)単純プレテンションI桁橋 【PCケーブルの場合】(5～20m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.5	3.0		
設計図						2.0	2.0	
数量計算						1.0	2.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	6.0	4.0	0.0
橋長補正式 $y=2.132 \times L + 73.35(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -1(PC)単純プレテンションT桁橋 【炭素繊維貼付の場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画					0.5			
設計計算					2.0	2.5		
設計図					0.5	1.0	1.0	
数量計算							1.5	
照査					0.5			
報告書作成						0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	4.0	2.5	0.0
橋長補正式 $y=1.705 \times L + 65.90(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -2(PC)単純プレテンションT桁橋【PCケーブルの場合】(5～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.5	2.0		
設計図						2.0	3.0	
数量計算						1.0	2.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	5.0	5.0	0.0
橋長補正式 $y=1.705 \times L + 65.90(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -1(PC)プレテンションホロー桁橋【炭素繊維貼付の場合】(5～30m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.5	1.5		
設計図						3.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	4.5	3.0	0.0
橋長補正式 $y=1.434 \times L + 74.91(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -2(PC)プレテンションホロー桁橋【PCケーブルの場合】(5～30m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算				0.5	2.0	2.0		
設計図					1.0	1.5	1.5	
数量計算					0.5	1.0	1.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成				0.5				
合計	0.0	0.0	0.0	2.5	4.0	4.5	2.5	0.0
橋長補正式 $y=1.434 \times L + 74.91(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -1(PC)単純中空床版橋【炭素繊維貼付の場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.5	1.5		
設計図						3.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	4.5	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.980 \times L + 77.95(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -2(PC)単純中空床版橋【PCケーブルの場合】(10～35m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0				
設計計算					2.0	3.0		
設計図						3.0	3.0	
数量計算							2.0	
照査				1.0				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	3.0	6.0	5.0	0.0
橋長補正式 $y=0.980 \times L + 77.95(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -1(PC)単純ポストテンションT桁橋【炭素繊維貼付の場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					1.5	1.5		
設計図						3.0	1.5	
数量計算							1.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	4.5	3.0	0.0
橋長補正式 $y=0.835 \times L + 72.86(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -2(PC)単純ポストテンションT桁橋【PCケーブルの場合】(15～50m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					3.0	4.0		
設計図						4.0	6.0	
数量計算						2.0	3.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	4.5	10.5	9.0	0.0
橋長補正式 $y=0.835 \times L + 72.86(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -1(PC)単純箱桁橋【炭素繊維貼付の場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算					1.0	3.0		
設計図						3.0	6.0	
数量計算						2.0	5.0	
照査				1.0	1.0			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	4.0	9.0	11.0	0.0
橋長補正式 $y=0.608 \times L + 71.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -2(PC)単純箱桁橋【PCケーブルの場合】(25～70m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					4.0	6.0		
設計図						4.0	7.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成				0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	5.5	12.5	11.0	0.0
橋長補正式 $y=0.608 \times L + 71.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -1(PC)3径間連結プレテンションT桁橋【炭素繊維貼付の場合】(25～85m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				1.5	3.0	5.0		
設計図						3.0	6.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査			0.5	1.0				
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	3.5	4.0	11.0	10.0	0.0
橋長補正式 $y=0.565 \times L + 68.93(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -2(PC)3径間連結プレテンションT桁橋【PCケーブルの場合】(25～85m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.5			
設計計算					2.5	6.0		
設計図						5.0	7.5	
数量計算						3.0	5.0	
照査				1.0	1.0			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	6.0	15.0	12.5	0.0
橋長補正式 $y=0.565 \times L + 68.93(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -1(PC)3径間連結ポストテンションT桁橋【炭素繊維貼付の場合】(40～120m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算					1.5	3.0		
設計図						3.0	6.0	
数量計算						3.0	4.5	
照査				0.5	1.0			
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0	10.0	10.5	0.0
橋長補正式 $y=0.461 \times L + 63.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -2(PC)3径間連結ポストテンションT桁橋【PCケーブルの場合】(40～120m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				1.5	3.0	6.0		
設計図					1.0	3.0	5.0	
数量計算					1.0	1.5	2.5	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	3.0	6.0	11.5	7.5	0.0
橋長補正式 $y=0.461 \times L + 63.12(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -1(PC)斜材付きπ型ラーメン橋【炭素繊維貼付の場合】(20～65m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.6	1.3				
設計計算				1.9	5.0	6.3		
設計図						3.8	6.3	
数量計算						1.9	3.1	
照査			0.6					
報告書作成					0.6	1.3		
合計	0.0	0.0	1.2	3.2	5.6	13.3	9.4	0.0
橋長補正式 $y=0.437 \times L + 81.43(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -2(PC)斜材付きπ型ラーメン橋【PCケーブルの場合】(20～65m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				2.0	5.0	6.0		
設計図					1.0	4.0	6.0	
数量計算					1.0	2.5	5.0	
照査			1.0	1.0				
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	1.5	4.0	8.0	13.5	11.0	0.0
橋長補正式 $y=0.437 \times L + 81.43(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(16) -1(PC)3径間連続中空床版橋【炭素繊維貼付の場合】(35～105m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					2.0	4.0		
設計図						4.0	5.0	
数量計算						1.0	3.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成				0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	3.5	9.5	8.0	0.0
橋長補正式 $y=0.424 \times L + 70.32(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(16) -2(PC)3径間連続中空床版橋【PCケーブルの場合】(35～105m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.6	1.3				
設計計算				1.9	6.3	7.5		
設計図					1.3	3.8	6.3	
数量計算					1.3	1.9	3.1	
照査			0.6					
報告書作成					0.6	1.3		
合計	0.0	0.0	1.2	3.2	9.5	14.5	9.4	0.0
橋長補正式 $y=0.424 \times L + 70.32(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(17) -1(PC)3径間連続ポストテンションT桁橋【炭素繊維貼付の場合】(60～195m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					2.0	4.0		
設計図						4.0	6.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	3.5	11.0	10.0	0.0
橋長補正式 $y=0.366 \times L + 53.34(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(17) -2(PC)3径間連続ポストテンションT桁橋【PCケーブルの場合】(60～195m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算					3.5	6.0		
設計図						5.0	9.0	
数量計算						3.0	6.5	
照査				1.0	1.0			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	6.5	15.0	15.5	0.0
橋長補正式 $y=0.366 \times L + 53.34(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(18) -1(PC)3径間連続箱桁橋【炭素繊維貼付の場合】(65～225m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				2.0	5.0	8.0		
設計図						4.0	6.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	4.0	5.5	15.0	10.0	0.0
橋長補正式 $y=0.304 \times L + 55.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(18) -2(PC)3径間連続箱桁橋【PCケーブルの場合】(65～225m)

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				2.0	7.0	9.0		
設計図					1.0	5.0	8.0	
数量計算					1.0	2.0	4.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	4.0	10.0	16.0	12.0	0.0
橋長補正式 $y=0.304 \times L + 55.92(\%)$ L:橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

11. 鋼主桁補強設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-3標準歩掛の補正（橋梁上部工）に準ずる。

(1) -1(鋼)単純H型橋 【カバープレートの場合】 (5～35m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.1	0.4				
設計計算			0.2	0.2	0.6	0.9		
設計図					1.0	1.3	1.6	
数量計算					0.4	0.5	0.8	
照査			0.3	0.2	0.4	0.4		
報告書作成				0.3	0.1	0.4		
合計	0.0	0.0	0.6	1.1	2.5	3.5	2.4	0.0
橋長補正式 $y = 1.599 \times L + 68.02 (\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(1) -2(鋼)単純H型橋 【PCケーブルの場合】 (5～35m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.3	0.5				
設計計算			0.3	0.3	1.1	1.4		
設計図					1.4	2.0	2.6	
数量計算					0.5	0.9	1.1	
照査			0.3	0.3	0.6	0.6		
報告書作成				0.3	0.3	0.5		
合計	0.0	0.0	0.9	1.4	3.9	5.4	3.7	0.0
橋長補正式 $y = 1.599 \times L + 68.02 (\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -1(鋼)単純合成H型橋 【カバープレートの場合】 (5～35m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算				0.5	1.0	1.5		
設計図					1.0	1.5	1.5	
数量計算					0.5	0.5	1.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	3.5	4.0	2.5	0.0
橋長補正式 $y = 1.523 \times L + 69.54 (\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(2) -2(鋼)単純合成H型橋 【PCケーブルの場合】 (5～35m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.5	1.0	1.5		
設計図					1.5	2.0	2.5	
数量計算					0.5	1.0	1.5	
照査				0.5	0.5	0.5		
報告書作成				0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.5	2.0	4.0	5.5	4.0	0.0
橋長補正式 $y = 1.523 \times L + 69.54 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -1(鋼)単純鉸桁橋 【カバープレートの場合】 (10～40m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					1.0	2.0		
設計図					0.5	2.0	2.0	
数量計算						1.5	2.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	3.5	6.5	4.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.936 \times L + 76.60 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(3) -2(鋼)単純鉸桁橋 【PCケーブルの場合】 (10～40m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算					2.0	3.0		
設計図					1.0	2.0	4.0	
数量計算						2.0	3.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	5.0	7.5	7.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.936 \times L + 76.60 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -1(鋼)単純合成鈹桁橋 【カバープレートの場合】 (15～50m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.5	1.0	1.0		
設計図					1.0	1.5	1.5	
数量計算					0.5	1.0	1.5	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	3.5	3.5	3.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.827 \times L + 73.12(\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(4) -2(鋼)単純合成鈹桁橋 【PCケーブルの場合】 (15～50m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				0.5	1.0	2.0		
設計図					1.0	2.0	4.0	
数量計算					1.0	1.5	2.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成			0.5	0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	1.5	2.5	3.5	6.0	6.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.827 \times L + 73.12(\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -1(鋼)単純鋼床版鈹桁橋 【カバープレートの場合】 (25～85m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.6	1.3				
設計計算				1.9	5.0			
設計図						2.5	3.8	
数量計算						1.3	1.9	
照査			0.6					
報告書作成					0.6	1.3		
合計	0.0	0.0	1.2	3.2	5.6	5.1	5.7	0.0
橋長補正式 $y = 0.547 \times L + 69.92(\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(5) -2(鋼)単純鋼床版鈹桁橋 【PCケーブルの場合】 (25～85m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.6	1.3			
設計計算					2.1	4.3		
設計図					1.3	3.3	4.3	
数量計算						2.1	3.3	
照査				0.6	1.3			
報告書作成					0.6	0.6		
合計	0.0	0.0	0.0	1.2	6.6	10.3	7.6	0.0
橋長補正式 $y = 0.547 \times L + 69.92(\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1(鋼)単純箱桁橋 【カバープレートの場合】 (20～75m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					1.5	2.5		
設計図					1.5	2.5	3.0	
数量計算						2.5	3.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	5.0	8.5	6.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.493 \times L + 76.58(\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -2(鋼)単純箱桁橋 【PCケーブルの場合】 (20～75m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				1.0	2.0	4.0		
設計図					1.0	3.0	4.0	
数量計算					1.0	2.0	3.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	1.0	3.0	4.5	9.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.493 \times L + 76.58(\%)$ L : 橋長 (注)1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -1(鋼)単純合成箱桁橋 【カバープレートの場合】 (25～70m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					1.5	2.5		
設計図					1.5	2.5	3.0	
数量計算						2.5	3.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	5.0	8.5	6.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.496 \times L + 76.44 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -2(鋼)単純合成箱桁橋 【PCケーブルの場合】 (25～70m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				1.0	2.0	4.0		
設計図					2.0	3.0	5.0	
数量計算					1.0	2.0	4.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	1.0	3.0	5.5	9.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.496 \times L + 76.44 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -1(鋼)単純鋼床版箱桁橋 【カバープレートの場合】 (25～85m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	0.5			
設計計算					1.5	2.5		
設計図					1.5	2.5	3.0	
数量計算						2.5	3.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	5.0	8.5	6.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.452 \times L + 75.14 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -2(鋼)単純鋼床版箱桁橋 【PCケーブルの場合】 (25～85m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画		0.5	1.0					
設計計算				2.0	4.5	3.0		
設計図						3.0	4.0	
数量計算						2.0	3.0	
照査			1.0					
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.5	2.0	2.0	6.0	8.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.452 \times L + 75.14 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -1(鋼)単純トラス橋 【カバープレートの場合】 (35～110m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算				0.5	1.0	2.0		
設計図					1.0	3.0	4.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査				0.5	0.5	0.5		
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.5	4.5	8.5	8.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.392 \times L + 71.58 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -2(鋼)単純トラス橋 【PCケーブルの場合】 (35～110m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画		0.5	1.5					
設計計算				2.0	4.5	3.0		
設計図						3.0	4.0	
数量計算						2.0	3.0	
照査			1.0					
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.5	2.5	2.0	6.0	8.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.392 \times L + 71.58 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -1(鋼) 3 径間連続鈑桁橋 【カバープレートの場合】 (60～195m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				1.0	1.5			
設計計算					1.5	3.0		
設計図					2.0	2.8	2.8	
数量計算						2.6	4.9	
照査				1.0	1.5			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	2.0	7.5	9.4	7.7	0.0
橋長補正式 $y = 0.383 \times L + 51.17(\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -2(鋼) 3 径間連続鈑桁橋 【PCケーブルの場合】 (60～195m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画		0.6	1.3					
設計計算				2.5	4.4	3.8		
設計図						2.5	4.4	
数量計算						1.3	2.5	
照査			1.3					
報告書作成					1.3			
合計	0.0	0.6	2.6	2.5	5.7	7.6	6.9	0.0
橋長補正式 $y = 0.383 \times L + 51.17(\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -1(鋼) π 型ラーメン鈑桁橋 【カバープレートの場合】 (20～90m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算					2.0	3.0		
設計図					1.5	2.0	4.0	
数量計算						2.0	4.0	
照査				0.5	1.0			
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	6.5	8.0	8.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.308 \times L + 83.06(\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -2(鋼) π 型ラーメン鉄桁橋 【PCケーブルの場合】 (20～90m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画		0.5	1.5					
設計計算				3.0	5.0	4.5		
設計図						2.5	5.0	
数量計算						1.5	3.0	
照査			1.5					
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.5	3.0	3.0	6.5	8.5	8.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.308 \times L + 83.06(\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -1(鋼) 3 径間連続鋼床版鉄桁橋 【カバープレートの場合】 (70～210m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				0.5	2.0	4.0		
設計図					2.0	4.0	4.0	
数量計算						2.0	3.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	2.5	5.0	10.0	7.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.271 \times L + 62.06(\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -2(鋼) 3 径間連続鋼床版鉄桁橋 【PCケーブルの場合】 (70～210m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画		0.5	1.5					
設計計算				3.0	6.0	4.0		
設計図						2.5	6.0	
数量計算						1.5	3.0	
照査			1.5					
報告書作成					1.5			
合計	0.0	0.5	3.0	3.0	7.5	8.0	9.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.271 \times L + 62.06(\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -1(鋼) 3 径間連続トラス橋 【カバープレートの場合】 (125～380m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				1.0	2.0	4.0		
設計図					2.0	4.0	4.0	
数量計算					1.0	2.0	4.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5	1.0		
合計	0.0	0.0	1.0	3.0	5.5	11.0	8.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.261 \times L + 34.10 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(13) -2(鋼) 3 径間連続トラス橋 【PCケーブルの場合】 (125～380m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			1.0	2.0				
設計計算				3.0	10.0			
設計図					2.0	3.0	6.0	
数量計算					2.0	2.0	5.0	
照査			0.5	1.0				
報告書作成				0.5	1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	1.5	6.5	15.0	6.0	11.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.261 \times L + 34.10 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -1(鋼) 3 径間連続箱桁橋 【カバープレートの場合】 (110～320m)

(1 橋当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				1.0	2.0	4.0		
設計図					2.0	4.0	5.0	
数量計算					1.0	2.0	4.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成			0.5	0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	1.5	3.0	5.5	10.5	9.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.243 \times L + 47.76 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(14) -2(鋼) 3 径間連続箱桁橋 【PCケーブルの場合】 (110～320m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			1.0	2.5				
設計計算				4.5	11.0			
設計図						4.0	7.0	
数量計算						3.0	4.0	
照査			0.5	1.0				
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	1.5	8.0	12.0	8.0	11.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.243 \times L + 47.76 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -1(鋼) 3 径間連続鋼床版箱桁橋 【カバープレートの場合】 (120～420m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算				2.0	3.0	5.0		
設計図					2.0	4.0	5.0	
数量計算					1.0	2.0	3.0	
照査			0.5	1.0				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	4.5	7.0	11.0	8.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.209 \times L + 43.57 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(15) -2(鋼) 3 径間連続鋼床版箱桁橋 【PCケーブルの場合】 (120～420m)

(1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			1.0	3.0				
設計計算				4.0	10.0	5.0		
設計図						4.0	6.0	
数量計算						3.0	4.0	
照査			1.0	1.0				
報告書作成					1.0	1.0		
合計	0.0	0.0	2.0	8.0	11.0	13.0	10.0	0.0
橋長補正式 $y = 0.209 \times L + 43.57 (\%)$ L : 橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。 2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

12. 床版補強設計

(1) -1コンクリート床版 【炭素繊維貼付】

(1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5	1.0			
設計計算								
設計図					0.5	1.0	1.0	
数量計算						1.0	1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	2.0	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

13. 下部工補強(設計活荷重)設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-6標準歩掛の補正(橋梁下部工)に準ずる。

(1) -1重力式橋台

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画				0.5				
設計計算					0.5	1.0		
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.5	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -1逆T式橋台

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.3	0.8	0.8		
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.3	1.3	1.3	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(3) -1控え壁式橋台(扶壁式)

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.5	1.0	1.0		
設計図						1.0	1.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.5	1.5	1.5	3.0	2.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(4) -1ラーメン式橋台

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.4	1.2	1.6		
設計図						0.5	1.5	
数量計算							1.5	
照査				1.0				
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.5	1.9	1.7	2.6	3.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(5) -1箱式橋台

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算					1.5	1.0		
設計図						1.0	2.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	2.5	2.5	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1ラーメン式橋台(2方向)

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.5	1.5	3.0		
設計図						1.0	1.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査				1.0	0.5			
報告書作成					0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.5	2.0	2.5	5.0	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(7) -1重力式橋脚

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.3	0.5	0.8		
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.3	1.0	1.3	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(8) -1壁式橋脚(逆T式)

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.3	0.5	0.8		
設計図						0.5	1.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					0.5			
合計	0.0	0.0	0.5	1.3	1.0	1.3	2.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(9) -1柱式橋脚(2柱式)

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.5	1.0		
設計図						1.0	2.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(10) -1張出式橋脚

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算					1.0	1.0		
設計図					0.5	1.0	1.0	
数量計算						0.5	0.5	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	2.5	1.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(11) -1ラーメン式橋脚

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.5	1.0	1.0		
設計図						1.0	2.0	
数量計算						0.5	1.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	1.0			
合計	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	2.5	3.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(12) -1SRC橋脚(中空式橋脚)

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	1.0				
設計計算					1.0	3.0		
設計図						1.0	2.0	
数量計算							2.0	
照査				0.5	0.5			
報告書作成				0.5	0.5	0.5		
合計	0.0	0.0	0.5	2.0	2.0	4.5	4.0	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

14. 橋脚耐震補強設計

※標準歩掛の補正については、設計業務等標準積算基準書7-2-6標準歩掛の補正(橋梁下部工)に準ずる。

(1) -1重力式橋脚【RC巻立法】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.6	0.6				
設計計算					0.6	1.3		
設計図						0.6	1.9	
数量計算							0.6	
照査				0.6				
報告書作成					0.6			
合計	0.0	0.0	0.6	1.2	1.2	1.9	2.5	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(2) -1壁式橋脚(逆T式)【RC巻立法】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.5	2.5		
設計図						1.5	2.0	
数量計算							1.0	
照査				0.5				
報告書作成					1.0			
合計	0.0	0.0	0.5	1.0	2.5	4.0	3.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(3) -1柱式橋脚(2柱式)【RC巻立法】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					2.0	1.5		
設計図					0.5	1.0	2.0	
数量計算					0.5	1.0	2.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	1.0	1.5	3.5	3.5	4.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(4) -1張出式橋脚【RC巻立法】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算					1.0	2.0		
設計図					0.5	1.0	2.0	
数量計算					0.5	1.0	2.0	
照査			0.5	0.5				
報告書作成				0.5	0.5			
合計	0.0	0.0	1.0	1.5	2.5	4.0	4.0	0.0

(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(5) -1ラーメン式橋脚【RC巻立工法】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画			0.5	0.5				
設計計算				0.9	1.2	1.8		
設計図					1.4	1.6	1.8	
数量計算					0.9	0.9	0.7	
照査			0.5	0.4	0.5			
報告書作成					0.7	0.5		
合計	0.0	0.0	1.0	1.8	4.7	4.8	2.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

(6) -1SRC橋脚(中空式橋脚)【RC巻立工法】

(1基当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主 任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工
設計計画		0.6	1.3	1.3				
設計計算					4.1	2.6		
設計図					1.5	2.3	3.0	
数量計算						1.5	2.5	
照査			0.6	0.6	0.6			
報告書作成				0.6	1.3			
合計	0.0	0.6	1.9	2.5	7.5	6.4	5.5	0.0
(注)1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。								

第2章 道路

第2項 流雪溝設計業務積算基準（案）

1. 設計協議等における旅費交通費の積算

06 設計業務等標準積算基準書及び参考資料の設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第1編総則第2章積算基準(参考資料)資料)による。

2. 電子成果品作成費の積算

第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第3節 電子成果品作成費による。

3. 業務委託料の積算

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

- その他原価
その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

- 一般管理費等
一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

4. 流雪溝設計業務標準歩掛

4-1 流雪溝概略設計

4-1-1 標準歩掛

地形図(1/5,000)、道路台帳図、現地調査結果、文献及び設計条件等に基づき、水源、取水方法、導水路、流雪溝位置、断面、縦断、流末計画等の計画検討及び概算工事費の算出を行う。

1業務当り

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費					摘要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
現地調査		2.0	2.0			
水源調査		0.5	0.5			
導水路調査		0.5	0.5			
流末調査		0.5	0.5			
道路・沿道調査		0.5	0.5			地下埋調査含
気象調査				2.0	2.0	
資料収集				1.0	1.0	
資料整理				1.0	1.0	
取水方式の検討		1.0	1.0	2.0	1.0	
取水源資料收集整理				1.0	1.0	
取水方式の検討		1.0	1.0	1.0		
導水路工の検討		0.5	2.0	2.0		
設置路線の検討		0.5	1.0	1.0		
施設断面の検討			1.0	1.0		
流雪溝の検討		0.5	4.0	4.0	2.0	
流雪溝設置計画		0.5	1.0	1.0		
流雪溝断面計画			1.0	1.0		
流雪溝縦断計画			1.0	1.0		
概略計画図の作成			1.0	1.0	2.0	
流末水路の検討		3.0	3.0			
設置路線の検討		1.0	1.0			
施設断面の検討		1.0	1.0			
流末位置の検討		1.0	1.0			
概算工事費				1.0	1.0	
協議資料の作成			1.0	1.0		
照査	0.5	0.5				
報告書作成		1.0	1.0	1.0	1.0	
合計(人)	0.5	8.5	14.0	13.0	7.0	

(注)1. 1業務当たりの設計延長は、取水位置から流末地点までの距離は5km以下を標準とする。

2. 数量計算は、概算工事費に含まれる。

4. 流雪溝設計業務標準歩掛

4-2. 流雪溝詳細設計

4-2-1 標準歩掛

本歩掛は、概略設計成果に基づいて流雪溝の各施設の詳細構造について設計を行うもので、導水路、流雪溝本体、流末水路の各設計延長が0.75km超～1.0km以下の場合を標準歩掛とする。

設計延長等条件が異なる場合は、割増率により標準歩掛を補正するものとする。

(1) 現地調査

1業務当り

職 種 区 分	直 接 人 件 費					摘 要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
資料収集				2.0		
現地踏査		0.5	0.5			
現地作業			0.5	0.5	1.0	
合計(人)		0.5	1.0	2.5	1.0	

(2) 揚水機場詳細設計

1箇所当り

職 種 区 分	直 接 人 件 費					摘 要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
設計計画	1.0	1.0				
各種計算		3.0	3.0			
設計図作成			2.5	5.0	10.0	
数量計算			2.0	4.0	4.0	
照査	0.5	0.5				
報告書作成		1.0	1.0	1.0	1.0	
合計(人)	1.5	5.5	8.5	10.0	15.0	

(注)1. 本歩掛は、ポンプによる取水施設の設計であり、自然取水の施設は、導水路詳細設計を使用する。

(3) 導水路詳細設計(設計延長0.75km超～1km以下 標準)

1箇所当り

職 種 区 分	直 接 人 件 費					摘 要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
設計計画	1.0	1.0				
各種計算		1.0	2.0	4.0		
設計図作成			2.0	4.0	4.0	
数量計算				2.0	2.0	
照査	0.5	0.5				
報告書作成		1.0	1.0	1.0	1.0	
合計(人)	1.5	3.5	5.0	11.0	7.0	

(注)1. 本歩掛は、取水施設から流雪溝本体までの詳細設計に適用するが、自然取水の取水施設も含まれる。

(4) 流雪溝本体詳細設計(設計延長0.75km超～1km以下 標準)

1箇所当り

職 種 区 分	直 接 人 件 費					摘 要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
設計計画	1.0	1.0				
各種計算		1.0	2.0	4.0		
設計図作成			2.0	6.0	6.0	
数量計算				2.0	2.0	
照査	0.5	0.5				
報告書作成		1.0	1.0	1.0	1.0	
合計(人)	1.5	3.5	5.0	13.0	9.0	

(注)1. 本歩掛は、流雪溝本体詳細設計に適用するが、小構造物設計も含まれる。

(5) 流末水路詳細設計(設計延長0.75km超～1km以下 標準)

1箇所当り

職 種 区 分	直 接 人 件 費					摘 要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
設計計画	1.0	1.0				
各種計算		1.0	3.0	3.0		
設計図作成			2.5	2.5	5.0	
数量計算				2.0	2.0	
照査	0.5	0.5				
報告書作成		1.0	1.0	1.0	1.0	
合計(人)	1.5	3.5	6.5	8.5	8.0	

(注)1. 本歩掛は、流末水路詳細設計に適用するが、吐口等の小構造物設計も含まれる。

(6) 設計協議費

1式当り

職 種 区 分	直 接 人 件 費					摘 要
	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
当初打合せ	0.5	0.5				
中間打合せ(1回当たり)		0.5	0.5			
成果品納入	0.5	0.5				
合計(人)	1.0	1.5	0.5			

(注)1. 業務着手時、成果品納入時は原則として、管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。

2. 設計協議の中間打合せ回数は、必要に応じて回数を増減するものとする。

4-2-2 標準歩掛の補正

(1) 標準歩掛の補正方法

標準歩掛の補正方法は、式2. 1により行うものとする。

ただし、導水路設計、流雪溝本体詳細設計及び流末水路詳細設計について、標準歩掛の補正を行うものとする。

設計歩掛 = 標準歩掛 × 割増率 …… 式2. 1

(2) 標準歩掛の割増率

歩掛は設計延長により表2. 1の割増を行うものとする。

表2. 1

設 計 延 長 (m)	割増率
～ 500 m以下	0. 8
500 m超 ～ 750 m以下	0. 9
750 m超 ～ 1,000 m以下	1. 0
1,000 m超 ～ 1,500 m以下	1. 1
1,500 m超 ～ 2,000 m以下	1. 2
2,000 m超 ～ 2,500 m以下	1. 3
2,500 m超 ～ 3,500 m以下	1. 4
3,500 m超 ～ 5,000 m以下	1. 5

第2章 道路

第3項 防雪柵詳細設計業務 標準歩掛（案）

本歩掛は、防雪柵の設置を検討する箇所の気象調査、設置延長 1,500m 以下の防雪柵の設計を行う場合に適用する。
設置延長が 1,500m を超える場合は、別途見積もりによること。

【気象調査検討】

（1 業務当たり）

区分	職種	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
調査計画					0.5	1.0			
現地調査						4.0		4.0	
気象観測(観測機器設置撤去)							1.0	1.0	1 支柱 1 回当たり
気象観測(データ回収・機器点検)								3.0	1 支柱 1 回当たり
資料調査						1.0	1.0	1.0	
報告書作成					1.0	1.0	2.0	1.0	
合計					1.5	7.0	4.0	10.0	

（注） 1. 気象観測の 2 項目は、必要数を乗ずる。

2. 観測機器費は直接経費として「気象観測 2 項目に係る人件費の 150%」を計上する。

観測機器費には支柱、風向風速計、気温計、データロガー、電源機器及び消耗品等が含まれる。

【防雪柵詳細設計(標準歩掛)】

（1 業務当たり）

区分	職種	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
設計計画				0.5	0.5				
現地踏査					0.5	0.5			
設計条件の確認				0.5	0.5				
施設配置計画					0.5	0.5	1.0		
設計計算					0.5	1.5	1.5	0.5	
設計図						1.0	2.0	3.0	延長により補正
数量計算							1.0	1.5	延長により補正
照査				1.0	0.5				
報告書作成						0.5	1.0	1.0	
合計				2.0	3.0	4.0	6.5	6.0	

（注） 1. 本歩掛は設置延長 250m 以下を標準とし、設置延長が 250m を超え 1,500m 以下までは、設置延長に応じて別表 1 の延長補正率を「設計図」及び「数量計算」に乗じて歩掛補正する。

設置延長が 1,500m を超える場合は、別途見積もりによること。

2. 直接基礎の設計は、本歩掛に含まれている。杭基礎とする場合は、別表 2 「杭基礎工の検討」を計上する。

3. 設計する防雪柵は 1 タイプを標準とする。

1 タイプとは、吹止め式、吹払い式、吹溜め式のいずれか 1 つを言う。

4. 同一区間内で複数タイプを設計する場合は、標準歩掛に下記の補正係数(n)を乗じて歩掛補正する。
ただし、「現地踏査」は補正の対象としない。

$$n=1+(n_1-1) \times 0.7$$

n：補正係数（小数第 1 位止め）

n₁：同一区間内で設計を行うタイプ数

5. 「気象調査検討」と「防雪柵詳細設計」を同時発注する場合は、歩掛かりを合算すること。

この場合、「防雪柵詳細設計」に係る「現地踏査」は計上しないこと。

【別表１：延長補正率】

延長 区分	250m 以下	250m超 ～ 500m 以下	500m超 ～ 750m 以下	750m超 ～ 1,000m 以下	1,000m超 ～ 1,250m 以下	1,250m超 ～ 1,500m 以下	1,500m 超	備考
(設計図及び数量計算)×補正率	1.00	1.25	1.50	2.00	2.50	3.00	別途見積	

【別表２：杭基礎工】

(１業務当たり)

職種 区分	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
杭基礎工の検討				1.5	3.0	3.0	2.0	

【打合せ協議】

(１業務当たり)

職種 区分	主任 技師	技師A	技師B	備考
業務着手時	0.5	0.5		
中間打合せ		0.5	0.5	1回当たり
成果品納入時	0.5	0.5		

(注) １．中間打合せ回数は、下記を標準とするが、業務内容を勘案し増減できるものとする。

気象調査単独での業務委託：１回

防雪柵詳細設計単独での業務委託：３回

気象調査と防雪柵詳細設計の複合業務：３回

なお、打合せ回数を増加する場合は、１回について中間打合せ１回の人員を加算する。

防雪柵詳細設計業務 特記仕様書(案)

第1章 総則

第1条 業務目的

本業務は、防雪柵の設置を検討する箇所の気象調査を行い、積雪期における地吹雪や吹き溜まりの状況等を把握するとともに、吹き止め式や吹き払い式等の適切な防雪柵形式を選択し、設計を行うことを目的とする。

第2条 資料の貸与

本業務で貸与する資料は、次のとおりとする。

- ・測量成果品、周辺地質のボーリング調査、およびサウンディング調査結果

第2章 業務内容

第1条 気象調査検討

(1) 調査計画

調査業務遂行のための業務計画書を作成する。

(2) 現地調査

現地において積雪や除雪の状況、地吹雪や吹き溜まりの発生状況、周辺の防雪柵の設置状況等を確認し、スケッチや写真で整理する。

確認回数は月1,2回とし、計4回とする。

(3) 気象観測

機器を用いて冬期間の気象状況を観測する(無人観測)。

観測期間は12月下旬～2月下旬の2ヶ月を標準とし、支柱に設置した風向風速計、気温計によりデータを採取し、データロガーに記録する。

なお、支柱高さは任意とする。

(4) 資料調査

過去10年間程度の気象資料(降雪量、積雪量、凍雪害による交通障害記録など)、および業務に必要な資料を収集整理する。

(5) 報告書作成

調査内容のとりまとめを行う(気象観測データ解析・整理を含む)。

第2条 防雪柵詳細設計

(1) 設計計画

設計業務遂行のための業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

現地に赴き、防雪柵の設置環境の確認を行う。

(3) 設計条件の確認

基本条件の整理・検討(設計に用いる各種定数の検討を含む)を行う。

(4) 施設配置計画

現地踏査結果に基づき、施設の詳細な配置計画を行う。

(5) 杭基礎工の検討

H鋼、既製杭(鋼管杭、RC杭、PHC杭など)の比較検討および構造計算を行う。

(6) 設計計算

防雪柵の設計計算を行う。

直接基礎の場合は、その計算を含むものとする。

杭基礎の場合は、(5)杭基礎工の検討結果を反映するものとする。

(7) 設計図

平面図・標準横断図・横断図、構造図および施工計画図等を作成する。

(8) 数量計算

全体数量のとりまとめを行う。

(9) 照査

設計内容の適切性および整合性等の照査を行う。

(10) 報告書作成

設計内容のとりまとめを行う(概算額算出を含む)。

第3章 成果品

第1条 成果品

次に示す成果品を作成し、提出するものとする。

1. 電子データ (CD-R) 2部
2. 報告書 1部
3. その他調査員が指示したもの 1部

第2章 道路

第4項 道路環境調査業務等積算基準

1. 道路環境調査業務等積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、道路事業に係わる環境調査業務等を委託等により実施する場合に適用する。調査内容は、「国土交通省所管道路事業環境影響評価に用いる技術手法（案）について（平成13年3月30日道路環境調査室長通達）」に基づく既存資料調査及び現地調査とする。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については、別途考慮する。

1-2 業務等の費用等

（1）業務等の費用及び積算等

- 1）業務等の内「現地調査」に係わる費用及び積算等は、「測量業務積算基準」による。
- 2）業務等の内「既存資料調査」に係わる費用及び積算等は、「設計業務等積算基準」による。
- 3）旅費交通費については、第2章積算基準（参考資料）第1節積算基準1-3-3旅費交通費の率を用いない計算によるものとする。

2. 打合せ

（1）既存資料調査（大気質、騒音及び振動）

（1業務当たり）

打ち合わせ時期	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
業務着手時		0.5	0.5				
中間打合せ			0.5	0.5			1回当たり
成果品納入時		0.5	0.5				

（注） 1. 中間打合せ回数は1回を標準とするが、業務内容を勘案し増減できるものとする。
なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

（2）現地調査（大気質、騒音及び振動）

（1業務当たり）

打ち合わせ時期	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
業務着手時		0.5	0.5				
中間打合せ			0.5	0.5			1回当たり
成果品納入時		0.5	0.5				

（注） 1. 現地調査（大気質、騒音及び振動）のみの場合計上するものとし、(1) 既存資料調査の打合せと同時に計上しない。
2. 中間打合せ回数は1回を標準とするが、業務内容を勘案し増減できるものとする。
なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

3. 大気質

(1) 既存資料調査

1) 計画準備

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
計画準備			1.0	1.0			

2) 資料収集整理

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
資料収集整理				1.5	1.5		

(注) 1. 資料とは、原則として国または地方公共団体等の公的機関から入手可能な公表資全体をいう。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
現地踏査		1.0	1.0				

(注) 1. 1 業務とは、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速の現地調査を行う業務の全体をいう。

2) 実施計画書の作成

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
実施計画書の作成		1.0	1.0				

(注) 1. 1 業務とは、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速の現地調査を行う業務の全体をいう。

3) 監督

現地測定を行う者等が兼ねることを原則とするが、基地数、測定箇所等を考慮して、必要な場合は騒音及び振動に準じて計上することができる。

4) 点検及び調整

(1季1箇所当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
実施計画書の作成		0.5	0.5				

(注) 1. 本表は、大気質現地調査を短期間（連続して7日間）発注した場合に観測の当初に点検及び調整を行う歩掛の標準である。

2. 超勤割増しは行わない。

3. 必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし、運転労務費は計上しない。

5) 予備試験及び現地準備

(1季1箇所当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
予備試験		1.0	1.0				
現地準備		0.5	1.0	1.0			

(注) 1. 本表は、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び風向風速の測定を行う場合の標準である。

6) 現地測定

(1季1箇所当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
現地測定			7.0				

(注) 1. 本表は原則として観測箇所に基地を設置し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び風向風速を連続して7日間観測する場合に適用する。

2. 観測箇所及び本部（観測箇所が複数の場合、本部も1箇所として計上する。）との連絡については、必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし運転労務費は計上しない。

3. 調査員は、計器類の日々の保守点検、記録用紙の取り替え、故障時の連絡等を行うものとし、保安要員を兼ねるものとする。

4. 現地測定に使用する機械器具、電気、土地借り上げ等の損料は別途計上する。

7) 資料整理 (一次整理)

(1季1箇所当たり)

区分 \ 職種			直接人件費					
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員
資料整理	1次整理	窒素酸化物		0.5	1.5	2.0		
		浮遊粒子状物質		0.5	1.0	1.5		
		風向・風速		0.5	1.5	2.0		
		合 計		1.5	4.0	5.5		

(注) 1. 本表は、資料の読み取り、一覧表の作成に適用する。

8) 資料整理 (二次整理)

(1季1箇所当たり)

区分 \ 職種		直接人件費						備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
資料整理・二次整理			0.5	1.0	1.0			

(注) 1. 本表は、一次整理資料を基にした作図、作表及び考察等に適用する。

9) 跡片づけ

(1季1箇所当たり)

区分 \ 職種		直接人件費						備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
跡片づけ			0.5	1.0	1.0			

10) 諸官庁への手続き

諸官庁への手続きが必要な場合は下表を追加する。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費						備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
諸官庁への手続き				1.0				

4. 騒音及び振動

(1) 既存資料調査

1) 計画準備

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
計画準備			1.0	1.0			

2) 資料収集整理

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
資料収集整理				1.0	1.0		

(注) 1. 資料とは、原則として国または地方公共団体等の公的機関から入手可能な公表資料をいう

3) 周辺状況調査

周辺状況調査を行う場合は下表を追加する。

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
資料収集整理			1.0	1.0			

(2) 現地調査

1) 現地踏査

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
現地踏査		1.0	1.0				

(注) 1 業務とは、発生する騒音及び振動の現地調査を行う業務の全体をいう。

2) 実施計画書の作成

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
実施計画書の作成		1.0	1.0				

(注) 1 業務とは、発生する騒音及び振動の現地調査を行う業務の全体をいう。

3) 監督

(観測日 1 日当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
監督		2.0					

- (注) 1. 監督は、測定精度の確保等を考慮して配置するものであり、計上に当たっては特記仕様書で義務づけること。
2. 監督調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2 交代勤務として積算する。
3. 測定点数及びケースによる歩掛の増減は原則として行わない。ただし、特別な場合で本表により難しい場合は別途考慮する。
4. 観測は 24 時間の観測を標準とする。

4) 現地準備

(1 箇所当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
現地準備		0.5	0.5				

(注) 1. 現地での測定機器の据え付け、配線、測定点を出すための距離測定等に適用する。

5) 現地測定

(1箇所当たり)

職種 区分			直接人件費					
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員
現 地 測 定	レベルレコーダ	1 地点			2.0			
	レベル演算処理機	1 地点			2.0			
		1 測点						
		1 地点			2.0	2.0		
		4 測点						
		1 地点 8 測点			2.0	4.0		
	データレコーダ	1 地点				1.0		

(注) 1. レベルレコーダを使用する場合

- ・本表は単独測定の場合の標準である。測定成分（騒音、振動（Z））ごとに1地点とする。
- ・調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2交代勤務として積算する。

2. レベル演算処理器を使用する場合

- ・1地点とは、1つの測定場所のことであり、同時に多数点の測定を行う場合には各測点がケーブルの延長（100m程度）範囲以内に点在する場所をいう。なお、100m程度以上離れている場合、またはケーブルを張るのに支障がある場合は、別地点として扱うものとする。
- ・調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2交代勤務として積算する。
- ・レベル演算処理器の選択は、4測点以内の場合は4チャンネル用とし、5～8測点については5～8チャンネル用とする。
- ・測点数とは、騒音計及び振動計（測定成分Z）の延べ測点数をいう。

3. 地盤卓越振動数を測定するためデータレコーダを使用する場合

- ・測定は、1箇所につき大型車の単独走行を対象に10回測定するものとする。
- ・超勤割増しは原則として行わない。ただし、夜間測定等ケースによっては別途計上するものとする。
- ・1日当りの測定点数は発注するケースにより判断するものとする。

4. 現地測定に使用する機械器具の損料は、別途計上する。

5. 必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし、運転労務費は計上しない。

6. 観測は24時間の観測を標準とする。

6) 一次整理

(1 箇所当たり)

区分 \ 職種		直接人件費					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員
一次整理	騒音レベル			1.5	1.5		
	振動レベル			1.5	1.5		
	地盤卓越振動数			0.5	0.5		

- (注) 1. 本表は資料の読み取り，一覧表の作成に適用する。
 2. 1 箇所とは，1 測定箇所の騒音，振動，地盤卓越振動数の資料をいう。

7) 二次整理

(1 箇所当たり)

区分 \ 職種		直接人件費						備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
二次整理			0.5	1.0	1.0			

- (注) 1. 本表は，一次整理資料を基にした作図，作表及び考察等に適用する。
 2. 1 箇所とは，1 測定箇所の騒音，振動，地盤卓越振動数の資料をいう。

8) 交通量調査

(1 地点, 観測日 1 日当り)

区分 \ 職種			直接人件費					
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員
交通長調査	昼間 12時間 交通量	1～10,000						3.0
		10,001～20,000						4.0
		20,001～30,000						5.0
		30,001～50,000						6.0
		50,001～10,000 増毎						1.0
	夜間 12時間 交通量	1～10,000						4.0
		10,001～20,000						5.0
		20,001～30,000						6.0
		30,001～50,000						7.0
		50,001～10,000 増毎						1.0

- (注) 1. 本表は, 車種別, 上・下方向別交通量調査の歩掛である。
 2. 騒音及び振動現地調査作業で 1 時間当り 10 分間の資料を要求する場合には, 時間交通量とともに 10 分間の数値も記録させるものとする。また, 同時に行う平均走行速度調査については, 歩掛に含まれているものとし, 別途計上しない。
 3. 交通量調査員の労務単価は, 基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とする。
 4. 必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは 1.5 L とし, 運転労務費は計上しない。

9) 資料整理 (交通量)

(1 箇所当たり)

区分 \ 職種		直接人件費						備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
資料整理 (交通量)				1.0	1.5			

- (注) 1. 資料整理とは, 方向別車種別の交通量及び平均走行速度を整理し, 作図作表を行う作業をいう。

10) 跡片付け

(1 箇所当たり)

区分 \ 職種		直接人件費						備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
跡片付け				0.5	0.5	0.5		

1 1) 諸官庁への手続き

諸官庁への手続きが必要な場合は下表を追加する。

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
諸官庁への手続き			1.0				

1 2) 交通量監督

(観測日 1 日当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	軽作業員	
交通量監督		2.0					

(注) 1. 監督調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2 交代勤務として積算する。

2. 本表は 24 時間観測の場合であり、12 時間のみの調査の場合は測量技師 1.0 人とする。

5. 報告書作成

(1) 既存資料調査

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
大気質			1.0	1.0	1.5		
騒音及び振動				1.0	1.5		

(注) 1. 計上に当たっては、各区分のうち実施して報告書に取りまとめる必要のあるもののみを対象とすること。

2. 報告書等の電子成果品作成費は、別途計上する。

(2) 現地調査

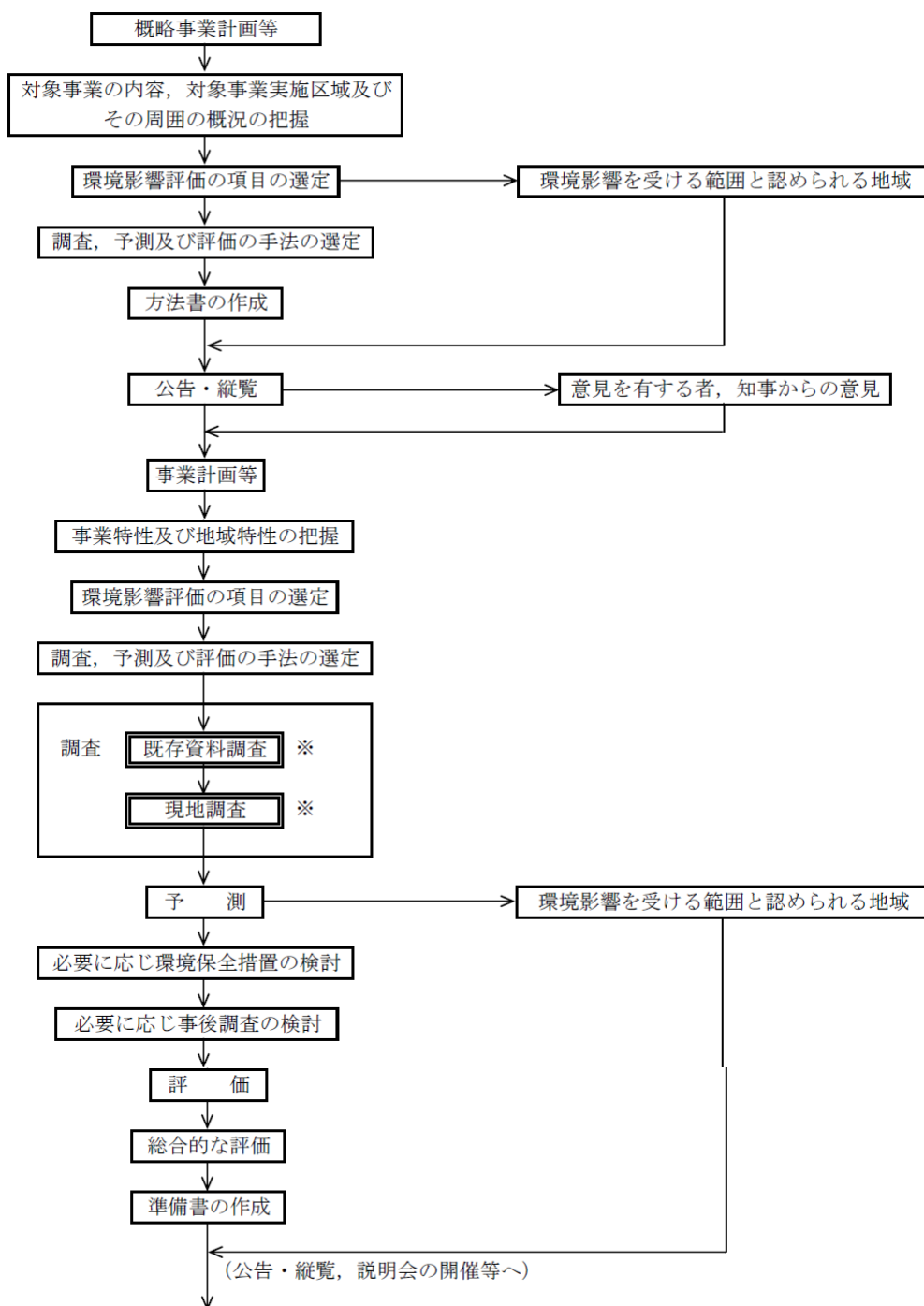
(1 業務当たり)

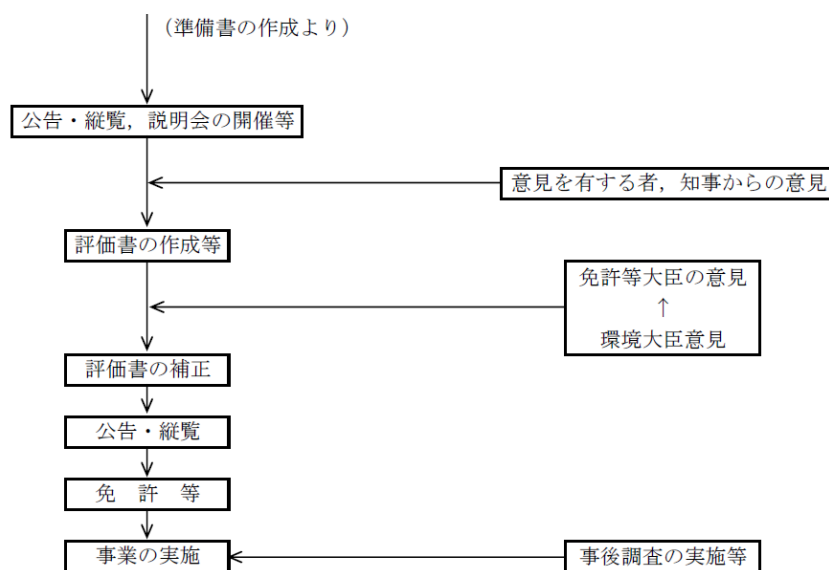
区分 \ 職種	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
大気質			1.0	1.5	2.5		
騒音及び振動			1.5	2.0	2.0		

(注) 1. 計上に当たっては、各区分のうち実施して報告書に取りまとめる必要のあるもののみを対象とすること。

2. 報告書等の電子成果品作成費は、別途計上する。

6. 道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲





道路事業に係る環境影響評価の項目並びに，当該項目に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針，環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成１０年６月１２日建設省令第１０号）第６条に基づく環境要素。

- ①大気質 ②騒音振動※③強風による風害 ④低周波 ⑤水質 ⑥底質 ⑦地形及び地質
⑧地盤 ⑨土壌 ⑩日照阻害 ⑪動物 ⑫植物 ⑬生態系 ⑭景観 ⑮触れ合い活動 ⑯廃棄物

※積算基準の適用範囲は，①大気質，②騒音振動の「既存資料調査」，「現地調査」である。

第2章 道路

第5項 橋梁詳細設計（鋼橋上部工の非合成桁としての照査）

第1節 適用範囲

1. 対象業務

本歩掛は、H29道路橋示方書を適用し、コンクリート系床版を有する鋼桁のうち、将来の修繕等（通行確保しながら半断面施工を行う場合等）を考慮し非合成桁を採用する橋梁について行う橋梁詳細設計（鋼橋上部工の非合成桁としての照査）に適用する。

なお、本歩掛は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-2鋼橋上部工（2）の3）、6）、11）または16）とともに計上するものとする。

2. 適用範囲

橋梁形式ごとに、橋長の範囲は次のとおりとする。

- ・鋼単純非合成鈑桁橋（10～40m）
- ・鋼単純非合成箱桁橋（20～75m）
- ・鋼連続非合成鈑桁橋（60～195m）
- ・鋼連続非合成箱桁橋（110～320m）

なお、上記範囲外のもの、および、他の形式のものについては、別途計上する。

3. 作業区分

橋梁詳細設計（鋼橋上部工の非合成桁としての照査）における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分	区分	作業の範囲
設計条件の確認	設計条件の確認	業務を実施するにあたり、基本条件及び設計方針を確認し、当該設計用に整理を行う。
設計計算	設計計算	別途行う床版のコンクリートと鋼桁の合成作用を考慮した合成モデル（合成桁）としての設計に併せて、合成作用を考慮しない非合成モデル（非合成桁）に相当する性能の確保を図るため、非合成桁としての設計計算を行う。対象は鋼構造物の主構造とし、非合成を前提とした応答値に対して所要の性能を満足するかの確認を行い、床版、橋面、橋梁付属物等を含まない。なお、耐震設計については対象としない。
照査	照査	業務の実施にあたり、設計条件、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
報告書作成	報告書作成	業務の成果として、報告書の取りまとめを行う。

第2節 標準歩掛

(1) 標準歩掛

標準歩掛は標準橋長の場合であり、他の橋長の場合は各橋長補正式により補正係数を求め、その係数を標準歩掛に乗じるものとする。

1) 鋼橋上部工の非合成桁としての照査 (鋼) 単純鉸桁橋 (10～40m) 予備あり (1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設計条件の確認		0.15	0.15	0.45			
設 計 計 算			0.90	1.50	2.40	3.30	
照 査			0.90	0.30	1.92	1.92	
報 告 書 作 成				0.50	0.25	0.75	
合 計	0.00	0.15	1.95	2.75	4.57	5.97	0.00

橋長補正式 $y = 0.936 \times L + 76.60$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 本歩掛は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-2(2)3)「(鋼)単純鉸桁橋(10～40m)予備あり」とともに計上する。
2. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
3. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
4. その他、標準歩掛の補正は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-3「標準歩掛の補正(橋梁上部工)」による。

2) 鋼橋上部工の非合成桁としての照査 (鋼) 単純箱桁橋 (20～75m) 予備あり (1橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設計条件の確認		0.50	0.25	1.00			
設 計 計 算			2.25	2.75	6.50	7.00	
照 査		0.75	0.50	0.50	2.95	2.95	
報 告 書 作 成				0.50	0.50	0.50	
合 計	0.00	1.25	3.00	4.75	9.95	10.45	0.00

橋長補正式 $y = 0.493 \times L + 76.58$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 本歩掛は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-2(2)6)「(鋼)単純箱桁橋(20～75m)予備あり」とともに計上する。
2. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
3. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
4. その他、標準歩掛の補正は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-3「標準歩掛の補正(橋梁上部工)」による。

3) 鋼橋上部工の非合成桁としての照査 (鋼) 3 径間連続鈑桁橋 (60～195m) 予備あり (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設計条件の確認		0.50	1.00	1.50			
設 計 計 算			3.50	8.00	10.50	12.50	
照 査		0.50	0.50	1.00	1.50	2.00	
報 告 書 作 成				0.50	0.50	1.00	
合 計	0.00	1.00	5.00	11.00	12.50	15.50	0.00

橋長補正式 $y = 0.383 \times L + 51.17$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 本歩掛は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-2(2)11)「(鋼)3径間連続鈑桁橋(60～195m)予備あり」とともに計上する。
2. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
3. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
4. その他、標準歩掛の補正は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-3「標準歩掛の補正(橋梁上部工)」による。

4) 鋼橋上部工の非合成桁としての照査 (鋼) 3 径間連続箱桁橋 (110～320m) 予備あり (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設計条件の確認		1.00	1.25	3.00			
設 計 計 算			4.75	8.50	14.00	15.25	
照 査		1.00	0.75	1.50	5.10	5.60	
報 告 書 作 成			0.50	0.50	0.25	0.50	
合 計	0.00	2.00	7.25	13.50	19.35	21.35	0.00

橋長補正式 $y = 0.243 \times L + 47.76$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 本歩掛は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-2(2)16)「(鋼)3径間連続箱桁橋(110～320m)予備あり」とともに計上する。
2. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
3. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
4. その他、標準歩掛の補正は、設計業務等標準積算基準書第3編第2章第8節8-2-3「標準歩掛の補正(橋梁上部工)」による。

第3節 特記仕様書

(1) 特記仕様書への追記

本業務内容については、記載例を参考に特記仕様書に追記するものとする。

(2) 特記仕様書（記載例）

第〇章 業務内容

第〇条 橋梁詳細設計（非合成桁としての照査）

秋田県では、H29道路橋示方書を適用し、コンクリート系床版を有する鋼桁のうち、将来の修繕等（通行確保しながら半断面施工を行う場合等）を考慮し非合成桁を採用する場合において、床版のコンクリートと鋼桁の合成作用を考慮した合成モデル（合成桁）として設計し、併せて、合成作用を考慮しない非合成モデル（非合成桁）としても照査を行うことにより、非合成桁に相当する性能の確保を図ることとしている。

本項目は、合成桁による設計に併せて、非合成桁としての照査設計を行うことを目的とする。

(1) 設計条件の確認

業務を実施するにあたり、基本条件及び設計方針を確認し、当該設計用に整理を行う。

(2) 設計計算

本業務において別途行う床版のコンクリートと鋼桁の合成作用を考慮した合成モデル（合成桁）としての設計に併せて、合成作用を考慮しない非合成モデル（非合成桁）に相当する性能の確保を図るため、非合成桁としての設計計算を行う。

対象は鋼構造物の主構造とし、非合成を前提とした応答値に対して所要の性能を満足するかの確認を行い、床版、橋面、橋梁付属物等を含まない。

なお、耐震設計については対象としない。

(3) 照査

業務の実施にあたり、設計条件、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(4) 報告書作成

業務の成果として、報告書の取りまとめを行う。

第3章 河川砂防

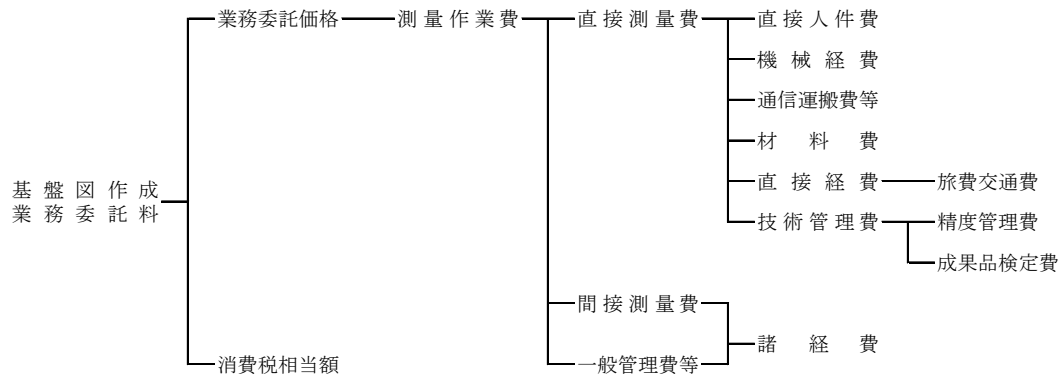
第1項 土砂災害防止法に基づく基盤図作成業務

1-1 適用範囲

この積算基準は、秋田県において実施する基盤図作成業務に適用する。

1-2 基盤図作成業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な旅費交通費とする。

(ハ) 技術管理費

a 精度管理費

測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。

b 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。

なお、検定費にあっては、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構のホームページを参照のこと。

ロ 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1－3 業務委託料の積算

1. 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{測量作業費}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= (\text{測量作業費}) \times \{1 + (\text{消費税率})\} \\
 \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\
 &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\
 &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} + (\text{成果検定費})
 \end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により 求められた率とする。 ただし、変数値は下記 による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.20%	371.23	-0.107	51.70%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、 z ：諸経费率（単位：％）

X ：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A 、 b ：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。

土砂災害防止法に基づく基盤図作成業務標準歩掛（案）

1. 基盤図作成業務標準歩掛

職 種 区 分		単位	人 件 費								機械経費 (直人)	通信運搬費等 (直人)	材料費 (直人)	精度管理費 (直人＋機械)
			内 業				外 業							
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手				
数値地図作成	計画準備 (数値地図レベル2,500)	10km ²	1.0	1.0	0.5								2.0%	
	現地調査 (数値地図レベル2,500)	10km ²		2.5	3.0	3.0		10.0	10.0		4.0%		11.0%	3.0%
	数地図化 (数値地図レベル2,500)	10km ²	1.0	8.5	22.0	3.5					48.0%		1.0%	3.0%
	数値編集 (数値地図レベル2,500)	10km ²	0.5	2.5	9.5	3.0					6.0%			3.0%
	現地補測及び補測数値編集 (数値地図レベル2,500)	10km ²		1.0	2.0	2.0		2.0	4.0	4.0	7.0%		2.0%	3.0%
	DMデータファイル作成 (数値地図レベル2,500)	10km ²		0.8	1.2						6.0%			3.0%
	3次元地形モデル(TIN)作成 (数値地図レベル2,500)	10km ²	1.0	1.0	3.5	2.5					30.0%		3.0%	3.0%
デジタル オルソ フォト作 成	航空測量スキャニング (数値地図レベル2,500)	30枚		1.5	3.0	1.5					25.0%		4.0%	3.0%
	デジタルオルソフォト作成 (数値地図レベル2,500)	10km ²		0.8	4.0	3.0					25.0%		4.0%	3.0%
オルソフォトコンター図作成 (数値地図レベル2,500)		10km ²		0.5	1.2	1.2					12.0%		22.0%	3.0%
メタデータ作成 (数値地図レベル2,500)		1 業務		10.0							15.0%		3.0%	3.0%

2. 打合せ協議

(1業務当たり)

	測量主任技師	測量技師		備 考
業務着主事	0.5	0.5		(内業)
中間打合せ	0.5	0.5		(内業) 1回当たり
成果品納入時	0.5	0.5		(内業)

注) 中間打合せの回数は、1回を標準とするが、業務内容等を勘案して増減できるものとする。

なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

3. 旅費交通費

旅費交通費は、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」第1編第2章1－3旅費交通費の測量業務によるものとする。

土砂災害防止法基礎調査事業 砂防基盤図作成業務 特記仕様書(案)

第1章 総 則

第1条 適用

本特記仕様書は、「砂防基盤図作成業務」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 目的

本業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の設定を行う場合に必要な基盤図を作成することを目的とする。

第3条 業務の実施基準等

本業務は、本特記仕様書のほか、設計図書、委託契約書及び以下の基準に拠るものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、同施行令、施行規則
- (3) 国土交通省公共測量作業規程
- (4) 秋田県公共測量作業規程
- (5) 測量業務共通仕様書（秋田県）
- (6) 土砂災害防止に関する基礎調査の手引（秋田県建設部）
- (7) 土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(案) 第8版
〈(財) 砂防フロンティア整備推進機構〉
- (8) 新法数値地図作成実施要領 〈(財) 砂防フロンティア整備推進機構〉
- (9) 新法数値地図メタデータ作成要領 〈(財) 砂防フロンティア整備推進機構〉
- (10) 新法数値地図作成作業データファイル仕様及び項目別データ取得基準細則
〈(財) 砂防フロンティア整備推進機構〉
- (11) 秋田県新法数値地図作成業務データ作成要領 〈秋田県建設部〉
- (12) 図化範囲設定要領 〈秋田県建設部〉

第4条 数量

本業務の数量は別紙設計図書のとおりとするが、調査職員との双方協議の結果、数量に変更が生じた場合は変更契約の対象とする。

第5条 疑義

本仕様書及び関連実施基準に記載のない事項及び本業務の実施にあたり疑義を生じた場合は、委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）との協議により定めるものとする。

第6条 資料の貸与

本業務に必要と認められる資料は甲より貸与するものとする。乙は貸与された資料等について紛失・破損等が無いよう責任をもって保管し、必要がなくなった場合には速やかに返却することとする。

第7条 中間検査

甲は作業の進捗状況及び作業手法の確認が必要であると認めた場合、中間段階での立ち入り検査を実施するものとする。

第8条 工程管理

乙は作業計画を作成し、適切な工程管理を行わなければならない。また、作業の進捗状況を適宜調査職員に報告しなければならない。

第9条 配置予定技術者

本業務の配置予定技術者は、以下の資格・実績を有するものとする。

主任技術者は測量士の資格を有し、空中写真測量及び3次元地形モデルの作成について高度な専門知識と豊富な経験を有する者とする。

地図作成を行うオペレーターは、作成着手前に財団法人砂防フロンティア整備推進機構が発行する3次元数値地図作成オペレーター証明書を取得している者とする。

第10条 守秘義務

乙は、本業務で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならないものとする。

第11条 使用する機器

本業務にて使用する機器等については、契約書、設計図書、特記仕様書及び第3条に示す各基準に示された性能を有するもので調査職員の承認を得たものを使用する。

第12条 測地成果2011への対応

本業務で作成される成果は、世界測地系（測地成果2011）に対応させるものとする。

第13条 データ精度

データの精度は、土砂災害防止法で取り扱う空間データであることを考慮し、地図情報レベル2500以上とする。

(1)基礎調査を行う上で基図に求められている精度は以下のとおりである。

- ・コンターは樹木の上等ではなく地盤高であること。
- ・オルソフォトコンター図はオルソフォトと地形データ（家屋は除く）とが確実に整合していること。

(2)データ精度は「土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(案)」（以下「ガイドライン」という）に規定される「新法数値地図作成作業データファイル仕様及び項目別データ取得基準細則」に準拠する。

第14条 精度管理

乙は、作業全般にわたり適切な精度管理を行わなければならない。

(1)精度管理の結果は精度管理表に記録する。

(2)デジタルオルソ画像作成工程において、以下の方法により精度管理を行うものとする。

- 1) 明瞭で高低差を持たない地物を、画像1ファイルにつき3箇所以上選び、X、Yのデータを取得する。
地物間は、出来るだけ高低差があるものとする。
- 2) 取得したX、Yのデータと地図データとの同一地点での位置の較差を測定する。
- 3) 位置精度は、図上1.2mm以内（標準偏差）とする。
- 4) 明瞭な地物のない図面については、調査職員と協議の上、措置を決定する。

(3)精度管理上作成されたその他の資料（点検箇所を明示したデジタルオルソ画像、較差表など）についても、調査職員が必要と認めたときは提出するものとする。

(4)精度管理等の結果不適当と認められた事項については、調査職員に連絡するとともに速やかに是正措置を講じなければならない。

第15条 点検及び再点検

作業者は各工程の中間及び終了時において所要の点検を行い、点検者は各工程の終了時に再点検を行わなければならない。

第16条 作業区分等の変更

この特記仕様書で定められた作業方法、作業区分及び順序については、作業能率を向上し、かつ必要な精度を保持し得ると認められる場合には、調査職員の承認を得て変更することが出来る。

第 17 条 3 次元数値地図品質評価

乙は「土砂災害防止法に使用する数値地図に関する品質評価の考え方」（（財）砂防フロンティア整備推進機構）に準拠して、作成した 3 次元数値地図の品質評価報告書を作成するものとする。また、公共測量作業規定によらない独自の仕様（ブレイクライン等）について適用される「土砂災害防止法に使用する数値地図ガイドライン案」に準拠した成果であるかどうかについて、（財）砂防フロンティア整備推進機構による品質評価（照査）を受け、指摘された修正事項を全て修正後、財団発行照査書を添えて納品するものとする。なお、照査は全体図化面積の 10% 程度（1/4 図郭を基本単位とし、箇所は調査職員と協議して決定する）に対し行うものとする。

第 18 条 瑕疵責任

本業務成果品は、土砂災害防止法の基礎調査業務において利用するものであり、後続業務において照査箇所以外でも明らかに新法数値地図作成時における瑕疵が発見された場合は、乙の責任により速やかに修正し、再納品するものとする。

なお、修正に必要な経費は全て乙が負担するものとする。

第 2 章 業務内容

第 19 条 基盤図作成（ガイドラインを参照）

（1）作業計画

作業を円滑に進めるため、工程別実施計画を立案する。作業計画の立案に当たっては、一連の作業を効率的に実施するため、作業手順・実施方法等について十分考慮しなければならない。

（2）現地調査

作業項目を熟慮したうえで、本業務における測図区域内を略図化縮尺(1/2,500)に引き伸ばした写真及び作業の各資料を用いて、現地調査を実施するものとする。写真上に地形図を作成するのに必要な各種表現事項、名称等の図式を考慮して現地調査・確認作業を行う。また土砂災害危険箇所内の急傾斜地の法尻付近、土石流氾濫区域内の地形精度向上のために、空中写真で判読が困難な地形変化点（ブレイクライン）についても現地調査を実施する。これらの結果を空中写真等及び参考資料に記入し、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成することとする。

（3）簡易水準測量

空中三角測量成果の内、簡易水準測量を実施していない成果については、数値図化前に簡易水準測量を行う。

（4）数値図化

数値図化は、以下の項目について、解析図化機またはデジタルステレオ図化機を用いて実施し、空中写真測量等により取得した地図情報を数値形式で測定し、記録するものとする。使用する解析図化機等は所定の精度が保持できる性能を有するものとする。

本作業で取得する項目は、ガイドラインに規定される「新法数値地図作成実施要領」に定められている取得項目とする。

また各項目については別紙秋田県新法数値地図作成業務データ作成要領（案）の記載に留意すること。

なお、図化範囲は調査対象である危険箇所より想定面積を計上しているが、実施に際しては別紙「図化範囲設定要領」に即して計画を行い、調査職員と協議すること。

(5) 数値編集

数値図化により取得された各種データを、現地調査等の結果に基づき、編集装置のグラフィックディスプレイ上で編集し、編集済みデータを作成するものとする。ただし、ガイドラインの「新法数値地図作成実施要領」の中で規定されている3次元取得項目については、3次元数値編集を行うものとする。

なお、3次元編集にあたっては、ガイドラインに規定される「データファイル仕様及び項目別データ取得基準細則」に従うものとする。

(6) 現地補測及び補測数値編集

現地補測は、編集済データ出力図を用いて現地調査及び数値図化において不明である事項について再度現地にて確認を行うものとし、その調査内容は現地調査に準ずる。現地補測により確認された事項は、編集済データに追加・修正等編集処理を行うことにより、補測編集済みデータを作成するものとする。

なお、編集済データ出力図の一部については、別途発注する基礎調査業務で使用する場合がある。そのため、乙は甲が求めた場合には、甲が指定する箇所の編集済データ出力図を甲に提出するものとする。

(7) DMデータファイル作成

計測及び編集済みデータについては、公共測量作業規定に定める「デジタルマッピングデータファイル仕様」に基づいて、データファイルを作成するものとする。

DMデータファイルの単位は、1図葉1ファイルとし、項目データごとにレイヤー区分を行う。

また、発注者における今後の利用を考慮して、DMデータファイルのフォーマット等の必要な事項について記述した説明書の作成も行う。

(8) 3次元地形モデル作成

前工程で作成された数値図化データの内、3次元データとして取得したデータを用いて、3次元地形モデル(TIN)データを作成する。

(9) 航空写真スキャニング

航空写真測量用フィルムスキャナーを用いて、精度検証を行った上で読取分解能1500dpi以上のフルカラーでA/D変換を行う。使用するスキャナーは、光学入力分解能で2400dpi以上、フルカラー(RGB24ビット以上)の性能を持ち、スキャニング時に写真が圧定されるものでなければならない。

1500dpiでA/D変換されたデータは、マスターデータとして圧縮なしのTiff形式で記録媒体に格納し納品することとする。また、300dpi程度に解像度を落としたデータをサブデータとしてJpeg形式(標準圧縮)で記録媒体に格納し納品することとする。なお、マスターデータとサブデータは別の記録媒体に格納するものとする。

(10) デジタルオルソ画像作成

空中写真スキャニングデータ及び3次元で取得した数値データから作成した数値地形モデルを使用し、デジタル写真画像のオルソ化を行う。作成には写真測量用デジタルワークステーションまたはこれと同等以上の機器を用いる。この場合、デジタルオルソ画像の真上が北になるようにし、原則として圧縮なしのTIFF形式またはBMP形式で納品するものとする。

作成したデジタルオルソ画像は、モザイク処理を行い国土基本図の縮尺

1/2,500図郭の1/4単位(1km×0.75km)を1ファイルとし、数値図化範囲を含むファイルについて作成する。

1) 作成する解像度は、原則として地上解像度25cm以下とし、その1ファイルは4000ピクセル×3000ピクセルとする。

2) 作成したデジタルオルソ画像について、位置情報ファイルを作成して画像ファイルと併せて保存するものとする。

3) デジタルオルソ画像作成後、位置精度及び画像判読のしやすさについて検査を行うものとする。

(11) オルソフォトコンター図出力

作成されたデジタルオルソ画像を、縮尺 1/2,500 で A3 版以上のカラー出力機器を用いて出力するものとする。出力図は調査職員と協議のうえ、デジタルマッピング表示データ全て（陰線処理しているデータも含む）をオーバーレイして出力するものとする。

(12) メタデータ作成

メタデータは、「新法数値地図メタデータ作成要領(案)」に従って作成する。

第3章 成果品

第20条 成果品

提出する成果品については、砂防関係事業調査費 基盤図作成業務委託成果品とりまとめ要領および各作業項目において以下によるものとし、その他の資料については、必要に応じて調査職員と協議のうえ提出するものとする。

（数値基盤図作成）

1. DM データファイル（2次元、3次元）
2. 3次元地形モデルデータファイル
3. オルソフォト画像データファイル
4. DM データファイル説明書
5. メタデータファイル
6. オルソフォトコンター図（カラー紙出力）
7. 精度管理表
8. その他の資料

（その他）

1. 上記を一つにまとめた業務報告書

第3章 河川砂防

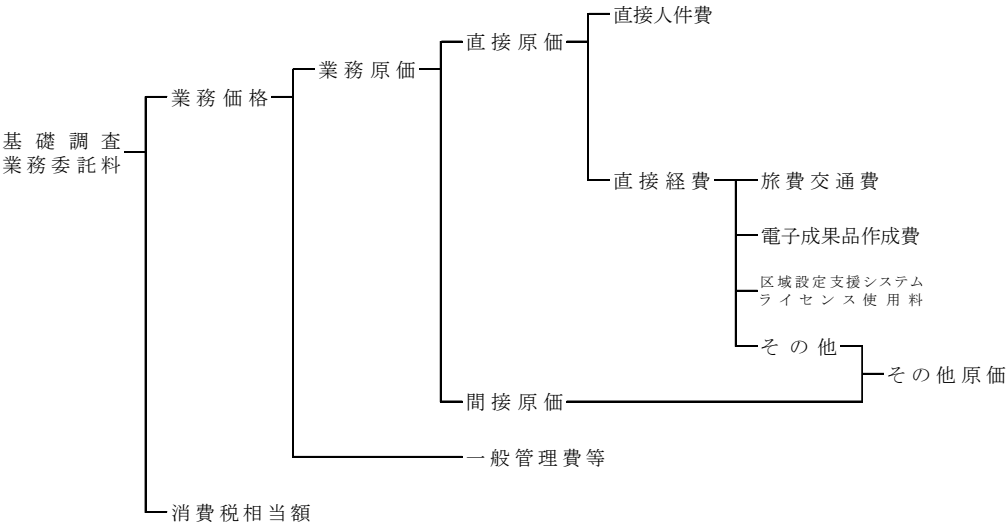
第2項 土砂災害防止法に基づく基礎調査業務

1-1 適用範囲

この積算基準は、秋田県において実施する基礎調査業務に適用する。

1-2 基礎調査業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のa～cまでに掲げるものとする。

a 旅費交通費

b 電子成果品作成費

c 区域設定支援システムライセンス使用料

土砂災害警戒区域等の設定作業に必要となるシステム使用に要する費用

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ)一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ)付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1. 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{基礎調査業務委託料} &= (\text{基礎調査業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

2. 各構成要素の算定

イ 直接人件費

基礎調査に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

(イ)旅費交通費は、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」第1編第2章1-3旅費交通費の調査、計画業務によるものとする。

(ロ)電子成果品作成費

電子成果品作成費は、第3編第3節3-1電子成果品作成費の(2)その他の設計業務によるものとする。

(ハ)区域設定支援システムライセンス使用料

土砂災害警戒区域等の設定作業に必要となるシステム使用に要する費用であり、使用料については、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構のホームページを参照のこと。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ホ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}(\text{消費税相当額}) &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

土砂災害防止法に基づく基礎調査業務標準歩掛（案）

1－1．基礎調査歩掛（急傾斜、土石流）

職 種 区 分	単位	直 接 人 件 費									
		内 業					外 業				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備	100箇所 当り	3.0	3.0	8.0	8.0						
資料収集整理	100箇所			8.0	8.0	12.0					
急 傾 斜	机上調査 （区域の仮設定）	50箇所 当り	5.0	5.0	15.0	15.0					
	現地調査及び区域の修正	50箇所 当り	5.0	15.0	15.0				15.0	15.0	
	対策施設状況調査・評価	50箇所 当り	5.0		5.0				10.0	10.0	
	危害の恐れのある土地の調査	50箇所 当り		5.0	5.0	5.0			10.0	10.0	
	とりまとめ調書作成	50箇所 当り	2.5	12.5	15.0	25.0					
	机上調査（区域の仮設定）	50箇所 当り	5.0	5.0	20.0	20.0					
土 石 流	基準点上流部の現地調査 （主渓床のみ） ～0.05km ²	50箇所 当り		5.0	5.0				5.0	10.0	20.0
	基準点上流部の現地調査 （主渓床のみ） 0.06～0.10km ²	50箇所 当り		5.0	5.0				5.0	12.5	25.0
	基準点上流部の現地調査 （主渓床のみ） 0.11～0.40km ²	50箇所 当り		12.5	12.5				5.0	25.0	50.0
	基準点上流部の現地調査 （主渓床のみ） 0.41km ² ～	50箇所 当り		15.0	15.0				25.0	25.0	50.0
	基準点下流部の現地調査・ 区域の修正	50箇所 当り	5.0	1.5		10.0			15.0		15.0
	対策施設状況調査・評価	50箇所 当り	2.5	5.0	5.0					10.0	10.0
	危害の恐れのある土地の調査	50箇所 当り		2.5	5.0	5.0			5.0	5.0	
	とりまとめ調書作成	50箇所 当り	5.0	5.0	25.0	25.0					
公示図書（案）の作成	100箇所 当り		3.0	5.0	5.0	5.0					
土砂災害ハザードマップ作成補助	10枚 当り	1.0	1.0	4.0	10.0	10.0					
住民説明会補助	10回 当り	5.0	10.0	10.0	10.0	10.0					

1－2．基礎調査歩掛（地滑り）

職 種 区 分	単位	直 接 人 件 費									
		内 業					外 業				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
地 滑 り	計画準備	30箇所 当り	0.9	0.9	2.4	2.4					
	資料収集整理	30箇所 当り			2.4	2.4	3.6				
	机上調査（区域の仮設定）	30箇所 当り		3.0	3.0	12.0	12.0				
	現地調査	30箇所 当り			6.0	6.0			15.0	15.0	15.0
	対策施設等現地調査	30箇所 当り		3.0		3.0			6.0	6.0	
	危害の恐れのある土地の区域修正	30箇所 当り		3.0	9.0	9.0					
	危害の恐れのある土地の調査	30箇所 当り			3.0	3.0	3.0		6.0	6.0	
	とりまとめ調書作成	30箇所 当り		3.0	3.0	15.0	15.0				
	公示図書（案）の作成	100箇所 当り		3.0	5.0	5.0	5.0				
土砂災害ハザードマップ作成補助	10枚 当り	1.0	1.0	4.0	10.0	10.0					
住民説明会補助	10回 当り	5.0	10.0	10.0	10.0	10.0					

2．打合せ協議

（1業務当り）

	主任技師	技師A	技師B	備 考
業務着主事	0.5	0.5		（内業）
中間打合せ		0.5	0.5	（内業） 1回当り
成果品納入時	0.5	0.5		（内業）

注）中間打合せの回数は、1回を標準とするが、業務内容等を勘案して増減できるものとする。
なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

土砂災害防止法に基づく基礎調査業務 特記仕様書（案）

第1章 総 則

（適用）

- 第1条 本特記仕様書は、「土砂災害防止法に基づく基礎調査業務」（以下「本業務」という）に適用する。
本特記仕様書に定めなき事項については下記法令等（以下「手引き等」という）の定めによるものとする。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成十二年五月八日法律第五十七号 以下「土砂災害防止法」という）
 - (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
（平成十三年三月二十八日政令第八十四号 以下「政令」という）
 - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則
（平成十三年三月三十日国土交通省令第七十一号）
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第二条第二号の規程に基づく
国土交通大臣が定める方法等を定める告示
（平成十三年三月二十八日国土交通省告示第三百三十二号）
 - (5) 「秋田県土砂災害防止法に基づく改正実務マニュアル（案）」（平成29年4月改訂）
（本編）、（地滑り編）、（資料編）
 - (6) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）（平成17年7月）
 - (7) 設計業務等共通仕様書（令和〇年10月1日以降適用 秋田県）

（目的）

- 第2条 本特記仕様書の規程は、土砂災害防止法第7条（土砂災害警戒区域）第4項及び同法第9条（土砂災害特別警戒区域）第4項に規定する公示を行うために、危害のおそれのある土地等の基礎調査を実施し、とりまとめ調査及び土砂災害警戒区域の指定に向けた公示図書案を作成することを目的とする。

（対象地域）

- 第3条 本業務の対象とする地域は、〇〇地域振興局管内とする。

（資料等の貸与）

- 第4条 受注者は、本業務に必要な資料で、発注者が所有するものの貸与を発注者に求めることができる。なお、本業務を遂行するにあたり貸与を受けた資料については、業務に関する目的以外に複製、他に譲渡、転用等してはならない。特に電子データについて、その取り扱いに注意するとともに、業務終了後はデータを返却し、複製データは削除するものとする。

（打ち合わせ協議）

- 第5条 本業務を円滑に実施するために、打ち合わせ協議を業務着手後、中間時2回（業務の主要な区切り時点）、業務完了時の計4回行うこととする。

（土地への立入り等）

- 第6条 基礎調査時における土地への立ち入りについては次の通りとする。
- (1) 現地調査を実施する場合、調査担当者は必ず身分証明書を携帯し、腕章をつけて業務に当たるものとする。
 - (2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
 - (3) 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
 - (4) 腕章は秋田県の印章が入ったものとし、発注者が貸与するものとする。

- (5) (3)、(4)の交付、貸与にあたり、受注者は調査担当者名簿を添えて発注者に交付、貸与を依頼するものとする。
- (6) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書及び腕章が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- (7) その他、土地への立ち入りに際しては、土砂災害防止法第5条を遵守し、地域住民との無用のトラブルを生じないように対応するものとする。

(疑義)

第7条 本特記仕様書及び手引き等に具体的な手法や判断方法が記載されていない事項等については、問題点として抽出の上、発注者と受注者において協議するものとする。

(調査項目)

第8条 本業務における業務項目は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 机上調査（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の仮設定）
- (4) 現地調査（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の修正）
- (5) 対策施設状況調査及び評価
- (6) 危害のおそれのある土地の区域の調査
- (7) とりまとめ調書作成
- (8) 告示文（案）及び公示図書（案）の作成
- (9) 土砂災害ハザードマップ作成補助
- (10) 基礎調査結果住民説明会の補助

第2章 業務内容

(業務内容)

第9条 本業務における業務内容は以下の通りとする。なお、以下文中にある「箇所」とは基本的には、平成14年度に全国的に公表された急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流を指すものとする。

I 事前調査（急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り共通）

1 計画準備

(1) 計画準備

基礎調査に先立ち、業務内容及び法令等を十分理解したうえで、目的が達成できるよう調査計画を立案する。

2 資料収集整理

(1) 資料の収集

本業務に必要な既存資料を収集・整理し、資料を活用して調査の精度向上に努める。以下に代表的な収集資料を示す。

- ① 基盤図（数値地図（1/2,500DM）、TIN、空中写真（オルソフォト）データ）
- ② 急傾斜地崩壊危険箇所の斜面カルテ（調査対象箇所）
- ③ 土石流危険渓流カルテ（調査対象箇所）
- ④ 地滑り斜面カルテ（調査対象箇所）
- ⑤ その他必要となる資料等

(2) 基盤図の確認

本業務における調査地域の基盤図（DM、オルソ、T I N）を発注者から入手後、速やかに確認作業を行う。

その際、業務に支障のある不備が発見された場合は、その内容を具体的にとりまとめ発注者と協議する。主な確認項目は次のとおりである。

- ①データの形式（フォーマット）の確認（全ファイル）
基盤図のデータ形式が、所定のフォーマットになっているか確認する。
- ②ブレイクラインの取得状況の確認（全ファイルの2割程度）
ブレイクラインが不足していないか確認する。
- ③図化範囲の不足の確認（全ファイル）
(ア)急傾斜の要件を満たす範囲。
(イ)土石流の基準点の上流200m区間および土砂災害警戒区域末端の2°の範囲。
(ウ)地滑りブロック範囲からブロック下流側250m

II 基礎調査（急傾斜地の崩壊）

1 机上調査（土砂災害警戒区域：Y及び土砂災害特別警戒区域：R）

危害のおそれのある土地等の区域の仮設定は次のとおりとする。区域の設定作業には基盤図及び収集した資料を使用する。また、設定のためのシステムは（財）砂防フロンティア整備推進機構の区域設定支援システム（GISソフトウェア）と同等以上のものを使用する。

(1) 横断測線の設定【Y・R】

集水地形では落水方向、尾根地形では最大傾斜方向を基本に地形条件に合わせて設定する。

(2) 横断図の作成【Y・R】

横断測線毎に横断図を作成する。

(3) 下端の設定【Y・R】

横断図をもとに各横断線の下端を設定する。

(4) 上端の設定【Y・R】

横断図をもとに各横断線の上端を設定する。

(5) 傾斜度・高さの設定【Y・R】

上記より斜面の傾斜度と高さを設定する。

(6) 左右端の設定【Y・R】

危険箇所を参考にして急傾斜地の基準（政令第2条1のイ）を満たす区域を特定し、左右端の設定を行う。ただし危険箇所の左右端が急傾斜地の基準を満たし、かつ人家が隣接して存在する場合は、それらを含む土地となるよう左右端を設定する。

(7) 急傾斜地下方の土地の微地形確認【Y・R】

急傾斜地下方の土地の微地形等を基盤図により把握する。（土石到達範囲の参考とする。）

(8) 土質定数の調査【Rのみ】

対象斜面および隣接地の地盤の状況等を現地確認しカルテ等の資料で確認し土質定数を設定する。

(9) 危害のおそれのある土地の区域の設定【Y・R】

机上調査結果に基づいて、危害のおそれのある土地の区域を仮設定する。

(10) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定【Rのみ】

地形調査結果に基づいて、衝撃力等の計算を行ない著しい危害の恐れのある土地を仮設定する。

2 現地調査（土砂災害警戒区域：Y及び土砂災害特別警戒区域：R）

現地調査を行い、その結果をもとに、机上調査で設定した区域について修正作業を行う。

(1) 横断測線の調査【Y・R】

想定した横断測線資料を基に、現地において区域設定に必要な横断測線を設定し、平面図に記載する。また、地形条件や対策施設等の位置関係により、必要な場合は追加および変更を行う。

(2) 下端位置の調査【Y・R】

各横断線の下端を現地で確認のうえ、必要に応じ位置を修正する。下端を特定できる地物を選定する。また、地物は空中写真で判読できる明瞭なものとする。なお、地物は2箇所確保し、方位角とその距離を明示する。(これは、1箇所のみの確保では、建築物が改築移転された場合に現地復元が不可能になるためである。)

(3) 左右端の設定【Y・R】

設定した斜面の左右端を現地で確認し、必要に応じ位置を修正する。危険箇所の左右端に人家が隣接して存在する場合は、それらを含む区域となるよう左右端を設定する。

なお、修正する場合は、ボール・テープ等による地形計測を行い、現地状況と修正理由を記録する。

(4) 急傾斜地下方の土地の微地形確認【Y・R】

机上調査で数値地図、オルソフォト、空中写真等から把握できない急傾斜地の下端から下方の土地周辺で地形条件が不明瞭な箇所が抽出された場合には現地調査を行う。高さ1mを超える微地形等を現地で確認する。(土石到達範囲設定の参考とする。)

(5) 土質定数の調査【Rのみ】

対象斜面および隣接地の地盤の状況等の調査を行う。

(6) 地表状況の調査【Rのみ】

風化の度合いや地表の状況、植生等の概況を確認する。

(7) 危害のおそれのある土地の区域の修正【Y・R】

現地調査結果より必要に応じて危害のおそれのある土地の区域を修正する。

(8) 著しい危害のおそれのある土地の区域の修正【Rのみ】

現地調査結果や対策工の施設効果の評価により、必要に応じて著しい危害のおそれのある土地の区域を修正する。

3 対策施設状況調査および評価【Rのみ】

対象箇所に対策施設がある場合、その状況を調査の上、安定計算等を実施し、施設として評価が可能か否かを判定する。

(1) 机上調査：対策施設の諸元を施設台帳等の資料より把握し整理する。

(2) 現地調査：施設台帳だけでは確認できない寸法を確認する。施設台帳等の整備されていない公共事業による施設及び民間による施設等が確認された場合、手引き等に記載されている必要な項目について調査する。

4 危害のおそれのある土地の区域の調査【Y・R】

危害のおそれのある土地の区域の調査項目は次のとおりとし、収集資料で把握できない箇所については現地にて確認する。

(1) 土地利用状況調査

(2) 人家（人家戸数、建築構造）調査

(3) 公共施設等調査

(4) 警戒避難体制に関する調査

(5) 関係諸法令の指定状況の調査

5 とりまとめ調査作成【Y・R】

上記1～4の調査結果について公示図書に使用できるようとりまとめ、調査として整理するものとする。

Ⅲ 基礎調査（土石流）

1 机上調査（土砂災害警戒区域：Y及び土砂災害特別警戒区域：R）

危害のおそれのある土地等の区域の仮設定は次のとおりとする。区域の設定作業には基盤図及び収集した資料を使用する。また、設定のためのシステムは（財）砂防フロンティア整備推進機構の区域設定支援システム（GISソフトウェアアプリケーション）と同等以上のものを使用する。

(1) 平面及び縦断形状の把握【Y・R】

基盤図を用いて流域状況を把握し、平面上で基準地点候補地の位置や土地利用状況等を把握するとともに、現河道及び主流路沿いの縦断図を作成して勾配変化点を把握する。

- (2) 横断形状の把握【Y・R】
基盤図を用いて現河道及び主流路沿いの横断図を作成する。
 - (3) 人工構造物の調査（位置）【Y・R】
基準地点仮設定にあたり、基盤図等の既存資料より人工構造物の位置を調査する。
 - (4) 基準地点候補地の仮設定【Y・R】
基準地点候補となる谷出口、扇頂部、勾配変化点、屈曲部、狭窄部出口、横断工作物、保全対象人家、災害実績の位置を机上で設定する。
 - (5) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の仮設定【Y・R】
基盤図を用いて明らかに土石流が到達しないと認められる区域を仮設定する。
 - (6) 流域面積の算出【Rのみ】
基盤図または森林基本図を用いて基準地点を起点とした流域界についてその面積を算出する。
 - (7) 谷次数区分の把握【Rのみ】
基盤図または森林基本図を用いて、ストレーラーの手法により谷次数区分を行う。
 - (8) 基準点上流の溪床勾配【R】
基盤図を用いて基準点上流の溪床勾配を調査する。
 - (9) 浸食可能土砂量の算出【R】
土石流危険渓流カルテ、基盤図、森林基本図等により浸食可能土砂量を算出する。
 - (10) 運搬可能土砂量の算出【R】
流域面積、確率降雨量（手引き等によるトーマスプロット値を採用）等より、運搬可能土砂量を算出する。
 - (11) 危害のおそれのある土地の区域の設定【Y・R】
机上調査結果に基づいて、危害のおそれのある土地の区域を仮設定する。
 - (12) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定【Rのみ】
地形調査結果に基づいて、土石流ピーク流量の計算、流下方向、流下幅の設定等を行い著しい危害の恐れのある土地を仮設定する。
- 2 基準地点上流部の現地調査（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）
- (1) 基準地点の現地設定
現地踏査により、机上調査で仮設定した基準地点の妥当性を検証する。
ただし、基準地点が複数存在する場合には発注者と別途協議する。
 - (2) 溪床状況等の調査（主たる溪床のみ調査）
主たる溪床について現地踏査し、溪床堆積物侵食断面を谷次毎に調査する。また、踏査区間で確認できる溪岸崩壊や山腹崩壊など、土石流発生の誘因となる変状について可能な限り調査し、調査結果を平面図に記入するとともにスケッチ、写真として記録する。
なお、現地踏査結果、侵食断面が大きいなどの理由から、仮区域設定で選定した溪床以外が主たる溪床となる可能性がある場合は、その溪床（支川）も調査する。
 - (3) 地質等の調査
土質定数が標準値を使えないなど、特殊な地質等が想定される場合のみ実施する。
 - (4) 浸食可能土砂量の修正
(2)の調査結果に基づき浸食可能土砂量を算出する。
- 3 基準地点下流部の現地調査及び区域の修正
- 基準地点下流部の現地調査を行い、その結果と上記2の調査結果と併せ、危害のおそれのある土地等の修正を行う。
- (1) 土石流流下方向の調査【Y・R】
 - (2) 平面及び横断形状の調査【Y・R】
 - (3) 明らかに土石等が到達しないと認められる区域の調査【Y・R】
 - (4) 土石流流下断面、トラブルスポット等の把握及び現地確認【Y・R】
 - (5) 危害のおそれのある土地の区域の修正【Y・R】
現地調査結果より、危害のおそれのある土地の区域を修正する。
 - (6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の修正【Rのみ】
現地調査結果や対策工の施設効果を評価より、必要に応じて著しい危害のおそれのある土地の区域を修正する。

4 対策施設状況調査及び評価（対策施設がある場合のみ箇所計上）

対象箇所に対策施設がある場合、その状況を調査の上、安定計算等を実施し、施設として評価が可能か否かを判定する。

- (1) 机上調査：対策施設の諸元を施設台帳等の資料より把握し整理する。資料がない場合には現地確認をするものとし、あわせて空中写真判読を実施する。
- (2) 現地調査：点検調査等で確認されず、空中写真等で判読できる施設がある場合は、手引き等に記載されている必要な項目について調査する。

5 危害のおそれのある土地の区域の調査【Y・R】

危害のおそれのある土地の区域の調査は次の項目のとおりとし、収集資料で把握できない箇所については現地にて確認する。

- (1) 土地利用状況調査
- (2) 人家（人家戸数、建築構造）調査
- (3) 公共施設等調査
- (4) 警戒避難体制に関する調査
- (5) 関係諸法令の指定状況の調査

6 とりまとめ調書作成【Y・R】

上記1～5の調査結果について公示図書に使用できるようとりまとめ、調書として整理するものとする。

IV 基礎調査（地滑り）

1 机上調査

危害のおそれのある土地等の区域の仮設定は次のとおりとする。区域の設定作業には基盤図及び収集した資料を使用する。また、設定のためのシステムは（財）砂防フロンティア整備推進機構の区域設定支援システム（GISソフトウェア）と同等以上のものを使用する。

(1) 調査箇所

調査箇所は、既往危険箇所の外側に地滑り地形が存在し、既往危険箇所内の地滑りブロックとの関連性が認められる場合においても、原則として既往危険箇所を調査単位とする。分割・複合ブロックとなる場合も同様とする。

(2) 地形調査

地形調査は次の項目について既往調査資料等を基にして行うものとする。

- ① 地滑りの長さ・幅の設定
- ② 地滑り端末の設定
- ③ 地滑り方向の設定
- ④ 縦断線の設定
- ⑤ 地滑り面の設定
- ⑥ 地滑りブロックの設定
- ⑦ 地滑り周辺の土地の微地形等確認

2 現地調査

基盤図等から把握できない微地形等について、現地調査を実施し確認する。
また、対象区域および隣接地の地盤の状況を現地で確認する。

3 対策施設等状況調査

施工主体にかかわらず、施設管理者及び対策施設諸元について事前調査を行う。資料等で事前確認できない場合には、現地調査により確認する。

4 危害のおそれのある土地等の区域の修正

現地調査結果より、必要に応じ危害のおそれのある土地の区域を修正する。

また、現地調査結果や対策工の施設効果の評価により、必要に応じて著しい危害のおそれのある土地についても区域を修正する。

5 危害のおそれのある土地等の区域の調査

危害のおそれのある土地の区域の調査項目は次のとおりとし、収集資料で把握できない箇所については現地に確認する。

- (1) 土地利用状況調査
- (2) 人家（人家戸数、建築構造）調査
- (3) 公共施設等調査
- (4) 警戒避難体制に関する調査
- (5) 関係諸法令の指定状況の調査

6 とりまとめ調書作成

上記1～5の調査結果について公示図書に使用できるようとりまとめ、調書として整理するものとする。

V 基礎調査実施後の業務（急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り共通）

1 公示図書（案）の作成（急傾斜地の崩壊、土石流）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するため、また、基礎調査結果の市町村長への通知等使用する公示図書（案）を作成する。作成単位は危険箇所単位を基本とするが、箇所を統合する場合もあるため、発注者と協議するものとする。

告示文（案）についても市町村毎に作成する。作成にあたっては告示文作成要領を参照し、発注者が貸与する様式を用いるものとする。

また、上記資料の作成にあたっては、発注者が別途示す「申請書類チェックリスト」を用いて記載内容に誤謬のないよう留意するものとする。

2 土砂災害ハザードマップ作成補助

関係市町村が土砂災害ハザードマップを作成するための基礎資料として、本業務における成果資料等を活用し、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説」等を参考にしながら、土砂災害警戒区域等や避難場所、主要道路等警戒避難時に必要となる項目を記載した資料を関係市町村と協力して作成する。資料はA3を標準とし、住民が見やすいように適切な縮尺とする。

また、作成単位は町内会（または大字）単位を基本とするが、発注者及び関係市町村と協議し、決定するものとする。

3 住民説明会の補助

基礎調査の結果に係る住民説明会に関して、発注者の補助を行う。

発注者側が土砂災害防止法、基礎調査結果の概要等の説明を行い、受注者側は、説明会資料作成、区域設定に関する具体的な説明、議事録とりまとめ等を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第10条 本業務の成果品は、以下の通りとする。

(1) 報告書（A4版、ワープロ製本） 1部

(本編)

- ・調査の概要、結果、課題等

(資料編)

- ・指定実務管理票
- ・打ち合わせ協議簿
- ・住民説明会議事録、出席者一覧表、説明会使用資料
- ・資料収集整理一覧
- ・警戒避難体制整備のための基礎資料（土砂災害ハザードマップ（案））

(2) 上記の電子媒体（上記に添付） 1部

(3) 調査結果通知及び指定申請用資料（A4版、ワープロ製本） 2部

(4) 上記の電子媒体（上記に添付） 2部

(5) 区域設定結果データ（DM、TIN、オルソ、結果データ） 1式

(6) 上記の電子媒体（エクセル形式、shape形式、上記に添付） 2部

第3章 河川砂防

第3項 砂防指定地進達書類作成

I. 適用範囲

2-1 標準歩掛

本資料は、砂防指定地の進達に必要な書類作成、及び砂防指定台帳として必要な書類作成の委託費用を積算する際に適用する。

なお、本基準における対象流域面積は $A = 0.1 \sim 0.5 \text{ km}^2$ とする。

II. 標準歩掛

適用の注意事項

- ・当該対象地域は、事前に用地測量が完了していることと、国土調査が完了していることを前提とする。
- ・土地の登記簿謄本、閲覧手数料が必要な場合は別途計上すること。
- ・打ち合わせ協議記録等の費用については別途計上することとし、基点は各地域振興局とする。

(1) 座標指定 1 溪流あたり

	測量技師	測量技師補	測量助手	技師A	製図工
計画準備	1.0	1.5			
現地踏査	0.5	2.0	2.0		
告示文案	0.5	1.0			
流域図(1:5,000 程度)	0.5	0.8	1.5		
指定理由調書		0.5		0.5	
土地調書(区域の表示)	0.2	1.0			
土地調書(面積)	0.2	1.0			
指定に係る土地登記簿謄本		0.5	2.0		
現地写真		1.0	2.0		
平面図作成	0.5	2.5			2.0
座標一覧作成	0.2	1.0			
指定に係る地番ごとの面積		2.0	2.0		
砂防指定区域図(森林基本図に指定区域をおとす)	0.5	1.0	1.0		
砂防指定区域図(1:2,500 の縮尺で指定範囲と地番をおとす)	0.5	1.5	1.5		

(2) 標柱指定 1 溪流あたり

	測量技師	測量技師補	測量助手	技師A	製図工
計画準備	1.0	1.5			
現地踏査	0.5	2.0	2.0		
告示文案	0.5	1.0			
流域図(1:5,000 程度)	0.5	0.8	1.5		
指定理由書		0.5		0.5	
土地調書(区域の表示)	0.2	1.0			
土地調書(面積)	0.2	1.0			
指定に係る土地登記簿謄本		0.5	2.0		
現地写真		1.0	2.0		
平面図作成	0.5	2.5			2.0
指定に係る地番ごとの面積		2.0	2.0		
砂防指定区域図(森林基本図に指定区域をおとす)	0.5	1.0	1.0		
砂防指定区域図(1:2,500 の縮尺で指定範囲と地番をおとす)	0.5	2.0			

(3)面指定1 溪流あたり

	測量技師	測量技師補	測量助手	技師A	製図工
計画準備	1.0	1.5			
現地踏査	0.5	1.5	1.5		
告示文案	0.5	1.0			
流域図(1:5,000 程度)	0.2	1.0	1.5		
指定理由書		0.5		0.5	
土地調書(区域の表示)	0.2	1.0			
土地調書(面積)	0.2	1.0			
指定に係る土地登記簿謄本	0.2	1.0	1.0		
現地写真		1.0	2.0		
平面図作成	0.3	2.0	2.0		
指定に係る地番ごとの面積	0.5	1.0	2.5		
砂防指定区域図(森林基本図に指定区域をおとす)	0.3	0.7	1.5		
砂防指定区域図(1:2,500 の縮尺で指定範囲と地番をおとす)	3.0	1.0	2.0		

Ⅲ. 諸経費

適用の注意事項

諸経費の積算にあたっては、「設計業務等標準積算基準書及び参考資料」第1編測量業務の諸経費率を適用すること。なお、委託内容によって諸経費を低減する場合は、別途見積により処理すること。

Ⅳ. その他

本基準の適用範囲以外、及び現場条件等により特記事項を付する必要がある場合は、事業担当課と協議のうえ対応すること。

第3章 河川砂防

第4項 砂防えん堤改築詳細設計 標準歩掛（案）

・本歩掛は、施設点検及び改築に関する事前検討等が終了している既設砂防えん堤を改築（補修補強）する場合に適用する。

・本歩掛の適用範囲は、重力式（透過型・不透過型、えん堤高H＝15m未満）とする。

（1基当たり）

区分 \ 職種		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
設計計画				0.5	0.5	0.8		
現地踏査					1.0	1.5	1.5	1.5
基本事項決定				1.0	1.5	2.0	2.0	
施設改築設計	本えん堤工				1.3	1.8	2.3	2.8
	副えん堤工					1.3	1.0	1.8
	水叩き工						0.5	0.8
	側壁護岸工						0.5	0.8
施工計画・仮設構造物設計					1.3	1.3	1.5	1.8
数量計算						1.3	2.3	2.8
照査				0.5	0.5			
総合検討				0.5	1.5	1.0		
報告書作成				1.0	1.3	1.0	1.0	1.0
合 計				3.5	8.9	12.0	12.6	13.3

1. えん堤基数が複数の場合の補正率は、「砂防えん堤詳細設計」に準じるものとする。
 2. 現地踏査が必要ない場合は、その人員数を控除する。
 3. 施設改築設計内訳は、小項目に示したもので該当しない工種がある場合は、その人員数を控除する。
- なお、設計計算は本業務区分の各小項目に含む。

砂防えん堤改築詳細設計業務 特記仕様書（案）

1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県制定「設計業務等共通仕様書（令和〇〇年１０月１日以降適用）」に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は、次の通りとする。

第１章 総 則

第１条 業務目的

本業務は、県内の老朽化した既設砂防えん堤について、別途実施した点検や対策方針等の検討結果を踏まえ、施設の改築（補修補強）のための詳細設計を行うことを目的とする。

第２条 資料の貸与

本業務で貸与する資料は、次の通りとする。

- ・砂防設備台帳
- ・砂防施設カルテ
- ・砂防施設の点検・改築検討業務報告書

第２章 業 務 内 容

第１条 砂防えん堤改築詳細設計

1. 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2. 現地踏査

貸与資料等をもとに現地調査を行い、えん堤改築設計において必要となる施工条件等の現地状況を把握し、整理するものとする。

3. 基本事項決定

既設えん堤の安全度をもとに、事前の検討業務で選定された改築工法を精査し、最終的に改築工法を決定するものとする。

なお、既設えん堤の安全度は、安定照査及び応力度照査で確認するものとする。

（安定照査項目）

転倒 滑動 地盤支持

（応力度照査項目）

堤体のせん断強度 転石による衝撃力（土石流対策の場合）

4. 施設設計

決定した改築工法に基づいて、構造を検討し、安定計算及び応力計算を行い、細部構造を決定し、設計図面の作成を行うものとする。

対象範囲：①本えん堤工、②副えん堤工、③水叩き工、④側壁護岸工

5. 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

工事の特徴や現地の制約条件等を把握し、施工方法や施工順序を考慮し、工事用道路やコンクリート打設計画等の概略施工計画を立案するものとする。

なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

工事の特徴や施工計画を踏まえ、工事施工に必要な水替え計画や工事用道路などの仮設物について概略設計を行うものとする。

6. 数量計算

詳細設計で作成した設計図面等に基づき、各工種毎の数量計算を行い、数量計算書を作成するものとする。

7. 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に報告書を提出するものとする。

- ①設計条件の決定に際し、実施方針、現地状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- ②設計条件及び現地条件等、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- ③詳細設計に必要な詳細細部条件の設計方針・設計手法及び一般図について、その妥当性を確認する。
- ④全ての成果品について、正確性、適切性及び整合性の確認をする。

8. 総合検討

改築設計について、総合的な検討を行うものとする。

9. 報告書作成

設計成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

第3章 成果品

第1条 成果品

次に示す成果品を作成し、提出するものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ①電子データ（CD-R） | 2部 |
| ②報告書 | 1部 |
| ③その他調査職員が指示したもの | 1部 |

第3章 河川砂防

第5項 砂防流域調査検討業務 標準歩掛（案）

- ・本歩掛は、砂防新規事業における流域内の調査を行い、砂防基本計画や対策方針の検討を実施する場合に適用する。
- ・歩掛の適用範囲は1流域とし、流域面積は $A = 1.0 \text{ km}^2$ 以内とする。

（1業務当り）

区分 \ 職種	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備			1.0	1.0			
現地調査			1.0	1.0			
計画流出量算定				2.0	2.0	4.0	4.0
対策計画検討				2.0	2.0	4.0	5.0
流域図作成			1.0	2.0	2.0	4.0	5.0
全体計画協議資料作成				1.0	1.0	2.0	2.0
報告書作成				1.0	1.0	2.0	4.0
合 計			3.0	10.0	8.0	16.0	20.0

打合せ協議

（1業務当り）

区分 \ 職種	主任技師	技師A	技師B	備考
業務着手時	0.5	0.5		
中間打合せ		0.5	0.5	1階当たり
成果品納入時	0.5	0.5		

（注）中間打合せ回数は、2回を標準とするが、業務内容を勘案し増減できるものとする。

なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

砂防流域調査検討業務 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 業務目的

本業務は、県内の砂防新規事業における流域内の現地調査を行い、荒廃地・溪岸侵食状況を把握するとともに計画流出量（計画流出土砂量・計画流出流木量）を算定し、砂防基本計画や対策方針の検討を実施することを目的とする。

第2条 資料の貸与

本業務で貸与する資料は、次のとおりとする。

- ・土石流危険渓流カルテ

第2章 業務内容

第1条 砂防流域調査

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2. 現地調査

土石流危険渓流カルテ等を参考にしながら、対象流域内の荒廃状況・溪岸侵食状況を把握し、砂防流域範囲を確定する。

流域調査は次の事項に留意し実施する。

- ・基本土砂量
- ・保全対象の状況
- ・砂防施設配置箇所の選定
- ・対策計画検討

3. 計画流出量算定

現地調査をもとに、対策計画検討に必要な計画流出量（計画流出土砂量・計画流出流木量）を算定する。

4. 対策計画検討

対策計画検討は、次の事項について検討する。

- ・砂防施設配置計画
- ・計画基準点・補助基準点の整備率
- ・計画規模（計画洪水流量）
- ・費用便益（B／C）算出
- ・事業説明資料

5. 流域図作成

森林基本図等の基図に流域範囲・山腹崩壊状況・溪岸侵食状況・河床堆積物状況・土石流氾濫想定区域（被害想定区域）・保全対象施設（公共施設・人家・災害時要援護者関連施設等）・荒廃状況・保全施設の写真等を貼付け流域図を作成する。

6. 全体計画協議資料作成

国土交通省との協議に使用する資料を作成する。

7. 報告書作成

各検討内容を整理し、報告書を作成する。

第3章 成果品

第1条 成果品

次に示す成果品を作成し、提出するものとする。

1. 電子データ（CD-R） 2部
2. 報告書 1部
3. その他調査職員が指示したもの 1部

第4章 用地

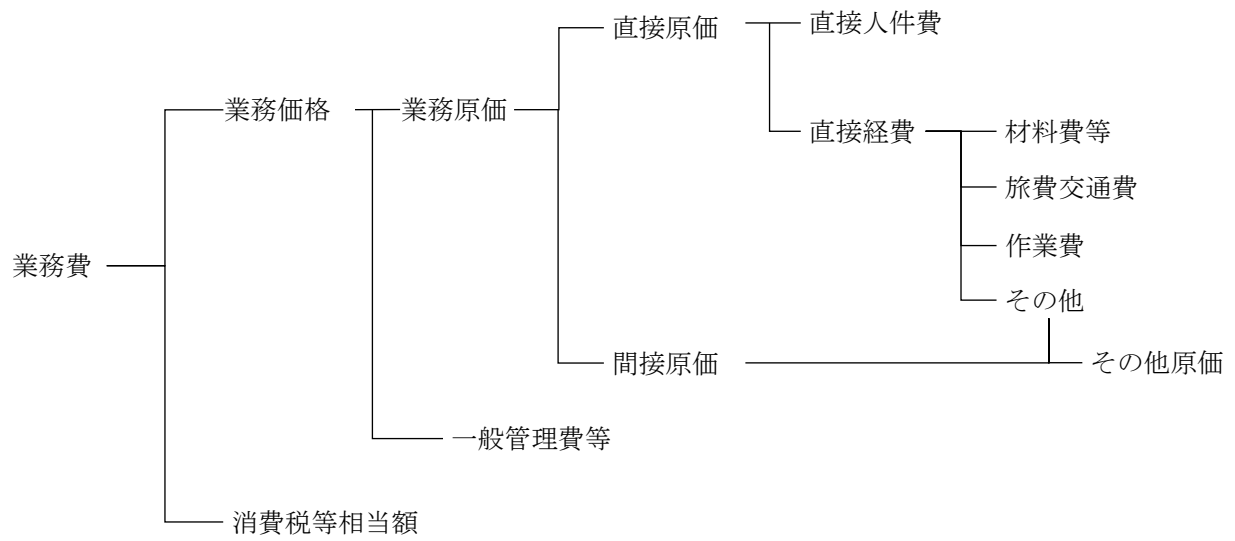
第1項 用地調査等業務費積算基準

第1 適用範囲

- 1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、秋田県建設部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。
- 2 用地調査等業務の業務範囲は次のとおりとする。
 - (1) 第4 共通
 - (2) 第5 権利調査
 - (3) 第6 建物等の調査
 - (4) 第7 営業その他の調査
 - (5) 第8 予備調査
 - (6) 第9 移転工法案の検討
 - (7) 第10 事業認定申請図書等の作成
 - (8) 第11 再算定業務
 - (9) 第12 土地評価
 - (10) 第13 補償説明
 - (11) 第14 消費税等調査
 - (12) 第15 地盤変動影響調査等
- 3 第5 権利調査のうち、1 土地の登記記録等の調査に関する積算については、秋田県建設部の定める「設計業務等標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」に基づくものとする。
- 4 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、別に定めるものとする。

ただし、これにより難い特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職種	(基準値) 規模 70㎡以上130㎡未満			補正率	(補正值) 規模 200㎡以上300㎡未満			
	外業 調査	内業 図面等	内業 算定		外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計
技師 A	0.42人	0.13人	0.13人	1.80	0.75人	0.23人	0.23人	1.21人
技師 B	0.42人	1.18人	0.48人	1.80	0.75人	2.12人	0.86人	3.73人
技師 C	0.42人	0.63人	0.37人	1.80	0.75人	1.13人	0.66人	2.54人
技師 D	—	—	0.13人	1.80	—	—	0.23人	0.23人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー１を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー２を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー１、ロー２により難い場合は、秋田県建設部が公表する「設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第１編 総則 第２章 積算基準 第１節 １－３旅費交通費 １－３－３旅費交通費の率を用いない積算（以下「１－３－３」という。）」を適用する。

ロー１ 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント

注１ 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー２ 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

１）旅費交通費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント

注１ 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡者（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

２）宿泊費・宿泊手当の積算

２）－１ 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は職員等の旅費に関する条例で定める額（宿泊費）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊費は国家公務員等の旅費支給規程別表第二の十級以下の職務にある者（秋田県）の金額とする。（国家公務員等の旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格（10,000円）を積み上げるよう注意すること）

２）－２ 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その

額は通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程別表第三の宿泊手当の金額とする。（国家公務員等の旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格（2,181円）を積み上げるよう注意すること）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

二 その他の経費

用地積算基準に定めのない経費について、必要に応じて別途計上できる。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税等税率})\}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3-1(2)の各項目について必要額を積算するものとする。

第3-1(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35パーセントとする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35パーセントとする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税等税率})$$

5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他}}{(\text{W1}) \quad (\text{W2})}$$

(1) 必要内外業日数(W_i)の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \left\lceil \frac{\sum (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})}{\text{班編制数}} \right\rceil$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、秋田県建設部が公表する「設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章 積算基準 第1節 積算基準1-2 履行期間の算定（1）」の内業の不稼働係数によるものとする。

(3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・・・・・・・12/29～ 1/3 6日間

夏季休暇・・・・・・・・・ 8/14～ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更の積算は、秋田県建設部が公表する「設計業務等積算基準書（参考資料）第1編総則第2章 積算基準 第1節 積算基準 1-9 設計変更の積算方法」に準じて算出する。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理（10,000円単位で切捨て）するものとする。

(3) 設計数量表示単位

- イ 設計数量の表示単位及び数値は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。
- ロ 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。
- ハ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ニ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ホ 設計数量の表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。
- ヘ 設計表示数値に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

- イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。
- ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び補償額又は費用負担額の算定に必要となる諸数量の計算等の作業を行うことをいう。
- ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

用地積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

ただし、第5権利調査1土地の登記記録等の調査を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師（ A ）	技 師 A
技 師（ B ）	技 師 B
技 師（ C ）	技 師 C
技 術 員	技 師 D

第4 共通

1 打合せ協議

用地調査等業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表4-1により行うものとする。

なお、用地測量業務と用地調査等業務を合併して積算し発注する場合、用地測量業務に係る打合せ協議に要する費用は、[秋田県建設部](#)の定める設計業務等標準積算基準書によるものとする（以下各業務区分において同じ。）。

表4-1

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業			備 考
				業務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ 1回当たり
			技師 A	0.50	0.50	0.50	
			技師 B	0.50	0.50	0.50	

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、各業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 複数の業務区分（例：第6建物等の調査と第7営業その他の調査など）の業務を同時に発注する場合は、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

注4 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、（主任）監督員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

2 作業計画の策定

用地調査等業務の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。

表4-2

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師	0.38	
			技 師 A	0.38	

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査、転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、設計業務等標準積算基準書により行うものとする。

表5-1

種 目	備 考
地 図 転 写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛 第7節 用地測量を適用する。 (各種目にかかる材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査（当初）	
権利者の確認調査（追跡）	
転写連続図の作成	

2 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使 用 者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02人	
			技 師 B	0.39	0.03	—	0.42人	
			技 師 C	0.39	0.19	—	0.58人	

3 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壌汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算定		
法令関係資料の調査	10,000m ²	—	技師 A	1.07	—	—	1.07人	
			技師 B	1.07	0.69	—	1.76人	
			技師 C	—	0.69	—	0.69人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

表5-4

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原 野
変 化 率	+1.00	+0.80	+0.50	+0.30	0	−0.30

注 変化率の積算は、設計業務等標準積算基準書第1章第1節1-4-2変化率の積算を適用する。

(3) 現況利用調査

現況利用調査は、土地の現況や土壌が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-5により行うものとする。

表5-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
現況利用調査	10,000m ²	—	技師 A	0.55	—	—	0.55人	
			技師 B	0.55	0.59	—	1.14人	
			技師 C	0.55	0.59	—	1.14人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(4) 聞き取り等調査（自治体）

聞き取り等調査（自治体）は、都道府県又は土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条に規定する市の環境部局及び地元自治体に対して、土壤汚染等に関する情報について聞き取り等調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-6により行うものとする。

表5-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り等調査（自治体）	機 関	—	技師A	0.38	—	—	0.38人	
			技師B	0.38	0.46	—	0.84人	
			技師C	0.38	0.46	—	0.84人	

(5) 登記履歴調査・住宅地図等調査

登記履歴調査・住宅地図等調査は、過去に遡り土地の所有者等や工場の業種等を登記記録、住宅地図・航空写真等により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-7により行うものとする。

表5-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
登記履歴調査・住宅地図等調査	10,000㎡	—	技師B	1.27	0.82	—	2.09人	
			技師C	1.27	0.82	—	2.09人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(6) 地形図等調査

地形図等調査は、旧版地形図等により、土地の形質変更の状況を調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-8により行うものとする。

表5-8

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
地形図等調査	10,000㎡	—	技師B	0.77	—	—	0.77人	
			技師C	0.77	1.20	—	1.97人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(7) 聞き取り調査（地元精通者等）

聞き取り調査（地元精通者等）は、地元精通者等に対して、土壌汚染等に関する情報について聞き取り調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-9により行うものとする。

表5-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り調査 (地元精通者等)	10,000m ²	—	技師A	0.86	—	—	0.86人	
			技師B	0.86	0.59	—	1.45人	
			技師C	—	0.59	—	0.59人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(8) 報告書作成

報告書は、調査を行った結果を報告書様式及び図面等により作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-10により行うものとする。

表5-10

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
報告書作成	業 務	—	主任技師	0.45人	
			技師 A	0.65人	
			技師 B	1.01人	
			技師 C	1.14人	

第6 建物等の調査

1 建物等の区分

建物等の調査は、表6-1の区分によって行うものとする。

表6-1

区 分	区 分 の 細 目
建 物	木造建物の調査及び算定
	木造特殊建物の調査及び算定
	非木造建物の調査及び算定
工 作 物	機械設備の調査及び算定
	生産設備の調査及び算定
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
	立竹木の調査及び算定
	庭園の調査及び算定
	墳墓等の調査及び算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。

この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ）

表6-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.50人 0.50人 0.50人	

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

なお、建物調査算定について、「調査」と「算定」を分離発注する場合の直接人件費の積算は下記により行うものとする。

イ 建物の算定のみ発注する場合は、建物算定歩掛に建物調査外業（調査）の歩掛20パーセント及び建物調査内業（図面等）の歩掛の10パーセントを計上し、直接人件費を積算するものとする。

ロ 建物の調査のみ発注する場合は、建物調査内業（図面等）の歩掛に「成果物、整理、製本等」として、技師D「算定内業」の歩掛を計上し、直接人件費を積算するものとする。

表6-3

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

（1）木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、[石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。](#)

表6-6

建物 延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80

300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。 注

2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、[石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし](#)、[石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。](#)

表6-8

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）

表6-10

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、[石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。](#)

表6-12

建物延べ 面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

(4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表6-13

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人	
		技師 A	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとする。

表6-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査 の依頼	回	主任技師	0.16	—	0.10	0.28人	
		技師 A	0.16	0.30	—	0.46人	

注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定す

る対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分 の見積	回	主任技師 技師 A	—	—	0.16	0.16人	
			—	0.24	0.27	0.51人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-16によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。

表6-16

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-17

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性 調査（1） 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43人	
法令適合性 調査（2） 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12人	
法令適合性 調査（3） 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68人	

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機械類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-18の区分によるものとする。

表6-18

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-19により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- （i）規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- （ii）機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-19

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

機械設備D	事業所	設置面積	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
		400㎡以上	技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
		600㎡未満	技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-20の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

機械設備Aの場合

表6-20

機械設備 の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備 の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-21によって行うものとする。

表6-21

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装 置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

（2）生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-22の区分によるものとする。

表6-22

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整又は沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-23より行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-23

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-24の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-24

設備の延べ 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-25によって行うものとする。

表6-25

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設 備)	主任技師 技 師 A	0.23 0.23	— 0.41	0.36 0.23	0.59人 0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-26によるものとする。

表6-26

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-27

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-28の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-28

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物について
の見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-29によって行うもの
とする。

表6-29

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-30の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-31により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-30の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-30

区 分	判 断 基 準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくなるものをいう。 ③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。 ④生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。 D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。 G そ の 他 鑑賞等を目的に植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものは除く。

用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特 用 樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪 炭 林	1,000m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
収 穫 樹	1,000m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹 林	1,000m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗 木 (植木畑)	1,000m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表6-32の補正を行うものとする。

表6-32

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6-33によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-32により行うものとする。

表6-33

区 分	判 断 基 準
庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記 A 以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等において庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記 A 及び B 以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表6-34

区分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-35の補正率表を適用するものとする。

注 2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-35

設備の延べ 面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-36

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-37

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳墓A	10m ²	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳墓B	10m ²	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳墓C	10m ²	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳墓D	10m ²	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳墓E	10m ²	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-38により行うものとする。

表6-38

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地 移転要件の 該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

（1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-39により行うものとする。

表6-39

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案 1案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-37を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-40により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 7 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-40

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の 設計案の作成	設計案 1案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計

（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 7 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

第7 営業その他の調査

1 営業その他の区分

営業その他の調査は、表7-1の区分によって行うものとする。

表7-1

区 分
営業に関する調査及び算定
居住者に関する調査
動産に関する調査及び算定
その他通損に関する算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査、3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うものにのみ適用する。

表7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.34人	
			技師 B	0.34人	

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師 A	0.52	0.68	0.68	1.88人	
			技師 B	0.52	1.63	1.64	3.79人	
			技師 C	0.52	4.06	—	4.58人	
			技師 D	—	—	0.46	0.46人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表7-4

難易区分	営 業 A	営 業 B	営 業 C	営 業 D	営 業 E
補 正 率	0. 80	1. 00	1. 40	1. 80	3. 00

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、1 営業所かつ1 業種のもの。

営業Bとは、法人で、1 営業所かつ1 業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

5 仮営業所設置工事費用の調査及び算定

仮営業所の設置については、プレハブリース建物で仮営業する場合と賃貸物件によって仮営業する場合の2区分とし、これに要する直接人件費の積算は、表7-5により行うものとする。

表7-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18人	
			技師 B	0.33	0.87	0.56	1.76人	
			技師 C	0.33	0.25	—	0.58人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18人	
			技師 B	0.50	0.25	0.31	1.06人	
			技師 C	0.50	0.50	—	1.00人	

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世 帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.08	—	0.13人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師 C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.66	0.06	0.06	0.78人	
			技師 C	0.66	0.24	0.09	0.99人	
			技師 D	—	—	0.11	0.11人	
店 舗	店 舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.23	0.05	0.04	0.32人	
			技師 C	0.23	0.18	0.10	0.51人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師 C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師 C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師 C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

表7-8

床面積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査あり）	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	—	0.06	0.05	0.11人	
			技師 C	—	0.16	0.14	0.30人	
仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査なし）	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.14	0.14人	
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.48	0.48人	

9 標準家賃の算定

標準家賃の算出及びこれに伴う取引事例収集の直接人件費の積算は、表7-10により行うものとする。

表7-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
標準家賃の算出	標準家賃	—	技師 B	—	—	0.07	0.07人	
			技師 C	—	—	0.07	0.07人	

10 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-11を適用することができる。

また、算定にあたって標準家賃の算出が必要となる場合には、表7-10により別途計上するものとする。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-12を適用するものとする。

表7-11

区 分	単位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 (仮住居あり・標準家賃調査あり)	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13人	
		技師 B	0.28	0.12	0.16	0.56人	
		技師 C	0.28	0.40	0.71	1.39人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 (仮住居あり・標準家賃調査なし)	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13人	
		技師 B	0.28	0.06	0.16	0.50人	
		技師 C	0.28	0.24	0.71	1.23人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-12

区 分	単位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 (仮住居なし)	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10人	
		技師 B	0.28	0.06	0.11	0.45人	
		技師 C	0.28	0.24	0.57	1.09人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 本表は、表7-11下段より表7-9中段の人員を控除したものである。

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または秋田県建設部の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。

（留意点）建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1より行うものとする。

表8-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.76人 0.76人 0.76人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。

ただし、1事業所の予備調査を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表8-2の歩掛に表8-3の補正を行うものとする。

（参考）1業務の直接人件費＝（単位当たり単価×補正率×権利者数）

表8-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人	

表8-3

権 利 者 数	補正率
3 未満	1.00
3 以上 ～ 5 未満	0.90
5 以上 ～ 10 未満	0.80
10 以上	0.70

4 企業内容等の調査

企業の内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

表8-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所（企業）	技師 A	0.70	0.35	1.05人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査とは、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-5により行うものとする。

なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を現況測量等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用を計上するものとする。また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表8-6により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表8-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地全体の配置	事業所	300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.28	0.18	0.46人	
			技師 B	0.28	0.97	1.25人	
			技師 C	0.28	0.28	0.56人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を検討する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表8-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用実態追加調査	1回 当たり	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.10	0.03	0.13人	
			技師 B	0.10	0.05	0.15人	
			技師 C	0.10	0.05	0.15人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表8-7

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

6 建物調査

建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-8により行うものとする。

表8-8

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.10	0.68人	
			技師 A	0.44	0.58	—	1.02人	
			技師 B	0.44	0.70	0.37	1.51人	
			技師 C	—	0.03	0.26	0.29人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表8-9の補正率表を適用するものとする。

表8-9

建物面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

7 機械設備等調査

機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8－10により行うものとする。

表8－10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備等	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.90	0.21	0.30	1.41人	
			技師 A	0.90	0.78	1.44	3.12人	
			技師 B	0.90	1.50	—	2.40人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8－11の補正率表を適用するものとする。

表8－11

機械設備の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

8 移転計画案の作成

移転計画案の作成は、基準及び秋田県建設部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「細則」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の計画案２～３案を作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表８－１２によるものとする。

表８－１２

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画案の作成	事業所	300㎡以上 500㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C	0.47人 1.68人 1.15人 5.51人	

注１ 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注２ 本表規模欄の面積以外の場合は、表８－１３の補正率表を適用するものとする。

表８－１３

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7 営業その他の調査を併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。

表9-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.76人 0.76人 0.76人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-2により行うものとする。

ただし、1事業所の移転工法案の検討を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表9-2の歩掛に表9-3の補正を行うものとする。

(参考) 1業務の直接人件費＝(単位当たり単価×補正率×権利者数)

表9-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人	

表9-3

権 利 者 数	補 正 率
3未満	1.00
3以上～ 5未満	0.90
5以上～10未満	0.80
10以上	0.70

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-4により行うものとする。なお、予備調査、または、第7営業その他の調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を50パーセントに補正するものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

表9-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用し営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-5によるものとする。なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を50パーセントに補正するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表9-6により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表9-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地の使用 実態の調査	事業所	敷地面積	技師 A	0.28	0.18	0.46人	
		300㎡以上	技師 B	0.28	0.97	1.25人	
		500㎡未満	技師 C	0.28	0.28	0.56人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を認定する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表9-7の補正率表を適用するものとする。

表9-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の 使用実態 追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13人	
		300㎡以上	技師 B	0.10	0.05	0.15人	
		500㎡未満	技師 C	0.10	0.05	0.15人	

注 1 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-7の補正率表を適用するものとする。

表9-7

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

6 移転工法案の作成

移転工法案の作成は、基準及び細則の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案2～3案を作成したうえで、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表9-8によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を80パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、7 照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表9-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	備 考
移転工法案 の作成	事業所	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.47人	
			技師 A	—	1.68人	
			技師 B	—	1.15人	
			技師 C	—	5.51人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-9の補正率表を適用するものとする。

表9-9

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費 = (図面作成枚数 × 図面作成費 × 依頼度)

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計 1 棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積 × 建物 1 m² 当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物 1 m² 当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積 1 m² 当たり図面枚数は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積 1 m² 当たり・A1判)

表9-10

用途区分 建物の 延べ面積	イ	ロ	ハ
200 m ² 未満	0.067	0.087	0.047
200 m ² 以上 400 m ² 未満	0.042	0.053	0.030
400 m ² 以上 600 m ² 未満	0.035	0.044	0.026
600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	0.030	0.039	0.021
1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	0.026	0.034	0.019
1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	0.023	0.030	0.017
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	0.021	0.027	0.015
3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.019	0.024	0.013
4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.017	0.022	0.012
5,000 m ² 以上	0.016	0.020	0.011

注 用途区分：イとは、店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの。

ロとは、劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの。

ハとは、工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの。

(2) 図面作成費（1枚当たり）の直接人件費は、表9-11により行うものとする。

表9-11

種 目	職 種	単 位	A 1 判	A 2 判	備 考
図 面 作成費	技師 A 技師 C	1 枚 当たり	3.10人 1.50人	1.55人 0.75人	

(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料（標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他）の提供あるいは、設計上の方針の指示等により設計者の負担が軽減できる場合は、表9-12の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表9-12

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合。	1.00～0.80
類似の参考例がかなりある場合。	0.80～0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合。	0.60～0.40

作 成 図 面 認 定 表

権利者 図面名称						
一 般 図	表 紙					
	配置・案内図					
	仕 上 表					
	平 面 図					
	立 面 図					
	屋 根 伏 図					
	断 面 図					
	矩 形 図					

	詳 細 図					
	展 開 図					
	建 具 表					
構 造 図	基 礎 伏 図					
	基 礎 詳 細 図					
	軸 組 図					
	梁 伏 図					
	構 造 詳 細 図					
	鉄骨・鉄筋図					
	柱・梁リスト					
設 備 図	電 灯 設 備 図					
	動 力 設 備 図					
	給・排ガス図					
	その他設備図					
そ の 他 関 係 図						
合 計		枚	枚	枚	枚	枚

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

（1）図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

（2）算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価による算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

（3）見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

（4）標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は、表6-18のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表6-19の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装 置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-21を再掲したものである。

見積徴収者員数

表9-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設 備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-25を再掲したものである。

（5）規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合

表9-16

機 械 設 備 の 面 積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補 正 率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備 の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

第10 事業認定申請図書等の作成

〔一〕 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

① 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

② 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

① 相談用資料作成

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査、3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。

表10-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.95人	
			技師 A	0.95人	
			技師 B	0.95人	

3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。

- （1）法第4条地等管理台帳調査
- （2）法第4条地等物件調査
- （3）土地面積の概数積算
- （4）法第4条地面積等の積算
- （5）その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表10-1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57人	
			技師 A	1.83	2.07	3.90人	
			技師 B	1.83	2.07	3.90人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-3により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表10-1-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.87	0.87人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-4により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

表10-1-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	1.47	1.47人	
			技師 A	—	10.73	10.73人	
			技師 B	—	10.73	10.73人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 ＝（必要と認めた図面の種類数×添付図面作成費）

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表10-1-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.28	0.28人	
			技師 A	—	0.92	0.92人	
			技師 D	—	4.64	4.64人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表10-1-6の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。

- (1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表10-1-6

事業認定の対象となる距離	2.0km未満	2.0km以上 4.0km未満	4.0km以上 6.0km未満	6.0km以上 8.0km未満	8.0km以上 12.0km未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

(2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	50ha未満	50ha以上 70ha未満	70ha以上 100ha未満	100ha以上 150ha未満	150ha以上 250ha未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

(3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表10-1-7の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。

表10-1-7

関連事業	あ り	な し
補正率	1.20	1.00

② 申請図書作成

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査、3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-8により行うものとする。

表10-1-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.36人 0.36人 0.36人	

3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-9により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表10-1-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.59	0.42	1.01人	
			技師 A	1.19	0.48	1.67人	
			技師 B	1.19	0.48	1.67人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-10により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表10-1-10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.59	0.59人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-11により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) 事業説明会の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書面等

表10-1-11

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	0.96	0.96人	
			技師 A	—	7.01	7.01人	
			技師 B	—	7.01	7.01人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表10-1-12

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.22	0.22人	
			技師 A	—	0.74	0.74人	
			技師 D	—	3.75	3.75人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

[二] 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-2-1により行うものとする。

ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表10-2-2により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表10-2-1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11人	0.04人	0.06人
		技師 A	0.11人	0.04人	0.06人
		技師 B	0.11人	0.04人	0.06人

注 上表A、B、Cは次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表10-2-2

種 目	単 位	職 種	外 業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04人	0.04人
		技師 A	0.04人	0.04人
		技師 B	0.04人	0.04人

注 上表A、Bは次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表10-2-3により行うものとする。

表10-2-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.86	0.86人	
		技師 B	—	0.86	0.86人	

4 裁決申請書（案）等の作成

裁決申請書（案）等の作成とは、法第40条に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表10-2-4によるものとする。

- (1) 裁決申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 法第40条第1項第2号関係書類
- (4) 法施行規則第17条第2号イに定める書面
- (5) 法施行規則第17条第3号に定める書面
- (6) 法第36条に定める土地調書（案）
- (7) その他必要と認められる書面

表10-2-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁決申請書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.33	0.33人	
		技師 A	—	1.92	1.92人	
		技師 B	—	1.92	1.92人	

5 図面の作成

図面の作成とは、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書（案）に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調書に添付する実測平面図を作成する作業をいい、直接人件費の積算は、表10-2-5及び表10-2-6 により行うものとする。

表10-2-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.09	0.09人	
		技師 D	—	0.94	0.94人	

注 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、[－] 事業認定申請図書の作成 ①相談用資料作成 7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表10-2-6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調書添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.03	0.03人	
		技師 D	—	0.32	0.32人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表10-2-7により行うものとする。

表10-2-7

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.14	0.14人	
		技師 A	—	0.52	0.52人	
		技師 B	—	0.52	0.52人	

〔三〕 明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として〔二〕裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の直接人件費の積算は、表10-2-1又は表10-2-2により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表10-3-1により行うものとする。

表10-3-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.46	0.46人	
		技師 B	—	0.46	0.46人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書（案）等の作成

明渡裁決申立書（案）等の作成は、法第47条の3に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-3-2により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表10-3-3により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書（案）
- (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類
- (3) 法施行規則第17条の6第1項第1号に定める書面
- (4) 法施行規則第17条の6第1項第2号に定める書面
- (5) 法第36条に定める物件調書（案）
- (6) その他必要と認められる書面

（裁決申請の予定地に物件が存する場合）

表10-3-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書 （案）等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50人	
		技師 A	—	2.28	2.28人	
		技師 B	—	2.28	2.28人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表10-3-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書 (案)等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08人	
		技師 A	—	0.21	0.21人	
		技師 B	—	0.21	0.21人	

5 図面の作成

図面の作成は、物件が存する場合に既存の図面を基に物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表10-3-4により行うものとする。

表10-3-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13人	
		技師 A	—	0.68	0.68人	
		技師 B	—	0.68	0.68人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成とは、明渡裁決申立書(案)を補充する資料(協議経過説明書等)の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表10-3-5により行うものとする。

表10-3-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の 作成	件	主任技師	—	0.05	0.05人	
		技師 A	—	0.17	0.17人	
		技師 B	—	0.17	0.17人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表11-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A 技師 B	0.13人 0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、細則、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6-13、表6-15、表6-21、表6-25及び表6-29の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 6 建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、細則、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち「調査外業及び調査内業（図面等）」を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- (4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- (5) 機械設備又は生産設備(附帯工作物を含む)の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等(再調査の対象となる面積)は新設又は設置替えを行った面積とする。
- (6) 営業補償(仮営業所の設置工事費用を除く)の対象となる事業所(企業)の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定(当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう)を行うものとする。
- これに要する直接人件費の積算は、表11-2により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表7-4の補正を行うものとする。
- ただし、当初調査時点と比較して当該事業所(企業)の業務内容が大幅に変化する等、本表により難い場合には、表7-3によることができるものとする。
- なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表11-2の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。

表11-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営業(再調査・再算定)	事業所(企業)	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70人	
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88人	
			技師 C	0.16	3.44	—	3.60人	
			技師 D	—	—	0.45	0.45人	

- (7) 営業補償(仮営業所設置工事費用)の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定(当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう)を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-3により行うものとする。
- ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表により難い場合には、表7-5によることができるものとする。

表11-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース (再調査・再算定)	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.11	—	0.56	0.67人	
			技師 C	0.11	—	—	0.11人	
仮営業所設置 賃貸物件 (再調査・再算定)	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.16	—	0.31	0.47人	
			技師 C	0.16	—	—	0.16人	

第 1 2 土地評価

土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合、当該残地を含む）の更地としての正常な取引価格の算定をする業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38 年法律第152号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-1により行うものとする。

表12-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 C	0.56人 0.56人 0.56人	

3 土地評価

土地評価は、次の区分によって行うものとする。

- (1) 地域区分及び標準地選定等業務
- (2) 標準地価格の算定業務
- (3) 各画地の評価格算定業務
- (4) 残地補償算定業務

4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-2により行うものとする。

表12-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
地域区分 及び標準地 選定等業務	業 務	2 ～ 3 区 分	主任技師 技師 A 技師 C 技師 D	0.92 3.55 3.55 —	1.76 1.24 4.44 0.39	2.68人 4.79人 7.99人 0.39人	

注 1 標準地の選定は、同一状況地域区分ごとに、1 標準地の選定を行うものとしての歩掛である。

注 2 本表規模欄に定める区分の数は、取引事例比較法における近隣地域の数をいい、本表記載の規模以外のものについては、表12-3の補正率表を適用するものとする。

表12-3

近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～10
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30

5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-4により行うものとする。

表12-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.32	1.32人	
			技師 A	—	2.05	2.05人	
			技師 C	—	2.03	2.03人	
			技師 D	—	0.15	0.15人	

注 複数の標準地を設定する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

$$\text{標準地価格の算定に要する直接人件費} = \text{標準地数} \times \text{単価}$$

6 各画地の評価格算定業務

各画地評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-5によるものとする。

表12-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価格算定業務	100画地	—	技師 A	3.28	12.51	15.79人	
			技師 C	3.28	8.75	12.03人	
			技師 D	—	0.54	0.54人	

注 各画地の評価格算定業務費は、1業務当たりの画地数によって次式によるものとする。

$$\text{各画地の評価格算定に要する直接人件費} = \text{画地数} / 100 \times \text{単価}$$

7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-6により行うものとする。

表12-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償 算定業務	100画地	—	技師 A	1.55	7.48	9.03人	
			技師 C	1.55	4.60	6.15人	
			技師 D	—	0.29	0.29人	

注 残地補償算定業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。

残地補償算定に要する直接人件費 = 対象画地数／100 × 単価

(参考)

評価額の調整業務

画地価額集計後起業者の実情により別途指示する調整方針検討を基に、価格調整等を行う必要がある場合には、これに要する直接人件費の積算は、表12-7を参考とするものとする。

表12-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
評価額の 調整業務	業 務	—	主任技師	—	0.12	0.12人	
			技師 A	—	0.69	0.69人	
			技師 C	—	0.88	0.88人	
			技師 D	—	0.03	0.03人	

第13 補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、秋田県建設部用地事務取扱要綱第39条に定められた土地調書及び物件調書、同要綱第42条に定められた契約に必要な書類についての各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1により行うものとする。

表13-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.40人 0.40人 0.40人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補表13-2により行うものとする。

表13-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師 技師 A 技師 C	— 0.01 0.01	0.02 0.02 0.02	0.02人 0.03人 0.03人	

注1 技師A 1名、技師C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、13-3により行うものとする。

表13-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の 作成等	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	—	0.09	0.09人	
			技師 C	—	0.15	0.15人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	回	—	主任技師	—	0.01	0.01人	
			技師 A	0.13	0.01	0.14人	
			技師 C	0.13	0.12	0.25人	

注 直接人件費 = 単価 × 回数

第 1 4 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり、消費税等の額の補償額への加算の可否又は消費税相当額の補償の可否の調査及び判定等を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表14-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.16	0.09	—	0.25人	
			技師 B	0.16	0.13	—	0.29人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表14-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.08	0.09	—	0.17人	
			技師 B	0.08	0.13	—	0.21人	

第15 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月25日中央用対理事会決定。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

〔一〕事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-1により行うものとする。

表15-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.39人	
			技師 B	0.39人	
			技師 C	0.39人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

（1）建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技師 D	—	0.58	—	0.58人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27人	
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75人	
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80人	
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18人	
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81人	
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51人	
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78人	
			技師 D	—	0.54	—	0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.07	0.39	—	1.46人	
			技師 B	1.07	1.13	—	2.20人	
			技師 C	1.07	0.78	—	1.85人	
			技師 D	—	0.68	—	0.68人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.06	0.40	—	1.46人	
			技師 B	1.06	1.39	—	2.45人	
			技師 C	1.06	0.73	—	1.79人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.67	0.30	—	0.97人	
			技師 B	0.67	0.77	—	1.44人	
			技師 C	0.67	0.48	—	1.15人	
			技師 D	—	0.59	—	0.59人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表15-1-3、木造特殊建物にあつては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表15-1-3

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表15-1-4

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表15-1-5

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
9.50	12.30	15.90

表15-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.36	0.11	—	0.47人	
			技師 B	0.36	0.22	—	0.58人	
			技師 C	0.36	0.18	—	0.54人	
			技師 D	—	0.14	—	0.14人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、供用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び供用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-7

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

（2）工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.43	0.18	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	0.32人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。

表15-1-9

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70	7.70

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.71	0.26	—	0.97人	
			技師 B	0.71	0.74	—	1.45人	
			技師 C	0.71	0.45	—	1.16人	
			技師 D	—	0.65	—	0.65人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.84	0.37	—	1.21人	
			技師 B	0.84	0.66	—	1.50人	
			技師 C	0.84	0.61	—	1.45人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.46	0.23	—	0.69人	
			技師 B	0.46	0.74	—	1.20人	
			技師 C	0.46	0.32	—	0.78人	
			技師 D	—	0.55	—	0.55人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.57	0.28	—	0.85人	
			技師 B	0.57	0.65	—	1.22人	
			技師 C	0.57	0.23	—	0.80人	
			技師 D	—	0.51	—	0.51人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53人	
			技師 B	1.17	0.65	—	1.82人	
			技師 C	1.17	0.33	—	1.50人	
			技師 D	—	0.60	—	0.60人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38人	
			技師 B	1.00	0.73	—	1.73人	
			技師 C	1.00	0.54	—	1.54人	
			技師 D	—	0.74	—	0.74人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89人	
			技師 B	0.66	0.68	—	1.34人	
			技師 C	0.66	0.38	—	1.04人	
			技師 D	—	0.63	—	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表15-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

表15-1-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び供用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

（2）工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-12

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技師 D	—	0.34	—	0.34人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15-1-13

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33人	
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96人	
			技師 D	—	—	0.14	0.14人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64人	
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17人	
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30人	
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-5、表15-1-7及び表15-1-9の補正率表を適用するものとする。

〔二〕 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-1により行うものとする。

表15-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.60人	
			技師 B	0.60人	
			技師 C	0.60人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-2により行うものとする。

表15-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.05	0.04	0.09人	
			技師 C	0.05	0.04	0.09人	

注1 技師A 1名、技師C 1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-3により行うものとする。

表15-2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の 作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.11	0.11人	
			技師 C	—	0.21	0.21人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-4により行うものとする。

表15-2-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.45	0.10	1.55人	
			技師 C	1.45	0.36	1.81人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

【三】 その他

建物の土台及び盤高等を水準測量で計測しようとする場合は、水準測量を合併して積算し発注するものとする。

この場合の水準測量については、秋田県建設部が定める「設計業務等標準積算基準書」第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛第2節水準測量の4級水準測量観測を適用するものとする。

この場合における取扱いは、次による。

- ① 地域差による変化率は、考慮しないものとする。
- ② 計測延長は、調査対象の建物の4面〔東西南北の側面〕の延長総和に、各調査対象建物と最寄り既知点までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。
なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。
- ③ 精度管理費は、（直接人件費＋賃金＋機械経費）×精度管理係数（0.09）により算定するものとする。

別表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共 通	打合せ協議		業 務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業 務	1	
権 利 調 査	公図等の転写		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。
	地積測量図転写		m ²	100	
	土地の登記記録の調査		m ²	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。
		追跡	人	1	
	公図等転写 連続図作成		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。
	現況利用調査		m ²	100	
	聞き取り等調査(自治体)		機 関	1	
	登記履歴調査・ 住宅地図等調査		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。
	地形図等調査		m ²	100	
	聞き取り調査 (地元精通者等)		m ²	100	
	報告書作成		業 務	1	

建 物 等 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	石綿分析調査の依頼		回	1	
	石綿除去処分	見積	回	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1	
	独立工作物	見積	箇 所	1	
	立竹木		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地 移転要件の該当性の 検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の 作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案 の作成	案	1	

営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店 舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人、 家賃減収（標準家賃調査あり）	世 帯	1	
		仮住居、借家人、 家賃減収（標準家賃調査なし）	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	標準家賃の算定		標準家賃	1	
	その他	仮住居あり	世 帯	1	
		仮住居なし	世 帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	

移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面の作成		種 類	1	
裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調査添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成				

明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件		
	資料の整理・検討		権利者	1	
	明渡裁決申立書 (案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件		
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置 (再調査・再算定)	プレハブ・リース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び 標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格 算定		1 画地	1	
	残地補償算定		1 画地	1	
	評価格の調整		業 務	1	
補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料の作成 等		権利者	1	
	補償説明		回	1	

消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
事前調査・事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木道特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇 所	1	
	事後調査	木造建物・木道特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇 所	1	
	算定	木造建物・木道特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇 所	1	
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

第2項 用地補償総合技術業務費積算基準

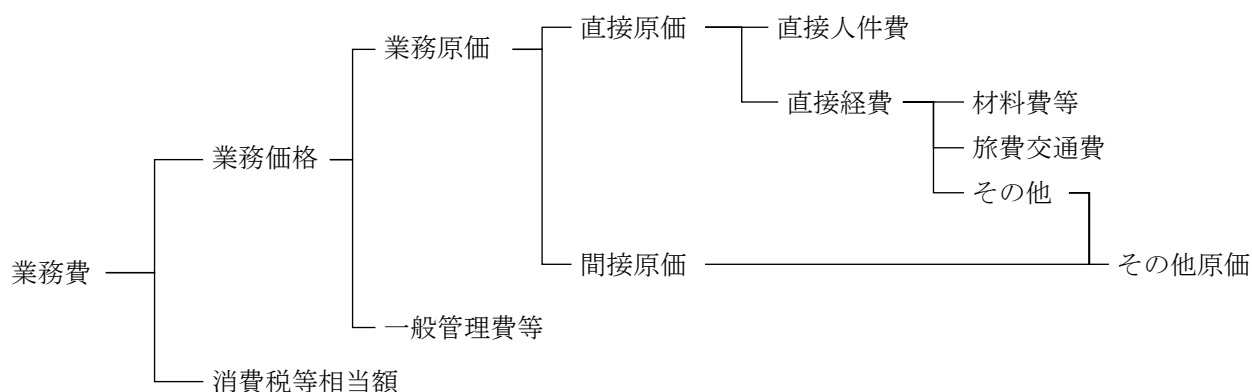
第1 適用範囲

この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。

第2 積算基準

1 業務費の構成

この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



2 業務費の内容

(1) 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。

1) 直接人件費

直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、秋田県建設部が公表する「用地調査等業務費積算基準第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 (1) 直接人件費 イ」によるものとする。

2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。ただしイ、ロ以外の直接経費は、その他原価とする。

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。

なお、打合せ協議、公共用地交渉等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。

1) 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費・熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

1) 一般管理費

一般管理費は、補償コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する補償コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分とする。

3 業務費の積算

(1) 業務費の積算方式

$$\begin{aligned}\text{業務費} &= \text{業務価格} + \text{消費税等相当額} \\ &= (\text{業務原価} + \text{一般管理費等}) + \text{消費税等相当額} \\ &= [(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) + \text{一般管理費等}] \times (1 + \text{消費税等税率})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の積算

1) 直接人件費

直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、権利者の特定、補償額算定書の照合、補償金明細表の作成、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明を含む）、移転履行状況等の確認等及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。

なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。

表1

区 分	判 断 基 準
A	用地調査等業務共通仕様書第10章第124条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの又はこれに準ずると認められるもの。

B	区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。
---	--

表2

区 分	判 断 基 準	補正率
B－イ	(1)共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。	0.30
B－ロ	(1)土地のみのもの。 (2)土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3)土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
B－ハ	(1)土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2)機械設備、生産設備等が存するもの。 (3)居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4)事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
B－ニ	(1)土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2)居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00
B－ホ	(1)土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分についてはB－イの補正率を適用せず、B－ロ～ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはB－イの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはB－ロ～ホのいずれかの補正率を適用するものとする。

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			備 考
				業務 着手時	中間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	－	技 師 長	0.38	0.28	0.24	中間打合せ 1回当たり
			技 師 C	0.23	0.17	0.14	

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、1月当たり1回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、調査職員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

注4 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

② 業務計画の策定

用地補償総合技術業務の実施に伴う業務計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4により行うものとする。

表4

種 目	単 位	区 分	職 種	内 業	備 考
業務計画書の作成	業務	—	技 師 長 技 師 A	0.63人 0.63人	

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則1業務1回とし、表5により行うものとする。

表5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	計	備 考
現地踏査	回	—	技 師 長 技 師 C	1.18 1.18	1.18人 1.18人	

注1 以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。

- ・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。
- ・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。

注2 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 ×
表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.43 0.43	0.64 0.64	1.07人 1.07人	

(区分B)

表7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B—ニ	技 師 長 技 師 C	0.07 0.07	0.09 0.04	0.16人 0.11人	

注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注 2 本表の歩掛は、表 2 の区分 B－ニを基準としたものであり、表 2 の区分によって補正を行うものとする。

⑤ 権利者の特定

権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表 8 による単価 × 権利者数

表 8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者の特定	権利者	－	技 師 長	－	0.03	0.03人	
			技 師 C	－	0.03	0.03人	

注 1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注 2 権利者の特定は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑥ 補償額算定書の照合

補償額算定書の照合は、補償額算定書について、基準及び運用方針等に適合し、完全に調整されているか照合を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9－1－1 から表 9－2 2 により行うものとする。

なお、補償額算定書の照合は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑥－1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表 9－1－1 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－1－2 により行うものとする。

表 9－1－1

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄 宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに 類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当な ものを除く

表 9-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	0.11	0.11人	
			技 師 B	—	0.59	0.59人	
			技 師 C	—	0.41	0.41人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	0.15	0.15人	
			技 師 B	—	0.85	0.85人	
			技 師 C	—	0.15	0.15人	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	0.12	0.12人	
			技 師 B	—	0.47	0.47人	
			技 師 C	—	0.22	0.22人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-1-3 の補正率表を適用するものとする。

表 9-1-3

建 物 延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
3.00	4.00	5.30

⑥-2 木造特殊建物補償額算定書の照合

木造特殊建物補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表 9-2-1 により行うものとする。

表 9-2-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技 師 長	—	0.18	0.18人	
			技 師 A	—	0.93	0.93人	
			技 師 B	—	0.56	0.56人	
			技 師 C	—	0.14	0.14人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-2-2 の補正率表を適用するものとする。

表 9-2-2

建 物 延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上
3.50	4.70

⑥－３ 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表９－３－１の構造別区分及び表９－３－２の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－３－３により行うものとする。

表９－３－１

区 分	構 造
非木造建物Ａ	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（Ｓ耐火）
非木造建物Ｂ	鉄骨造（非木造建物Ａを除く）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物Ｃ	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物Ｄ	プレハブ造（非木造建物Ｂ及び木質系の専用住宅を除く）

表９－３－２

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	１．０
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	１．３
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	０．７

構造計算を行わない場合

表９－３－３

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 Ａ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師Ｂ 技師Ｃ	－ － －	0.35 2.04 0.57	0.35人 2.04人 0.57人	用途による区分イの場合
非木造建物 Ｂ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師Ｂ 技師Ｃ	－ － －	0.34 1.67 0.65	0.34人 1.67人 0.65人	同上
非木造建物 Ｃ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師Ｂ 技師Ｃ	－ － －	0.31 1.81 0.66	0.31人 1.81人 0.66人	同上
非木造建物 Ｄ	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師Ｂ 技師Ｃ	－ － －	0.14 0.91 0.14	0.14人 0.91人 0.14人	同上

構造計算を行う場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師A 技師B 技師C	— — — —	0.35 5.47 2.04 0.57	0.35人 5.47人 2.04人 0.57人	用途によ る区分イ の場合
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師A 技師B 技師C	— — — —	0.34 4.69 1.67 0.65	0.34人 4.69人 1.67人 0.65人	同上
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師A 技師B 技師C	— — — —	0.31 3.49 1.81 0.66	0.31人 3.49人 1.81人 0.66人	同上
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師A 技師B 技師C	— — — —	0.14 0.94 0.91 0.14	0.14人 0.94人 0.91人 0.14人	同上

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-3-4 の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表 9-1-3 の補正率を適用するものとする。

表 9-3-4

建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上
9.50	12.30	15.90

⑥－４ 建物等の法令適合性の照合

建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表 9－4－1 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－4－2 により行うものとする。

表 9－4－1

区 分	区分の細目
法令適合性照合（1）	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性照合（2）	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性照合（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表 9－4－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
法令適合性照合（1） 木造建物	棟	－	技 師 長 技 師 B 技 師 C	－ － －	0.04 0.37 0.14	0.04人 0.37人 0.14人	
法令適合性照合（2） 木造建物	棟	－	技 師 長 技 師 B 技 師 C	－ － －	0.04 0.98 0.37	0.04人 0.98人 0.37人	
法令適合性照合（3） 木造建物・非木造建物	棟	－	技 師 長 技 師 B 技 師 C	－ － －	0.04 0.65 0.22	0.04人 0.65人 0.22人	

⑥－５ 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表 9－5－1 の区分によって行うものとする。

表 9－5－1

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

各区分の直接人件費の積算は、表 9-5-2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。

ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 9-5-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上	技 師 長	—	0.17	0.17人	
		200㎡未満	技 師 A	—	0.37	0.37人	
			技 師 B	—	0.50	0.50人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上	技 師 長	—	0.71	0.71人	
		600㎡未満	技 師 A	—	0.86	0.86人	
			技 師 B	—	1.38	1.38人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上	技 師 長	—	0.71	0.71人	
		600㎡未満	技 師 A	—	1.08	1.08人	
			技 師 B	—	1.72	1.72人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上	技 師 長	—	0.71	0.71人	
		600㎡未満	技 師 A	—	1.25	1.25人	
			技 師 B	—	1.98	1.98人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-5-3 の補正率表を適用するものとする。

機械設備 A の場合

表 9-5-3

機械設備の 面 積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 B、C 及び D の場合

機械設備の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40

20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
14.00	17.60

⑥－６ 生産設備補償額算定書の照合

生産設備補償額算定書の照合は、表９－６－１の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－６－２により行うものとする。

なお、生産設備ＡからＣまでの設備区域内に生産設備Ｄが存する場合には、生産設備Ｄは計上しないものとする。

表９－６－１

区 分	判 断 基 準
生産設備Ａ	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備Ｂ	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備Ｃ	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必要なもの 工場等の貯水池、浄水池（調整又は沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備Ｄ	上記ＡからＣまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、野立の広告施設、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

表９－６－２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
生産設備Ａ	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技 師 長 技 師 Ｂ 技 師 Ｃ	－ － －	0.08 0.22 0.48	0.08人 0.22人 0.48人	
生産設備Ｂ	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技 師 長 技 師 Ｂ 技 師 Ｃ	－ － －	0.08 0.28 0.55	0.08人 0.28人 0.55人	
生産設備Ｃ	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技 師 長 技 師 Ｂ 技 師 Ｃ	－ － －	0.08 0.18 0.42	0.08人 0.18人 0.42人	
生産設備Ｄ	箇 所	－	技 師 長 技 師 Ｂ 技 師 Ｃ	－ － －	0.08 0.08 0.24	0.08人 0.08人 0.24人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表９－６－３の補正率を適用するものとする。

表 9-6-3

設 備 の 延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上
3.40	4.70	6.20	7.50

⑥-7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合

附帯工作物補償額算定書の照合は、表 9-7-1 の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-7-2 により行うものとする。

表 9-7-1

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注 1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地 A とし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地 C として取り扱うものとする。

注 2 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表9-7-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技 師 長	—	0.11	0.11人	
			技 師 B	—	0.16	0.16人	
			技 師 C	—	0.42	0.42人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技 師 長	—	0.10	0.10人	
			技 師 B	—	0.23	0.23人	
			技 師 C	—	0.80	0.80人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技 師 長	—	0.13	0.13人	
			技 師 B	—	0.43	0.43人	
			技 師 C	—	1.06	1.06人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技 師 長	—	0.12	0.12人	
			技 師 B	—	0.55	0.55人	
			技 師 C	—	1.77	1.77人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技 師 長	—	0.26	0.26人	
			技 師 B	—	0.82	0.82人	
			技 師 C	—	2.57	2.57人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技 師 長	—	0.21	0.21人	
			技 師 B	—	0.49	0.49人	
			技 師 C	—	1.12	1.12人	
独立工作物	箇所	—	技 師 長	—	0.10	0.10人	
			技 師 B	—	0.10	0.10人	
			技 師 C	—	0.20	0.20人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-7-3の補正率を適用するものとする。

注3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表9-7-3

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上
5.70	7.80	10.40

⑥－８ 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表９－８－１の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－８－２により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表９－８－１の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥－７ 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表 9－8－1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きにならないものをいう。 ③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きにならないものをいう。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。

	E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 9－8－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
用 材 林	1,000㎡	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.06 0.18	0.06人 0.18人	
薪 炭 林	1,000㎡	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.05 0.23	0.05人 0.23人	
収 穫 樹	1,000㎡	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.11 0.33	0.11人 0.33人	釣り棚、囲障等を含む。
竹 林	1,000㎡	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.07 0.08	0.07人 0.08人	
苗 木 (植木畑)	1,000㎡	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.13 0.35	0.13人 0.35人	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表 9－8－3 の補正を行うものとする。

表 9－8－3

地 形	判 断 基 準	補 正 率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

⑥－9 庭園補償額算定書の照合

庭園補償額算定書の照合は、表 9－9－1 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－9－2 により行うものとする。

表 9－9－1

区 分	判 断 基 準
庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記 A 以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等において、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形され ~~て~~ おり、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記 A 及び B 以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形され ~~れ~~ おり、総合的美的景観が形成されていると認められるもの

表 9-9-2

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
庭園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.18	0.18人	
			技師 B	—	0.56	0.56人	
			技師 C	—	2.03	2.03人	
庭園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.18	0.18人	
			技師 B	—	0.51	0.51人	
			技師 C	—	1.89	1.89人	
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.11	0.11人	
			技師 B	—	0.42	0.42人	
			技師 C	—	1.55	1.55人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-9-3 の補正率を適用するものとする。

表 9-9-3

設 備 の 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
5.20	8.70	12.00

⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表 9-10-1 の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 9-10-2 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10} \right)$$

表 9-10-1

区 分		判断基準
寺院又は公営 (私営を含む) 墳墓	墳墓 A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓 B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓 C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表 9-10-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	技 師 長	—	0.07	0.07人	
			技 師 B	—	0.29	0.29人	
			技 師 C	—	0.08	0.08人	
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	技 師 長	—	0.05	0.05人	
			技 師 B	—	0.60	0.60人	
			技 師 C	—	0.02	0.02人	
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	技 師 長	—	0.05	0.05人	
			技 師 B	—	0.83	0.83人	
			技 師 C	—	0.04	0.04人	
墳 墓 D	10㎡	3~5基 (画地) 程度	技 師 長	—	0.12	0.12人	
			技 師 B	—	0.30	0.30人	
			技 師 C	—	0.11	0.11人	
墳 墓 E	10㎡	7基 (画地) 程度	技 師 長	—	0.05	0.05人	
			技 師 B	—	0.84	0.84人	
			技 師 C	—	0.02	0.02人	

⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表 9-11 により行うものとする。

表 9-11

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合	権利者	技 師 長	—	0.25	0.25人	
		技 師 B	—	0.20	0.20人	

⑥－１２ 照応建物の設計案等の照合

照応建物の設計案等の照合の直接人件費の積算は、表９－１２により行うものとする。

表９－１２

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
照応建物の 設計案等の照合	設計案 １案 当たり	技 師 長	－	0.08	0.08人	
		技 師 B	－	0.42	0.42人	
		技 師 C	－	0.04	0.04人	

⑥－１３ 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１３－１により行うものとする。
ただし、営業の内容等の難易度によって表９－１３－２の補正を行うものとする。

表９－１３－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	－	技 師 長	－	0.60	0.60人	
			技 師 B	－	2.75	2.75人	
			技 師 C	－	1.69	1.69人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表９－１３－２

難易区分	営 業 A	営 業 B	営 業 C	営 業 D	営 業 E
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.80	3.00

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、１事業所かつ１業種のもの。

営業Bとは、法人で、１営業所かつ１業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認めるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

⑥－１４ 仮営業所設置工事費用の照合

仮営業所設置工事費用の照合の直接人件費の積算は、表９－１４により行うものとする。

表９－１４

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	－	技 師 長	－	0.14	0.14人	
			技 師 B	－	0.60	0.60人	
			技 師 C	－	0.08	0.08人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	－	技 師 長	－	0.14	0.14人	
			技 師 B	－	0.42	0.42人	
			技 師 C	－	0.08	0.08人	

⑥－１５ 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１５－１により行うものとする。

表９－１５－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	－	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 C	－	0.06	0.06人	
同上 農家住家	戸	－	技 師 長	－	0.03	0.03人	
			技 師 C	－	0.07	0.07人	
同上 店 舗	店 舗	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長	－	0.03	0.03人	
			技 師 C	－	0.14	0.14人	
同上 事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 C	－	0.07	0.07人	
同上 工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 C	－	0.05	0.05人	
同上 倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 C	－	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあつて本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表９－１５－２の補正率を適用するものとする。

表９－１５－２

床 面 積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

⑥－１６ その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１６により行うものとする。

表９－１６

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	－	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 C	－	0.15	0.15人	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	－	技 師 長	－	0.04	0.04人	
			技 師 C	－	0.32	0.32人	

⑥－１７ 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表９－１７－１によるものとする。

表９－１７－１

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技 師 長	－	1.46	1.46人	
			技 師 A	－	1.72	1.72人	
			技 師 B	－	1.72	1.72人	
			技 師 C	－	1.72	1.72人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表９－１７－２の補正率を適用するものとする。

表９－１７－２

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上
14.00	18.40

⑥－１８ 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表９－１８により行うものとする。

表９－１８

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格 の照合	標準地	－	技 師 長	－	0.68	0.68人	
			技 師 A	－	0.99	0.99人	
			技 師 C	－	0.99	0.99人	

注 複数の標準地価格を照合する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

$$\text{標準地価格の照合直接人件費} = \text{標準地数} \times \text{単価}$$

⑥－１９ 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表９－１９によるものとする。

表９－１９

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額 の照合	画地	－	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 A	－	0.04	0.04人	
			技 師 C	－	0.04	0.04人	

注 各画地の評価額の照合業務費は、１業務当たりの画地数によって次式によるものとする。

$$\text{各画地の評価額照合直接人件費} = \text{画地数} \times \text{単価}$$

⑥－２０ 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表９－２０により行うものとする。

表９－２０

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額 の照合	画地	－	技 師 長	－	0.03	0.03人	
			技 師 C	－	0.01	0.01人	

注 残地補償額の照合業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。

$$\text{残地補償額照合直接人件費} = \text{対象画地数} \times \text{単価}$$

⑥－２１ 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表９－２１により行うものとする。

表９－２１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長	－	0.02	0.02人	
			技 師 B	－	0.08	0.08人	

⑥－２２ 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表９－２２により行うものとする。

表９－２２

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	0.24	0.24人	
			技 師 C	—	0.45	0.45人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	0.61	0.61人	
			技 師 C	—	1.22	1.22人	
区分所有の 建 物	戸	130㎡程度	技 師 長	—	0.07	0.07人	
			技 師 C	—	0.25	0.25人	
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技 師 長	—	0.12	0.12人	
			技 師 C	—	0.28	0.28人	

注１ 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注２ 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物については表９－１－３の補正率を、非木造建物については表９－３－４の補正率を、工作物については表９－２３の補正率をそれぞれ適用するものとする。

表９－２３

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70

⑦ 補償金明細表の作成

補償金明細表の作成に要する直接人件費の積算は、表１０により行うものとする。

表１０

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償金明細表の 作成	権利者	—	技 師 長	—	0.02	0.02人	
			技 師 C	—	0.07	0.07人	

注 補償金明細表の作成は、表１の区分を行わないものとする。

⑧ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Ａの場合 直接人件費 ＝ 表１１による単価 × 権利者数

区分Ｂの場合 直接人件費 ＝ 表１２による単価 × 表２の区分ごとの補正 ×

表２の区分ごとの権利者数

(区分A)

表 1 1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	— —	5.43 3.06	5.43人 3.06人	

(区分B)

表 1 2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	— —	0.40 0.35	0.40人 0.35人	

注 1 本表の歩掛は、表 2 の区分 B-ニを基準としたものであり、表 2 の区分によつての補正を行うものとする。

⑨-1 公共用地交渉

公共用地交渉は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者があるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。

区分 A の場合 直接人件費＝表 1 3-1～4 による単価 × 権利者数

区分 B の場合 直接人件費＝表 1 4-1～4 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正
× 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分A)

表 1 3-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.93 0.93	1.50 2.07	2.43人 3.00人	

(区分A)

表 1 3-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	4.85 4.85	3.92 6.25	8.77人 11.10人	

(区分A)

表 1 3-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.80 0.80	0.65 1.04	1.45人 1.84人	

(区分A)

表13-4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉 (補償契約書の 説明承諾)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.81 0.81	0.30 1.09	1.11人 1.90人	

(区分B)

表14-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.23 0.23	0.08 0.62	0.31人 0.85人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.81 0.81	0.43 1.42	1.24人 2.23人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.13 0.13	0.07 0.23	0.20人 0.36人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉 (補償契約書の 説明承諾)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.13 0.13	0.03 0.26	0.16人 0.39人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑨－２ 権利者以外の関係者との軽微な対応

権利者以外の関係者との軽微な対応は、公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 により行うものとする。

表 15

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者以外の関係者との軽微な対応	回	－	技 師 A	0.11	0.08	0.19人	
			技 師 C	0.11	0.08	0.19人	

注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑩ 移転履行状況等の確認等

移転履行状況等の確認は、権利者と県との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者等に対し移転履行状況等の確認等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分 A の場合 直接人件費 ＝ 表 16 による単価 × 権利者数

区分 B の場合 直接人件費 ＝ 表 17 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正
× 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分 A)

表 16

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の確認等	権利者	－	技 師 長	0.94	0.47	1.41人	
			技 師 C	0.94	0.47	1.41人	

(区分 B)

表 17

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の確認等	権利者	B－二	技 師 長	0.14	0.07	0.21人	
			技 師 C	0.14	0.07	0.21人	

注 本表の歩掛は、表 2 の区分 B－二を基準としたものであり、表 2 の区分によって補正を行うものとする。

⑪ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

$$\text{直接人件費} = \text{表 18 による単価} \times \text{関係機関数}$$

表 18

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技 師 長	0.21	0.13	0.34人	
			技 師 C	0.21	0.30	0.51人	

⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

現地条件等により下記表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。

区分	旅費交通費
用地補償総合技術業務	直接人件費の2.97パーセント

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

(4) 設計変更の積算

業務の設計変更の積算に当たっては、秋田県建設部が公表する「設計業務費等標準積算基準書（参考資料）第1編 総則 第2章 積算基準 第1節 積算基準1-9設計変更の積算方法」に準じて算出する。

(5) 設計等における数値の扱い

1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税及び地方消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

2) 端数処理等の方法

イ 補正率の扱い

標準歩掛を補正する場合、補正係数を乗じた歩掛は、小数点第3位以下を切捨てとする。

ロ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ハ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、表1-9「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

設計数量表示単位一覧表

表 19

	種別	細別	単位	数値	備考
①	打合せ協議		業 務	1	中間打合せ 1 回当たり
②	業務計画の策定		業 務	1	
③	現地踏査		回	1	
④	概況ヒアリング等	区分 A	権利者	1	
		区分 B	権利者	1	
⑤	権利者の特定		権利者	1	
⑥	補償額算定書の照合 (⑥－8 及び⑥－10を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1	
⑥－8	補償額算定書の照合 (立竹木)	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000m ² 未満 の場合は、数値を 10m ² とする。
⑥－10	補償額算定書の照合 (墳墓等)	それぞれの 区分	m ²	1	
⑦	補償金明細表の作成		権利者	1	
⑧	公共用地交渉用資料等の 作成等	区分 A	権利者	1	
		区分 B	権利者	1	
⑨－1	公共用地交渉	区分 A ①	権利者	1	
		区分 A ②			
		区分 A ③			
		区分 A ④			
		区分 B ①	権利者	1	
		区分 B ②			
		区分 B ③			
		区分 B ④			
⑨－2	権利者以外の関係者との 軽微な対応	軽微な関係者 対応等	回	1	
⑩	移転履行状況等の確認等	区分 A	権利者	1	
		区分 B	権利者	1	
⑪	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	

(6) 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から業務の終期までの期間とする。